

序章 県の施策体系

本県では、1993年2月に県民の環境に対する行動規範として策定した「千葉県環境憲章」の精神と、同年11月に制定された「環境基本法」を踏まえ、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するとともに、地域の自然、文化、産業などを含む魅力ある環境の保全により、快適な環境の実現を図っていくため、1995年3月に「千葉県環境基本条例」を制定しました。この条例は、「環境基本法」との整合性を図りつつ、県の環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を示すものです。

さらに、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第9条に基づき、「千葉県環境基本計画」を策定しています。

2019年3月に策定した第三次千葉県環境基本計画では、「恵み豊かで持続可能な千葉」の実現を目指し、5つの基本目標の達成に向けて、6つの政策分野と23の施策項目を設定しています。また、相互に関連する複数の課題の同時解決に取り組むSDGsの考え方を活用し、持続可能な社会の構築という観点から「経済」「地域づくり」「暮らし」「人づくり」に関する4つの分野横断的なテーマを設定し、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指しています。

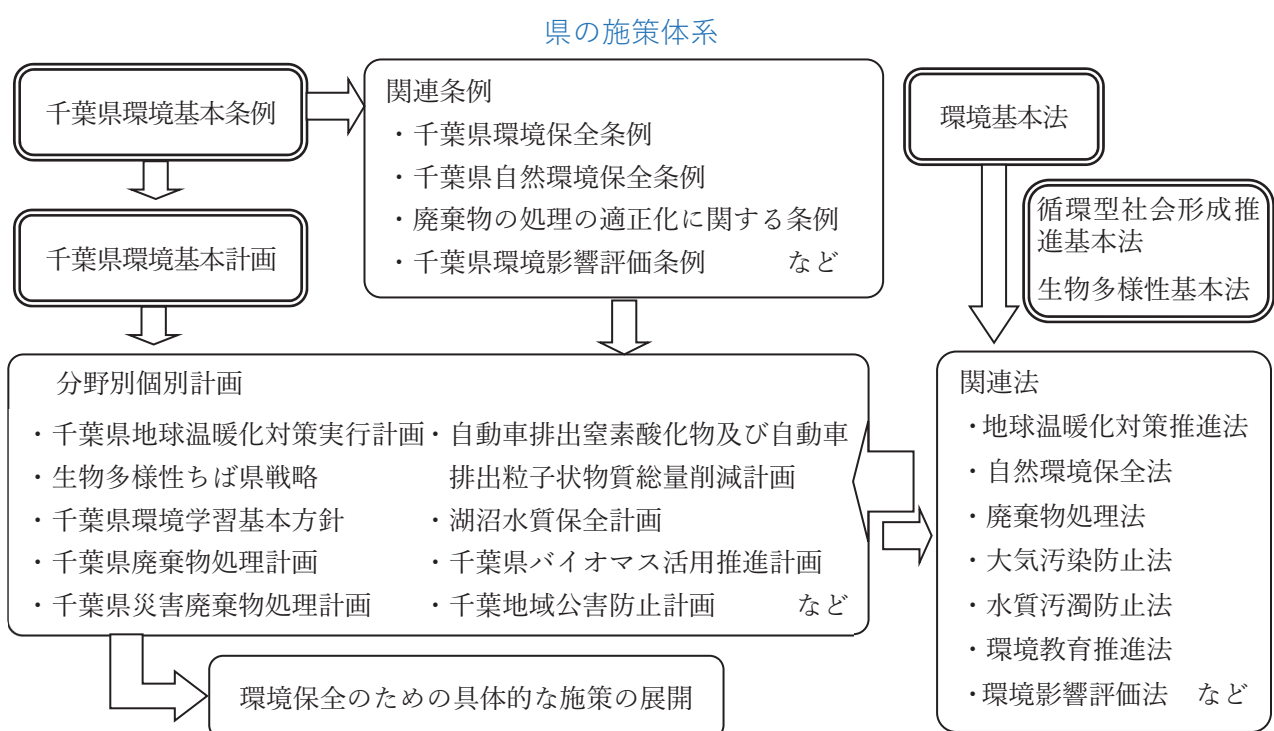
この環境白書は、条例第8条に基づき、本県の環境の状況や施策の実施状況を明らかにするとともに、2019年度における環境基本計画の進捗状況の点検・評価の結果を取りまとめたものです。

このため、本書においては、各節ごとに、次の項目に沿って、第三次千葉県環境基本計画の進捗状況等について記載をしています。

「現況と課題」：計画で示された現況と課題に対し、最新の状況を記載

「県の主な取組・施策展開」：計画で示された県の施策展開に対する実績を中心に、施策の実施状況を記載

「環境基本計画の進捗状況の点検・評価等」：計画で示された進捗を表す指標に対する状況と評価、分析と今後の対応方針を記載



第三次千葉県環境基本計画の概要図

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間：2019年度から2028年度までの10年間 4 計画の構成

第2章 計画の目標

環境問題等に対する基本認識

- 1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決
 2 地球温暖化 3 循環型社会 4 自然環境 5 生活環境 6 環境を守り育てる人・ネットワーク

目指す将来の姿

みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』

～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのチカラで築き、次の世代に伝えていく～

基本目標

- 1 地球温暖化対策の推進 2 循環型社会の構築 3 豊かな自然環境の保全と自然との共生
 4 野生生物の保護と適正管理 5 安全で安心な生活環境の保全

第3章 施策展開の基本的な考え方

分野を横断する4つのテーマを設定
 分野横断的に施策を展開

環境・経済・社会的課題の同時解決

環境と経済の好循環の創出

環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり

健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現

持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり

第4章 施策の展開方向

各分野に係る施策：6つの政策と23の施策

政策1 地球温暖化対策の推進	政策2 循環型社会の構築	政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生	政策4 野生生物の保護と適正管理	政策5 安全で安心な生活環境の保全
1 再生可能エネルギー等の活用 2 省エネルギーの促進 3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進 4 気候変動への適応	1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止 3 残土の適正管理 4 再生土への対策の推進	1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開 2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用 3 地域の特性に応じた環境の保全	1 希少野生生物の保護・回復 2 特定外来生物の早期防除 3 有害鳥獣対策の強化	1 良好な大気環境の確保 2 良好な水環境の保全 3 良好な土壌環境・地盤環境の保全 4 騒音・振動・悪臭の防止 5 化学物質・放射性物質への対策
政策6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進				
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進 2 環境保全の基盤となる施策の推進 3 環境と経済の好循環の創出 4 災害時等における環境問題への対応				

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 2 各主体に求められる役割 3 計画の進行管理（指標を活用して、マネジメントサイクルに基づき毎年度実施）

SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発のための目標）の略称で、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げ、17のゴールと169のターゲットが設定されました。

SDGsの17のゴール

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産消費形態を確保する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

出典：持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド（環境省）

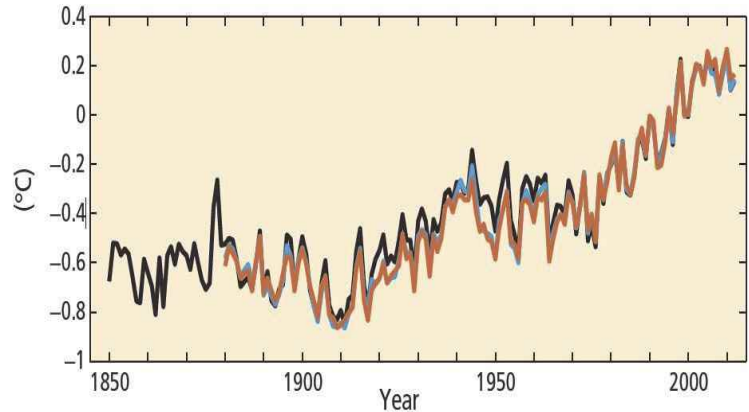
第1章 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の現状

2014年11月に*気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が作成した第5次評価報告書によると、世界の平均気温は1880年から2012年までの間に0.85℃上昇し（図表1-1）、気象庁の「気候変動監視レポート2019」においても、日本の年平均気温は100年当たり1.24℃上昇しています。また、銚子地方気象台の観測データでは、100年当たり1.1℃上昇しており（図表1-2）、世界と同様に千葉県においても地球温暖化は進行しています。

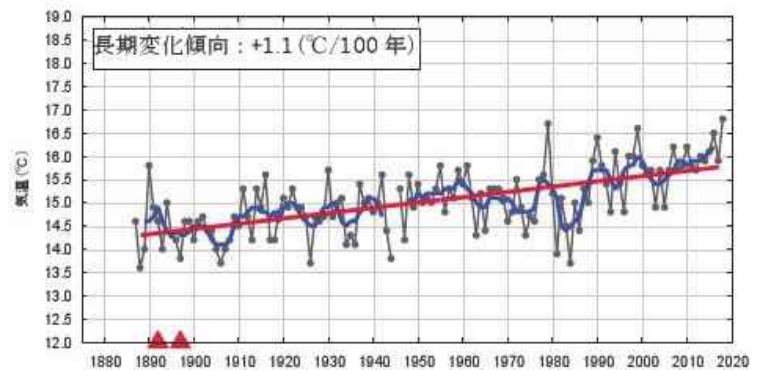
IPCCの報告では、地球温暖化は疑いの余地がなく、その主な原因は、人類の活動に伴い発生する二酸化炭素などの*温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いとされています。今後、更に気温が上昇した場合は、気候システムが地球規模で大幅に変化することにより、様々な分野で大きな影響をもたらすことが予測されています。

図表 1-1 世界の年平均気温の推移



出典：気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書

図表 1-2 銚子地方気象台における年平均気温の
年差の経年変化（1887～2018年）



注：1892年と1897年（図中の▲）に観測場所を移転しており、移転前の数値は補正した値です。

出典：気候変化レポート2018（東京管区気象台）

千葉県地球温暖化対策実行計画の策定

温室効果ガスの排出量を減少させるには、世界全体で人為的な排出を抑制していくことが重要です。

2015年12月、世界の全ての国と地域が参加し、*パリ協定が採択されました。この協定では、各国が温室効果ガスの排出削減の自主目標を設定し、地球温暖化対策に取り組んでいくこととしています。国では、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減する」ことを決定しました。

こうした動きに合わせて、本県でも地域から地球温暖化対策を進めるため、2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出削減に向けた取組をより一層推進することとしています。

温室効果ガスの排出量

千葉県における 2016 年度の温室効果ガスの排出量は 7,510 万 7,000 t（二酸化炭素換算）であり、2013 年度（基準年）と比較すると、11.5%減少しました。（図表 1-3）

2016 年度の千葉県の温室効果ガス排出量の 98.1%を二酸化炭素が占めており、これをさらに部門別に見ると、東京湾沿いに素材産業を中心とした製造業が集積していることなどから、産業部門の占める割合が 46.9%と全国（34.6%）よりも高いことが本県の特徴です。（図表 1-4）

2013 年度（基準年）と 2016 年度の二酸化炭素排出量を部門別に比較すると、県民の生活に直接関わる「家庭部門」が 18.9%、「廃棄物部門」が 15.8%、製造業などの「産業部門」が 14.4%減少しています。（図表 1-5）

地球温暖化の主因である温室効果ガスの排出量を削減するため、県民、企業、行政など全ての主体の温暖化対策の取組を推進するとともに、同時に気候変動の影響への適応策についても取り組みます。

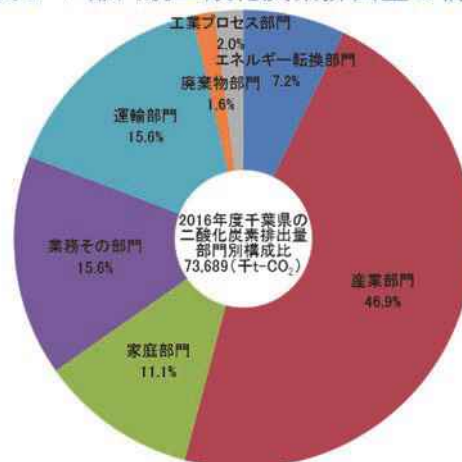
図表 1-3 千葉県の温室効果ガス排出量

(単位：千 t-CO₂)

	2013 年度 (基準年度)	2015 年度	2016 年度
二酸化炭素	83,396	75,664	73,689
メタン	641	609	592
一酸化二窒素	538	539	541
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	195	177	172
パーフルオロカーボン (PFCs)	34	65	67
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	32	17	34
三ふっ化窒素 (NF ₃)	32	12	12
合計	84,869	77,084	75,107
基準年比	—	90.8%	88.5%

注：千葉県地球温暖化対策実行計画策定後に算定方法の見直し等が行われたため、2013 年度以降、最新の数値等を用いて改めて算出しています。

図表 1-4 部門別二酸化炭素排出量の構成比



図表 1-5 部門別二酸化炭素排出量

(単位：千 t-CO₂)

	2013 年度 (基準年度)	2015 年度	2016 年度	増減率 (対基準年度)
エネルギー転換部門	5,820	5,722	5,301	-8.9%
産業部門	40,418	36,030	34,579	-14.4%
家庭部門	10,115	7,820	8,199	-18.9%
業務その他部門	12,465	11,863	11,484	-7.9%
運輸部門	11,454	11,226	11,479	0.2%
廃棄物部門	1,362	1,362	1,147	-15.8%
工業プロセス部門	1,763	1,641	1,500	-14.9%
合計	83,396	75,664	73,689	-11.6%

第1節 再生可能エネルギー等の活用



現況と課題

*再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、地球温暖化対策の推進のため、積極的に活用していくことが必要です。また、環境負荷の低減だけでなく、エネルギーの分散確保、地域経済の活性化などを図る上で重要となっています。さらに、再生可能エネルギーは、2050年までの温室効果ガスの長期大幅削減に向け、主力電源化が期待され、温室効果ガスの排出を抜本的に削減し、脱炭素化すること、すなわち持続可能な成長・発展の切り札となっています。

本県における*固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電設備の導入状況（資源エネルギー庁公表）は、2020年3月末時点において2,859.3MWで全国第3位、このうち太陽光発電設備の出力が2,720.1MWで全国第2位となっています。

再生可能エネルギーは、固定価格買取制度の導入により、大幅に導入量が増加しましたが、更なる導入にあたっては、発電コストの高さ、系統への制約、天候に左右されやすく、調整力などの課題が指摘されています。また、太陽光発電については環境面や太陽光パネルの大量廃棄も課題とされています。

このため、国においては、発電コストの低減や系統制約の改善、蓄電池の開発等による調整力の強化を進め、今後固定価格買取制度終了後に大量に廃棄が予想される太陽光パネルについては、廃棄費用の外部積立の義務化が決定するなどの取組が進められています。

県としても、国や市町村と連携しながら、これらの課題等の解決に向けた検討を進めていく必要があります。また、銚子市沖では全国に先駆けて、一般海域において漁業と協調した形で、地域の理解を得ながら大規模な洋上風力発電の設置に向けた取組が進められており、*海洋再生可能エネルギーによるクリーンな電力の供給が期待されます。

水素を利用して発電する燃料電池は、エネルギー効率が高く、省エネルギーや二酸化炭素排出削減に大きく寄与します。また、水素は利用時に二酸化炭素を排出しないため、再生可能エネルギーを利用して生産した水素は、二酸化炭素の排出がゼロのエネルギー源となります。

再生可能エネルギーによる水素の生産はコストや技術的な面で多くの課題があり、現在は普及段階にはありませんが、水素社会の構築を進めることで、二酸化炭素排出を大幅に削減する社会を早期に実現させることが期待されます。

県の主な取組・施策展開

1 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 家庭への導入促進

家庭における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、2種類の再生可能エネルギー設備（住宅用太陽光発電設備、太陽熱利用システム）について、市町村を通じて設置費用の助成事業を実施しています。2019年度は、市町村と連携し、住宅用太陽光発電設備892件、太陽熱利用システム6件の設置に対する助成を行いました。

(2) 地域（市町村・事業者等）への導入促進

商工労働部産業振興課内にワンストップ窓口を設け、民間事業者や市町村による円滑なプロジェクト展開を支援しています。また、地域振興への再生可能エネルギーの活用という視点から、市町村が住民や企業と連携して行う地域振興策の検討などの取組に対して支援を行っており、2019年度は2件のプロジェクトについて補助を行いました。

(3) 海洋再生可能エネルギーの導入促進

全国で海洋再生可能エネルギーを活用する機運が高まっている中で、本県沖の海域は、全国的にも洋上風力等のポテンシャルが高いとされていることから、導入可能性の検討を進めています。

その中で、2019年度には再エネ海域利用法が施行され、銚子市沖の海域を再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定するための手続きが進められました。

(4) バイオマス利活用の推進

県内に豊富に存在している家畜排せつ物等の様々なバイオマスは、*カーボンニュートラルという性質を有しており、燃焼させても長期的に見れば大気中の二酸化炭素を増加させないため、バイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化対策として有効な取組です。県では、バイオマスのエネルギー利用についても推進を図っています。

参照 バイオマス利活用の拡大（第2章第1節 P45）

(5) 普及啓発

市町村・県民・事業者などに対し、再生可能エネルギーについて解説したリーフレットを作成・配付したほか、千葉県ホームページにおいて再生可能エネルギーの導入に関する情報提供を行いました。

また、首都圏の*九都県市による協調した取組として、再生可能エネルギーの活用や水素利用の導入促進に向けたセミナーを開催し、需要創出に向けた普及啓発を行っています。

(6) 県自らの取組の推進

県自らの取組として、庁舎や県立学校などで太陽光発電、風力発電や小水力発電施設を導入するとともに、県有地の貸付け等を活用した再生可能エネルギー事業についても推進しており、2019年度末現在、47施設において導入されています。

図表 1-1-1 県有施設における主な導入状況

種類	主な導入状況
太陽光発電	県立学校や県営住宅、山倉ダム(13,700kW)、成田スカイアクセス沿線用地(9,000kW)、袖ヶ浦浄水場(1,030kW)など
風力発電	千葉西高校(4kW)など
小水力発電	幕張給水場(350kW)、妙典給水場(300kW)など
太陽熱利用	千葉リハビリテーションセンター、国際総合水泳場、富津公園

2 水素社会の構築に向けた取組の推進

(1) 水素の利活用に向けた環境づくり

水素エネルギーの利活用を通じた県内産業の振興を図ることを目的に、2016年度より、学識経験者・民間企業・大学・市町村等で構成する「千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム」を設置しています。2019年度は、先進地視察を1回開催しました。

また、県民に水素エネルギーを身近に感じてもらうため、「エコメッセ2019 in ちば」において、千葉市とともに*燃料電池自動車（FCV）の試乗会を実施しました。

(2) 燃料電池の普及促進

燃料電池自動車（FCV）の普及を促進するため、各種イベントにて、県が率先導入した燃料電池自動車の展示等を行いました。また、家庭用燃料電池（*エネファーム）の導入を促進するため、市町村を通じて設置費用の助成事業を実施しており、2019年度は、788件の助成を行いました。

参照 省エネルギー設備等の導入の促進（第1章第2節P24）

参照 次世代自動車等の普及促進（第1章第2節P26）

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
再生可能エネルギー導入量	10,864TJ (2017年度)	13,507TJ (2019年度)	21,500TJ (2028年度)
発電設備導入量	2,267MW	2,859MW	4,000MW
太陽光発電による再生可能 エネルギー導入量	8,969TJ (2017年度)	11,409TJ (2019年度)	15,000TJ (2028年度)
発電設備導入量	2,138MW	2,720MW	3,600MW
太陽光発電以外の再生可能 エネルギー★ ₁ 導入量	1,895TJ (2017年度)	2,098TJ (2019年度)	6,500TJ (2028年度)
発電設備導入量	129MW	139MW	400MW

★1 太陽光発電を除く、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギー導入量をいいます。

2 指標の推移についての評価

再生可能エネルギーの導入量は、主に太陽光発電設備の導入拡大により、順調に増加しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種取組が進められています。現在の導入量は太陽光発電設備がそのほとんどを占めていますが、海洋再生可能エネルギーの導入に向けた検討が確実に進むなど、太陽光発電以外の導入に向けた様々な取組も進んでいます。さらなる導入拡大にあ

たっては、地域と共生し、持続可能な形となる必要があります。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

地域と共生したかたちで、家庭や事業者、地域において温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入拡大が図られるよう、引き続き各種取組を実施していきます。

第2節 省エネルギーの促進



現況と課題

人為的な二酸化炭素の排出は、そのほとんどが電気・ガス・ガソリン等のエネルギーの消費に伴うものであるため、二酸化炭素の排出量を削減するには、節電のほか、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、住宅の高断熱化などエネルギーの消費効率を向上させる取組の実践が求められています。

節電などの日常的な省エネルギー行動は概ね定着しているものの、設備・機器の導入などといった費用や手間がかかる省エネルギー行動は実践が進んでいない部分があります。

省エネルギー行動はエネルギー消費量の抑制に資するだけでなく、家庭においては光熱費等の節約、事業者においてはコスト削減に加えて、企業イメージの向上につながるといったメリットもあるため、効果を分かりやすく示して、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要です。

県の主な取組・施策展開

1 家庭における取組・施策展開

(1) 低炭素なライフスタイルの促進

国は、温暖化対策の普及啓発に係る国民運動として、2015年度から「COOL CHOICE」キャンペーンを展開しています。

千葉県では、首都圏の九都県市による協調した取組として県民等に対し省エネ・節電の協力を呼びかける「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンや、クールビズ・ウォームビズ、クールシェアなどについて、県ホームページやポスター掲示等により普及啓発を実施しました。

また、レジ袋の過剰な使用を抑制するため、「ちばレジ袋削減エコスタイル」を展開しており、ライフスタイルを見直す活動が根付くことを目指しています。

参照 ちばエコスタイルの推進（第2章第1節 P40）

(2) 省エネルギー性能の高い住宅の普及

*ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及拡大のため、住宅を高断熱化し、高効率設備や太陽光発電などを設置することによるメリットを記載した普及啓発用チラシを作成し、各市町村や県内の住宅展示場等に設置し周知しています。

(3) 省エネルギー設備等の導入の促進

家庭における省エネルギー設備を促進するため、2種類の省エネルギー設備（*エネファーム、蓄電池）について、市町村を通じて設置費用の助成事業を実施しています。

2019年度は、市町村と連携し、エネファーム 788 件、蓄電池 1,948 件の設置に対する助成を行いました。

(4) 省エネ家電の買替え等の促進

省エネ家電への買替えを促進するためのチラシを電機商業組合、地球温暖化防止活動推進員や市町村を通じて県民に配布して啓発を行っているほか、「我が家の照明 LED 化キャンペーン」により家庭の照明を LED に替えることを推進しています。

2019年7月から9月まで実施した、家庭向け省エネキャンペーン「我が家の照明 LED 化キャンペーン」では、175件の応募がありました。

また、九都県市の取組として、エアコン又は電気冷蔵庫を対象とした「省エネ家電買替キャンペーン」を実施しました。

(5) 千葉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携による啓発

千葉県地球温暖化防止活動推進センター及び千葉県地球温暖化防止活動推進員と連携を図り、出前講座、地球温暖化対策をテーマとした各種イベントでの広報活動などを通じ、家庭における省エネ・節電について啓発を行っています。

参照 千葉県地球温暖化防止活動推進員出前講座（第6章第1節 P135）

2 事業者における取組の促進

(1) 一定規模以上の事業者による取組の促進

地球温暖化対策推進法に基づき一定規模以上の事業者に対し義務付けられている温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を活用して、本県の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を把握しており、本県の一定規模以上の事業所から排出された二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量は、国に報告された事業所全体の8.6%（2016年度）を占めています。

なお、製造業などの温室効果ガスを多く排出する事業者は、これまでの自主的な取組により一定の成果を上げているほか、国内外における事業活動全体での温室効果ガス排出量削減という観点で取組を進めているところです。

(2) CO₂CO₂スマート宣言事業所登録制度による支援

県では、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組む県内の事業者を「CO₂CO₂スマート宣言事業所」として登録し、各事業所の取組を広く紹介する制度を2016年10月から実施しています。省エネ対策に取り組む事業所のイメージアップを図ることで、自主的な省エネルギーの取組を促進するとともに、県内の事業者への取組の波及を図っています。

2020年3月末現在、省エネ項目への取組を宣言するスタンダード・コースとして603事業所、省エネ項目への取組と併せて数値目標の達成に取り組むプレミアム・コースとして6事業所、計609事業所が登録しています。（図表1-2-1）



CO₂CO₂スマート宣言事業所のロゴマーク

図表 1-2-1 CO2CO2 スマート宣言事業所の登録コース

スタンダード・コース	プレミアム・コース
温暖化対策に関する 40 の取組項目のうち 13 項目以上への取組を宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40 の取組項目のうち 18 項目以上への取組を宣言 ・ 省エネに関する数値目標の達成に取り組む ・ 毎年度、県に取組状況を報告

注：各事業所の状況に応じてコースを選択できます。

取組項目の例：照明器具や空調設備の定期的な清掃の実施、省エネルギー診断の受診、LED照明等の高効率照明の導入、エコドライブの推進等

(3) 中小企業や事務所・店舗等による取組の促進

企業における省エネルギーの促進を図るため、県内の事業者向けに、対象業種ごとに「省エネセミナー」を開催しています。これは、省エネルギー設備の導入や既存施設の運用改善等についてのセミナーであり、2019 年度は、食品を取り扱う小売業者を対象にセミナーを開催しました。また、セミナーの受講者には、省エネ診断を受診するための書類作成などの支援も実施しています。

(4) 中小企業への融資による支援

中小企業等が行う地球温暖化防止や自動車環境対策などの取組に対して、千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）により、必要な資金を融資しています。

参照 中小企業への融資による支援（第 6 章第 3 節 P148）

(5) 環境マネジメントシステムの普及促進

環境マネジメントシステムには国際規格である ISO14001 のほかに、環境省が策定したエコアクション 21 や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードなどがあります。

2019 年度は、環境マネジメントシステムについて、ホームページを利用した広報、事業者を対象とした普及セミナーの後援を実施しました。

3 自動車利用における取組の促進

(1) 次世代自動車等の普及促進

*燃料電池自動車（FCV）の普及を促進するため、県が率先導入した燃料電池自動車を各種イベントで展示しました。また、九都県市の普及啓発事業として、「エコメッセ 2019 in ちば」において、燃料電池自動車の試乗会を実施しました。



県の燃料電池自動車

さらに、燃料電池自動車の普及に当たっては、地球温暖化対策、エネルギー政策、産業振興など関連分野が多岐に渡ることから、国等の動向を注視しながら、九都県市や関係機関と連携し、普及促進に向けて取り組みました。

参照 低公害車の普及促進（第 5 章第 1 節 P91）

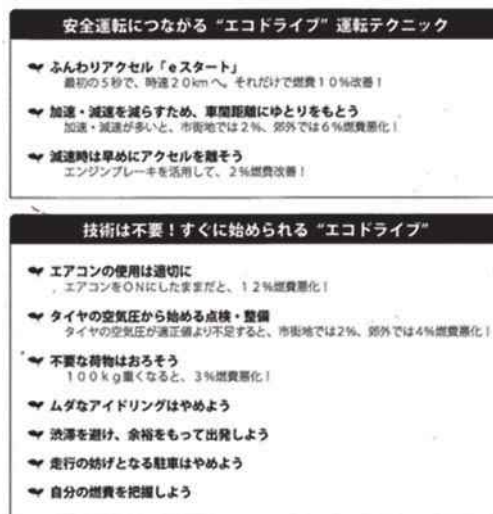
(2) エコドライブの推進

エコドライブは、誰でも取り組み、二酸化炭素と大気汚染物質の削減に効果があり、また、燃費向上による燃料代の節約、さらには交通事故防止の効果も期待できる取組です。県では、独自のパンフレット「簡単！エコドライブ・テクニック」を作成し、ホームページ、イベントなど様々な方法により、広く県民、事業者にもエコドライブに関する情報を提供しました。

また、エコドライブを体験・実感できる取組として、県民、事業者を対象に九都県市が連携したエコドライブ実技講習を開催するほか、エコドライブシミュレータやエコドライブクイズタブレットを県・市町村の環境イベント等で活用する等により、ドライバーが継続的にエコドライブに取り組めるよう働きかけを行いました。



「簡単！エコドライブ・テクニック」



九都県市「エコドライブの方法」

4 県自らの率先行動の推進

(1) 「千葉県庁エコオフィスプラン」の推進

2013年3月に「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第3次）～」を策定し、二酸化炭素排出量を2020年度までに2010年度比（294,150t）で8%削減することを目標に、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に取り組んでいます。

環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを基本とした点検・評価を行い、取組の推進を図った結果、2019年度は、二酸化炭素排出量を2010年度比で8.0%削減しました。

(2) 施設・設備の省エネルギー化の推進

施設の新設、改築の際に省エネルギー化を積極的に検討します。また、県の公用車について、「千葉県公用車のエコカー導入方針」により次世代自動車を含む*低公害車の導入を進めています。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
家庭の世帯当たりエネルギー消費量	37.0GJ/世帯 (2013年度)	33.0 GJ/世帯 (2016年度)	25.9GJ/世帯 (2030年度)
事務所・店舗等の延床面積1㎡当たりエネルギー消費量	1.78GJ/㎡ (2013年度)	1.78GJ/㎡ (2016年度)	1.07GJ/㎡ (2030年度)
製造業の生産量当たりエネルギー消費量★ ₁	5.36PJ/指数 (2013年度)	4.75PJ/指数 (2016年度)	4.82PJ/指数 (2030年度)
自動車1台当たり燃料消費量★ ₂	30.7GJ/台 (2013年度)	26.8 GJ/台 (2016年度)	22.9 GJ/台 (2030年度)
貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量★ ₃	5.63GJ/トンキロ (2013年度)	6.32 GJ/トンキロ (2016年度)	4.17GJ/トンキロ (2030年度)
日常生活における取組状況（アンケート調査★ ₄ により実施している人の割合）			
節電に努める	81.0% (2018年度)	81.3% (2019年度)	94% (2028年度)
冷暖房の設定温度を控えるにする	81.8% (2018年度)	79.8% (2019年度)	90% (2028年度)
省エネルギー性能の高い家電製品を選ぶ	68.1% (2018年度)	64.0% (2019年度)	80% (2028年度)
レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	69.5% (2018年度)	72.1% (2019年度)	80% (2028年度)
車の運転時は、急発進・急加速をしない	68.3% (2018年度)	69.9% (2019年度)	80% (2028年度)
ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数	620件 (2017年度)	583件 (2019年度)	650件 (2028年度)

★1 産業部門のエネルギー消費量を鉱工業生産指数（2013年度を100）で除したものです。低炭素社会実行計画（一般社団法人日本経済団体連合会）参加企業を除いています。

★2 運輸部門のうち旅客自動車の燃料消費量を旅客自動車保有台数で除したものです。

★3 運輸部門のうち貨物自動車の燃料消費量を貨物自動車輸送トンキロで除したものです。

★4 県政に関する世論調査です。

2 指標の推移についての評価

家庭、製造業についての指標は、目標の達成に向け概ね順調に推移しています。一方、貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量は基準年度と比べ増加しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

省エネルギーを促進する施策を展開し、各主体において取組が実施された結果、家庭や製造業では、エネルギー消費量は減少しています。

一方、貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量は増加していますが、これは基準年度と比

べ、貨物輸送トンキロが減少しているにもかかわらず、貨物自動車の燃料消費量が増加しているため、渋滞などにより輸送効率が下がった可能性が考えられます。

また、環境マネジメントシステムの認証取得事業件数が減少していますが、これは基準年に対して、エコアクション 21 の登録件数は増加していますが、ISO 14001 の登録件数が減少しているためです。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

引き続き省エネルギーを促進する施策を展開し、県民・企業・行政など様々な主体と連携して、省エネルギーを促進する取組を実施します。

また、環境マネジメントシステムについても、引き続き事業者を対象とした普及セミナーの後援など、広報に努めていきます。

第3節 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進

現況と課題

人口減少や高齢化といった社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、駅徒歩圏や地域拠点などに、医療・福祉施設、子育て施設、商業施設等の都市機能が集約立地し、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通等によりこれらにアクセスできる、すべての世代が暮らしやすいコンパクトなまちづくりが求められています。

都市・地域の構造や交通システムは、建築物の床面積や交通量の増減等を通じて、中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けることから、コンパクトなまちづくりや交通環境の整備・改善は、低炭素化に資するものであり、地球温暖化対策の面からも、これらの取組を促進することが求められています。

また、森林は、その成長の過程で大気中の二酸化炭素を吸収し炭素を貯蔵する機能を有し、地球温暖化対策の重要な役割を担っていますが、吸収源として算入されるためには、間伐などによって、適正に管理されなくてはなりません。また、森林及び都市やその周辺の緑地等は、県民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、*ヒートアイランド現象の緩和にも有効であるため、森林・緑地等を整備・保全していく必要があります。

さらに、森林などの緑（グリーン）による二酸化炭素の吸収に対し、海洋の生物による二酸化炭素の吸収は「ブルーカーボン」と言われ、森林と同様に、藻場や干潟などの沿岸域の環境を保全・再生することは温暖化対策に有効な取組です。

二酸化炭素以外の温室効果ガスの一つである*フロン類は、*オゾン層破壊物質である「*特定フロン」とオゾン層破壊物質ではない「代替フロン」に分類されます。特定フロンは地球のオゾン層の保護のため生産が規制され、代わりに代替フロンが用いられるようになりましたが、温室効果は代替フロンも大きいことから、適正な管理などの温暖化対策に資する取組を進めていく必要があります。国内では、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)により、それぞれの製品に含まれるフロン類の回収が義務付けられています。

温暖化対策を進める上で、市町村は地域の自然的・社会的特性を把握し、基礎自治体として、まちづくりの方向性を決める役割も担っているため、その役割は重要です。市町村においても、地球温暖化対策推進法で定める実行計画を策定して、地域の実情に合わせて、温室効果ガスの排出の抑制を行うための取組を行っています。

地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけでなく、地域活性化、人口減少等の多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めていることから、関連する他分野の施策と効果的な連携を図ることが求められています。



1 温暖化対策に資するまちづくり・交通施策の推進

(1) コンパクトなまちづくりの促進

今後のまちづくりの方向として、日常生活に必要なまちの機能が、住まいに近いところに集積され、住民が自動車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできるような「コンパクトなまちづくり」を進めていくことが有効です。このため、市町村が立地適正化計画を作成し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進することとしています。県としては、市町村の計画の作成が円滑に進むよう、講習会の開催及び個別の課題に応じた相談会を実施しています。

(2) 交通環境の整備・改善

道路整備による交通流の円滑化や、交通渋滞の緩和を図ることで、二酸化炭素排出量の抑制を進めています。2019年度には、首都圏中央連絡自動車道の茂原長柄スマートインターチェンジの整備や、館山自動車道の富津中央インターチェンジから富津竹岡インターチェンジ間の4車線化など、高規格幹線道路等の整備促進に取り組み、(都)新川南流山線、国道128号(実入バイパス)、横芝下総線バイパスの供用を開始しました。また、新京成電鉄(鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅間)の全線高架化が完了したことにより、交通流の円滑化が図られました。そして、高速道路ネットワークの効率的な活用のため、アクアラインの料金引き下げを継続しました。

一方、公共交通機関の利用を促進するための取組として、鉄道のバリアフリー化やノンステップバスの導入を進めています。2019年度は新たに導入したノンステップバス及びリフト付きバス、計52台11事業者を対象に補助を行いました。

また、信号機の省エネルギー化として、より省電力なLED型灯器への変更を進めています。

2 二酸化炭素の吸収源対策

(1) 森林の整備・保全対策の推進

***森林経営計画**の作成支援や、路網整備・高性能林業機械の導入による作業の集約化・低コスト化の促進により、計画的・効率的な森林整備を推進するとともに、企業や市民活動団体による森林の整備・保全活動を促進しています。特に、県営林においては、県内の森林の模範として積極的な森林整備に取り組んでいます。また、2019年度は、林業事業者等が実施した間伐33ha、その他の森林整備(植栽・下刈等)147haに対して支援を行いました。さらに、新たに成立した森林経営管理法により、市町村は森林の経営管理の円滑化に努めるものとされたことから、県は市町村による森林経営管理を支援し、森林整備の促進を図っています。

(2) 海の吸収源対策の推進

沿岸域の水生生物を増加させることは、二酸化炭素の海中や海底への固定にもつながることから、東京湾の高水温化など漁場環境の変化に対応したノリ養殖業の振興や藻場・干潟の保全・再生の取組の支援などを行っています。

2019年度は、ノリ養殖業の振興のため県が開発した高水温耐性品種「ちばの輝き」の普及や高水温時の品質低下が少ない新品種の開発を進めたほか、外房海域の「藻場の保全・回復に向

けた取組指針」を策定・公表し、干潟・藻場の維持再生に取り組む 19 グループの活動を支援しました。

(3) 県産木材の利用促進

住宅や公共建築物等への県産木材の使用を促進するなど、県産木材資源の活用を促進することで森林の保全を進めています。

新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成(27棟)や「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、公共建築物等の木造化・木質化及び公共土木工事における木材利用の促進等を通じて、県産木材の利用拡大を図りました。

また、農林総合研究センターにおいては、木質バイオマスの利用拡大に向けた研究に取り組みました。

(4) 都市等の緑化推進

都市公園や緑地は、人々に潤いや安らぎをもたらすとともに、レクリエーション活動や自然とのふれあいの場として、また、災害時の避難場所など防災拠点としてだけでなく、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化対策の役割も果たしています。

そのため、多様な機能を有する都市公園等の整備や緑地の保全を進めるとともに、市町村による緑の基本計画の策定について助言を行っているほか、一定規模以上の工場等の事業者との緑化協定の締結を行うなど、都市緑化の推進に努めています。

参照 都市における緑の空間、水辺空間の整備(第3章第3節P70)

3 地域における排出削減に向けた取組支援

(1) 千葉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携

県では、地球温暖化対策推進法に基づき、2001年2月に一般財団法人千葉県環境財団を「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」に指定するとともに、地球温暖化防止活動推進員(2020年3月末現在324名)を委嘱して地球温暖化に関する情報を収集・提供することにより、県民や事業者、民間団体の活動を支援しています。

このことにより、県はもとより市町村、県民、事業者、民間団体などが共通の認識に立ち、それぞれの役割分担のもとに、自主的に連携・協調して取組を継続、推進していくこととしています。

(2) 市町村の取組支援

地球温暖化対策推進法に基づく市町村の計画の策定や取組の推進を図るため、地球温暖化対策業務に関する市町村担当者等説明会を開催し、情報提供などの支援を行いました。

また、温暖化対策の優良事例の紹介などの情報提供を通じて公共施設への再生可能エネルギー導入を促進するとともに、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用による地域振興策を支援します。

4 フロン類対策の推進

(1) フロン類の適正な回収

業務用冷凍空調機器、カーエアコンなどに充填されたフロン類を適正に回収するため、フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類充填回収業者等の登録を促進しており、2020年3月末における登録業者は、フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者が2,534業者、自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者が519業者となっています。

(2) 事業者への指導

2019年度については、フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に延べ42回、第一種フロン類充填回収業者に延べ80回の立ち入り検査を実施し、自動車リサイクル法に基づき、フロン類回収業者に延べ427回の立入検査を実施し、空調機器の適正管理、フロン類の適正な回収等を指導しました。

(3) 啓発の実施

オゾン層保護対策推進月間(9月)に合わせて市町村にポスター、チラシを配布するほか、県ホームページで情報提供を行うなど、県民・事業者に対しフロン類の適正な回収、オゾン層保護の重要性について啓発を行いました。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
森林吸収源対策としての間伐実施面積★ ₁	573ha/年 (2016年度)	216ha/年 (2019年度)	900ha/年 (2021年度) ★ ₂
都市公園箇所数	6,974箇所 (2016年度)	7,243箇所 (2018年度)	7,040箇所 (2025年度)

★₁ 森林整備事業(補助事業)や県有林事業、その他森林所有者の自主的な取組等を含めた1年間の間伐実施面積です。

★₂ 2017年に策定した「千葉県農林水産業振興計画」における目標値で、新たな目標値が設定された場合は変更します。

2 指標の推移についての評価

森林吸収源対策としての間伐実施面積は、基準年度と比較して減少しています。

都市公園等箇所数は、主に既存公園等の都市計画決定等により増加し、目標を大幅に達成しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

森林吸収源対策としての間伐実施面積は、基準年度と比べて減少しており、その理由として、森林整備の収益性の低迷及び木材の販売が低調だったことや、2019年の房総半島台風など風倒

被害により森林整備の事業実施が困難となった箇所が発生したことなどが挙げられます。

都市の緑の保全・創出に向けた各種取組が進められています。都市公園箇所数は着実に増加傾向にあり、既存都市公園の整備や特別緑地保全地区等の指定、市民緑地制度の推進などの取組も進んでいますが、さらなる保全・創出拡大への取組として、財政面を考慮しながら都市公園等の新規整備の推進をしていく必要があります。

「コンパクトなまちづくり」を推進する立地適正化計画は、2014年度の改正都市再生特別措置法の施行により2015年度から各市町村により順次作成を開始し、2019年度には8市町が策定済みです。

フロン類を適切に回収するため、第一種フロン類充填回収業者等の登録の促進が必要です。

県民・事業者へのフロン類の適正管理やオゾン層保護の重要性への理解を促すことが必要です。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

市町村が森林環境譲与税を活用して行う森林所有者の意向調査や間伐を含む森林整備を支援するとともに、生産された間伐材等の利活用を促進していきます。

また、市町村や林業事業者との緊密な連携の下、従来の間伐等に係る補助事業のほか、森林環境譲与税を効果的に活用し、災害に強い森林づくりを進めていきます。

都市公園等の整備にあたっては、さらなる保全・創出拡大が図れるよう、限られた予算の中で効率的に進めるとともに、都市の緑の保全・創出等の取組を引き続き実施していきます。

2020年度に予定されている都市再生特別措置法の改正により、新たに立地適正化計画の記載事項として防災指針の作成が追加されることから、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化が進められるよう引き続き講習会及び個別の課題に応じた相談会を実施していきます。

県民・事業者に対し、フロン類の適正な回収、オゾン層保護の重要性について啓発を行います。

フロン類充填回収業者等の登録を促進するとともに、業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者等への指導により、フロン類の管理の適正化を図ります。

第4節 気候変動への適応

現況と課題

2014年11月に*気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が作成した第5次評価報告書によると、今後、できる限りの対策をとり、温室効果ガスの排出量を抑制したとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。私たちは、図表1-4-1に示すとおり温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、すでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」も同時に進めていく必要があります。

気候変動への適応も同時に進めていくため、気候変動適応法が2018年12月に施行されました。

適応を進めていくには、あらかじめ気候変動とその影響の現状や将来のリスクを把握し、長期的な視点に立ち、社会、経済、環境システムの脆弱性を低減して、強靭性を確保していくことが重要です。また、適応は、行政だけでなく、県民や事業者も取り組む必要があります。県民は、地域で想定される気候変動の影響を前もって知り、備えることで、日々の生活を安全・快適に維持できます。事業者は、自社の事業活動を安定して維持でき、ビジネスチャンスにつなげられる可能性もあります。

図表1-4-1 気候変動と緩和・適応の関係



出典：平成30年版環境・循環型社会・生物多様性白書（平成30年6月）を基に作成

県の主な取組・施策展開

1 気候変動による影響への計画的な適応

(1) 各分野における適応策の組み込み

国では、2015年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定しましたが、適応を進めるためには、地域ごとに異なる特徴を踏まえて検討していくことが不可欠であることから、本県においても、2016年9月に策定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」において、今後、県の適応策について計画的に取り組んでいくとしたところです。

2018年3月には、この計画に基づき、各分野の気候変動の影響を整理した上で、関係する

県の施策を抽出し、各施策における現時点の取組方針を整理した「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しました。なお、2018年12月に気候変動適応法が施行され、2019年2月に、この取組方針を同法に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けたところです。

ア 農業・林業・水産業

主な将来の影響として、気温上昇による米の品質低下などの水稻の生育への影響、高水温化によるノリの価格が高い時期の生産量の減少、病害虫による被害拡大、スギ人工林の脆弱性の増加などが懸念されています。

本県では、千葉県の独自品種で高温耐性品種の米である「ふさおとめ」・「ふさこがね」や、高水温耐性品種の海苔である「ちばの輝き」の普及推進をはじめ、高温による生育障害等を軽減するための技術の開発・普及に取り組んでいます。また、農業者等が病害虫の防除を効果的に行えるよう、病害虫の発生予察や防除指針の作成のほか、健全な森林の保全対策として間伐等の推進にも取り組んでいます。

イ 自然災害・沿岸域

主な将来の影響として、大雨事象の発生頻度（水害の発生リスク）の増加、高波・高潮のリスク増大及び砂浜の減少などの海岸侵食が予測されています。

県では、最新の科学的知見や国の動向を踏まえながら、社会資本総合整備計画に基づき河川整備事業や高潮対策事業等のハード対策の推進に取り組むとともに、雨量情報等の継続的な把握に努めています。

また、2019年度に防災研修センターを開設し、地域防災力向上のため、企業・地域の自主防災組織や行政職員などに対して、年間を通じて様々な研修を行っています。

ウ 健康

熱中症による救急搬送者数は2010年以降大幅に増加しており、ホームページや県民だよりなど県の広報手段を利用して熱中症の注意喚起を行うとともに、環境省が発行した熱中症予防リーフレットを市町村や関係機関に配付するなど、熱中症の予防・対処法の普及啓発に取り組んでいます。

また、夏の暑さ対策として、九都県市で日傘の携行や打ち水の活用を推進しており、2019年度は日傘の無料貸出しイベントを開催したほか、千葉市中心市街地まちづくり協議会が主催する「ちば打ち水大作戦2019」に協力しました。

(2) 気候変動の影響に係る情報の収集・共有等

気候変動による影響の予測には不確実性があることや気候変動影響に関する地域の情報が多くないことを踏まえ、これらの情報を継続して把握するとともに、最新の科学的知見を収集し、庁内での情報共有を図っています。

2 地域における適応策促進

(1) 県民、事業者への適切な情報提供

県は、県民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、適応策に係るリーフレットの作成や県ホームページを通して気候変動及び適応に関する情報提供を行っています。また、2019年度から新たに県民向け気候変動適応セミナーを開催し、気候変動への適応の重要性に

対する関心・理解を深めています。

(2) 市町村の取組の支援

気候変動適応法に基づく市町村の計画の策定や取組の推進を図るため、地球温暖化対策業務に関する市町村担当者等説明会を開催し、情報提供などの支援を行いました。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
気候変動による影響への適応について知っている人の割合 (県政に関する世論調査)	参考 国による調査 47.5% (2016 年度)	42.0% (2018 年度)	100% (2028 年度)
気候変動への適応に関する計画の策定市町村数	0 市町村 (2018 年度)	2 市町村 (2019 年度)	増加を目指します (2028 年度)

2 指標の推移についての評価

国の調査と比較すると県政に関する世論調査の方が、気候変動影響への適応について知っている人の割合は低いです。一方、気候変動適応計画の策定市町村数については、順調に増加しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

県民等に気候変動影響への適応に関する情報提供を行っていますが、関心や理解の広まりは一部にとどまっています。

一方、市町村に対しては、担当者説明会を開催するなどの情報提供による支援を行ったところ、2市町村において、気候変動適応計画が策定されました。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針


県民等がそれぞれ気候変動への適応を進めることができるよう、県ホームページなどにより適応に関する情報提供を行うとともに、市町村に対しては担当者説明会を開催するなどの情報提供による支援を引き続き行っていきます。

第2章 循環型社会の構築

持続可能な*循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生を抑制し、それでも廃棄物となったものは貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制していく必要があります。県民、事業者、国、県、市町村等が協力して、*3Rを推進するライフスタイルの普及や基盤づくりに取り組むとともに、廃棄物の減量化や再資源化の促進と、廃棄物の適正処理の推進に取り組めます。

第1節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

現況と課題

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを旨とした循環型社会形成推進基本法が2000年に制定され、本県においても、県民や事業者、行政により廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組を進めてきたところ


また、国は2018年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等に引き続き取り組むとともに、環境、経済、社会的側面を統合的に向上させていくことが必要としており、今後、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を実行していくこととしています。

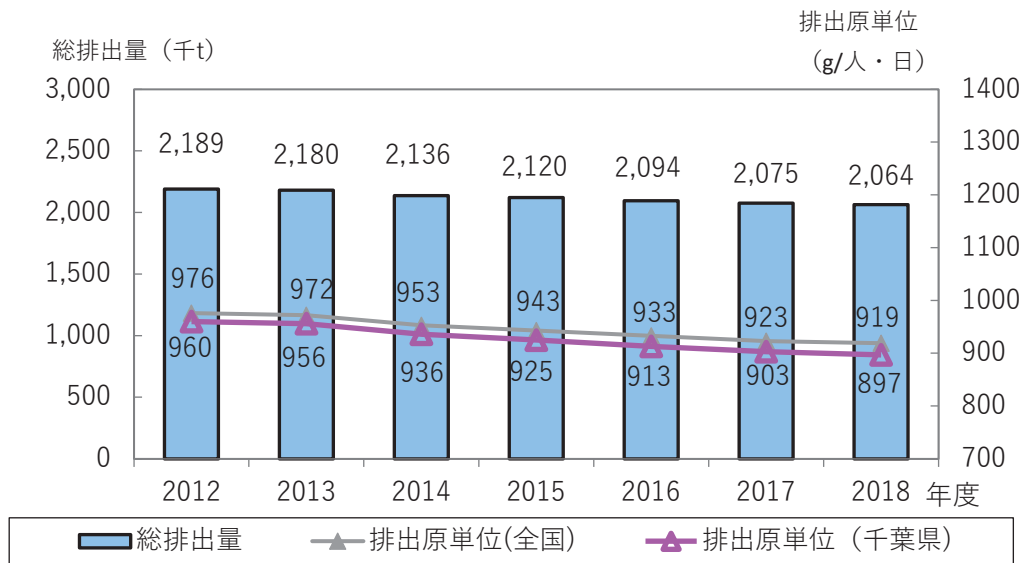
こうした状況の中、本県の廃棄物の現況を2018年度の統計数値でみると、*一般廃棄物のごみの総排出量は206万tとなっており、1人1日当たりの排出量は897gで、全国平均の919gとほぼ同様の水準となっております。また、リサイクル率は22.4%であり、全国平均の19.9%と比較するとやや高い水準ですが、近年横ばいで推移している状況です。（図表2-1-1、図表2-1-2）

一方、*産業廃棄物の排出量は、1,752万tであり、減量化や再生利用を除いた最終処分量は29万tとなっています。2012年度以降、排出量は減少傾向にありますが、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでいることから、今後、施設更新による産業廃棄物等の排出量の増加が懸念されます。（図表2-1-3、図表2-1-4）

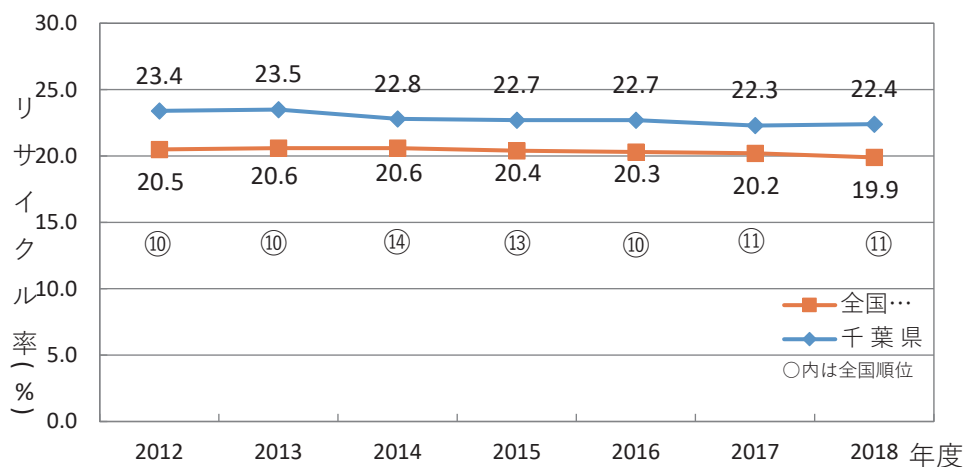
こうした中、*最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあり、最終処分場の残余容量が不足することが懸念されるため、廃棄物の減量化や再資源化を進め、最終処分量を減らす必要があります。さらに、近年では海洋中の*マイクロプラスチックによる*生態系への悪影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっていることから、プラスチックごみの発生抑制に取り組む必要があります。

こうしたことから、今後も、県民・事業者・行政などの各主体が3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース、リユース）を重点的に推進することにより、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に取り組む、循環型社会を構築していく必要があります。

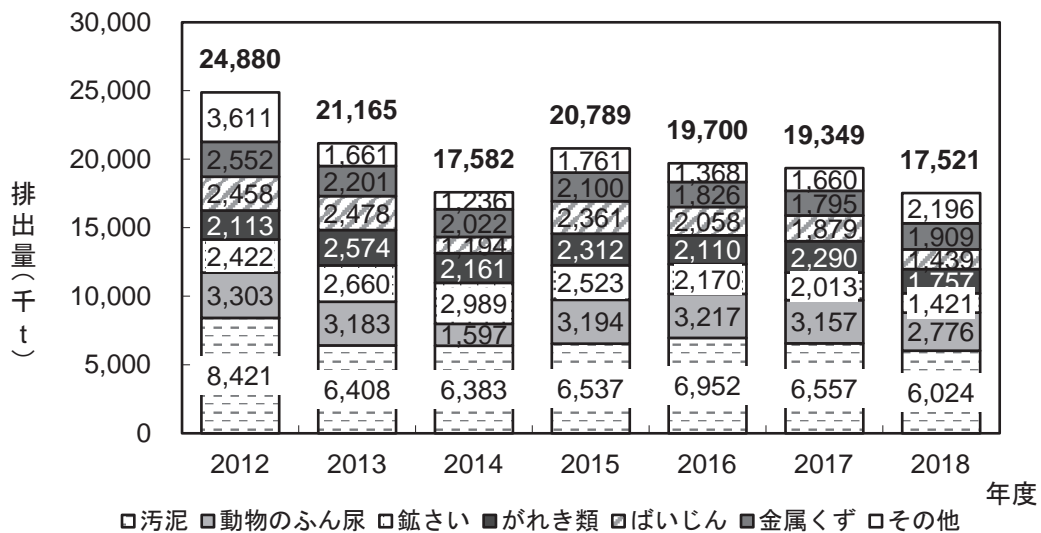
図表 2-1-1 一般廃棄物の総排出量と1人1日当たりのごみ排出量



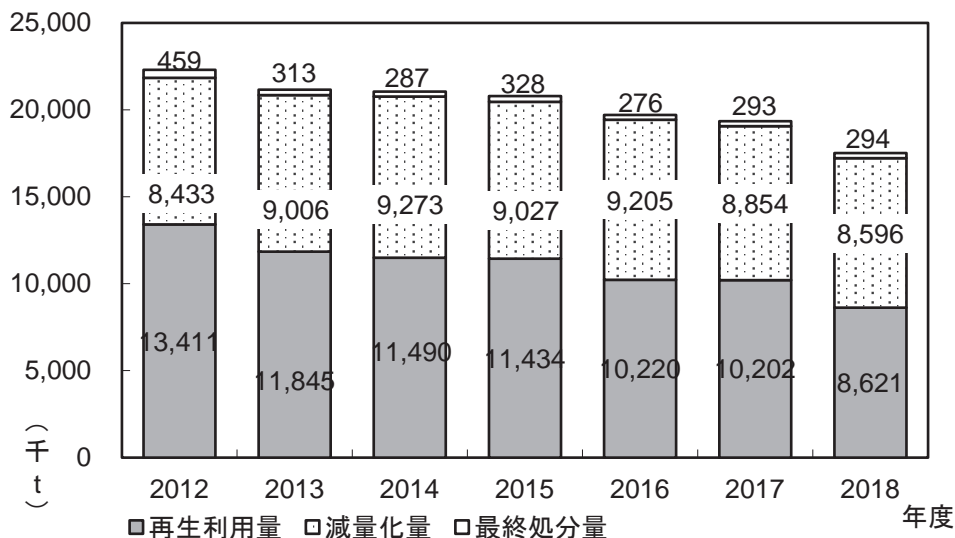
図表 2-1-2 リサイクル率の推移 (全国との比較)



図表 2-1-3 産業廃棄物の排出量と内訳



図表 2-1-4 産業廃棄物の再生利用量・減量化量・最終処分量の推移



県の主な取組・施策展開

1 資源循環を推進するライフスタイルの普及

(1) 3R 推進の普及啓発

3R に対する県民の意識を高めるため、「3R 推進月間」である 10 月を中心に市町村と協力して啓発活動を実施するとともに、普及促進に係るイベント「千葉県 3R 推進セミナー」を開催し、広く県民に呼びかけを行いました。

(2) ちばエコスタイルの推進

家庭からごみとして多く出されるレジ袋や食べ残しなどを減らすことは、一人ひとりの意識次第で「誰でも、すぐに、簡単に」できる取組です。このような取組を、ものを大切にするライフスタイル「ちばエコスタイル」への転換のきっかけとなる実践的な取組として推進しています。

ア ちばレジ袋削減エコスタイル

2008 年 10 月から、レジ袋の過剰な使用を抑制し、マイバッグの持参やレジ袋の辞退等を促進する運動である「ちばレジ袋削減エコスタイル(ちばレジエコ)」を展開しており、イベント等を通じて県民(消費者)へ協力・参加を呼びかけ、この取組に賛同する県民を「ちばレジエコサポーター」として登録しています。なお、2019 年度末現在の登録者数は 37,953 人となっています。

イ ちば食べきりエコスタイル

食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」が、全国で年間約 612 万 t(2017 年度)発生していると推計されています。

県では、食事の際の「食べきり」を進めていくことで、家庭や飲食店等からごみとして出される食品廃棄物を減らしていけるよう、「ちば食べきりエコスタイル(ちば食べエコ)」を 2009 年度から展開しており、食べ残しの削減に向けた取組を実践する飲食店や小売店などを「ちば食べきりエコスタイル協力事業者」として登録し、県ホームページ等を通じて県民へ情報提供を行っています。なお、2019 年度末現在、51 事業者 421 店舗が取組に参加して

います。

ウ ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル

2016年3月から、紙コップやペットボトルなどの使い捨て容器に替わり、繰り返し使える水筒やタンブラーなどの利用を促進する「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の取組を展開しており、この取組に賛同し、マイボトル等の容器に飲料を提供する事業者を「ちばマイボトル・マイカップ協力事業者」として登録し、県ホームページで県民へ情報提供を行っています。なお、2019年度末現在、20事業者509店舗が取組に参加しています。

(3) 各種リサイクル法等の普及啓発

ア 資源有効利用促進法

循環型社会を構築し、資源の有効な利用を総合的・計画的に推進するため、「資源有効利用促進法」では、取組が必要な業種や製品として10業種・69品目を政令で指定し、事業者が自主的に取り組むべき具体的な内容を規定しています。「指定再資源化製品」として位置付けられているパソコンと小型二次電池は、製造業者等が回収し、再資源化を行うことが義務付けられています。

県ではメーカー等によって適正にリサイクルが行われるよう、県ホームページにおいて情報提供を行っています。

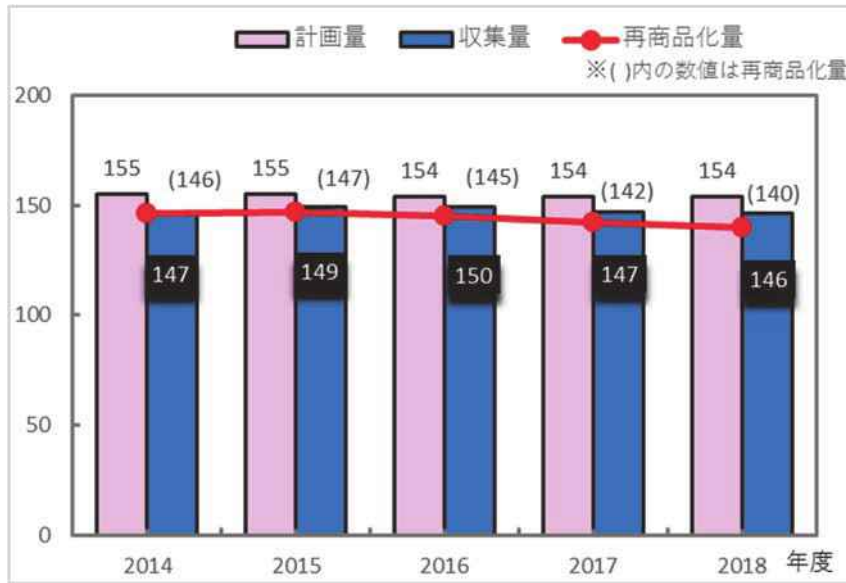
イ 容器包装リサイクル法

家庭ごみのうち、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について定めた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」により、消費者は適正な分別排出を行い、市町村は分別収集を、事業者は市町村が収集した容器包装廃棄物の再商品化を行うという役割分担が規定されています。(図表2-1-5、図表2-1-6)

図表 2-1-5 分別収集等実績量 (2018年度)

品目		計画量 (t) (A)	収集量 (t) (B)	収集率 (%) (B/A)	再商品化量 (t) (C)	再商品化率 (%) (C/B)	計画 市町村数	実施 市町村数
ガ ラ ス	無色	17,180	15,132	88.1	14,986	99.0	53	52
	茶色	12,247	10,232	83.5	10,125	99.0	53	52
	その他	12,047	11,039	91.6	10,983	99.5	54	54
ペットボトル		15,987	17,406	108.9	16,522	94.9	54	54
紙製容器包装		2,409	618	25.7	560	90.5	21	16
プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		28,784	30,875	107.3	26,519	85.9	38	36
鋼製容器包装		9,337	7,975	85.4	7,950	99.7	54	52
アルミニウム製容器包装		9,705	9,149	94.3	9,111	99.6	54	52
飲料用紙製容器包装		689	473	68.7	473	100.0	49	40
段ボール		45,696	42,939	94.0	42,783	99.6	54	53
全品目		154,082	145,838	94.6	140,013	96.0	—	

図表 2-1-6 分別収集実績の推移 (単位：千トン)



県では、同法に基づく分別収集を促進するため、各市町村が策定した「市町村分別収集計画」に基づいて「千葉県分別収集促進計画」を策定し、各市町村における分別収集等の実施状況について市町村や県民へ情報提供するとともに、容器包装廃棄物の3Rに関して普及啓発を行いました。

また、容器包装廃棄物の削減を図るため、九都県市で連携し、容器包装を減量化した商品の紹介や製造・小売事業者の取組をPRするキャンペーンを実施しました。

ウ 家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」は、廃家電のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（乾燥機）の4品目について、消費者がリサイクル費用と運搬費用を負担し、小売業者が収集運搬を行い、製造業者がリサイクルするという役割分担により、新たなリサイクルシステムを構築するというものです。

2019年度は、全国の製造業者等による廃家電4品目の引取台数は約1,477万台（前年比約9.0%増）、このうち本県分は約72万台（前年度比約9.1%増）でした。（図表2-1-7）

県では、市町村や県民に対し家電製品の適正処理を周知するとともに、不法回収業者対策や不法投棄の状況等について市町村と情報共有を行っているところです。

図表 2-1-7 家電引取台数（2019年度）（単位：千台）

品目	全国	千葉県
エアコン	3,581	194
ブラウン管テレビ	993	38
液晶・プラズマテレビ	2,371	116
冷蔵庫・冷凍庫	3,597	166
洗濯機・衣類乾燥機	4,230	202
合計	14,772	716

注：台数は四捨五入のため、各数値の和と合計が一致しない場合があります。

エ 小型家電リサイクル法

デジタルカメラや携帯電話等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミニウム、貴金属やレアメタル等の再資源化を促進するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」では、28分類の制度対象品目について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集する等、各関係者の責務のほか、認定を受けた場合に廃棄物処理法の特例が講じられる再資源化事業計画の認定制度が定められています。

県では、これまで研修会等を通じ、県内市町村に対し、制度の説明や周知を行うとともに、必要な情報提供を行うなど、支援に努めているところです。

(4) プラスチックごみの削減

プラスチックによる海洋汚染を低減するため、3Rに係る取組や、ポイ捨て・飛散防止等に係る普及啓発を行いました。

参照 海岸漂着物対策(第3章第3節 P69)

(5) 環境学習による取組

資源循環を含めた多様な環境学習の機会の提供、環境学習の場の活用、指導者の育成に取り組むなど、環境学習を通じた資源循環の普及促進を図っています。

参照 環境学習の推進(第6章第1節 P134)

2 資源循環の推進に向けた基盤づくり

(1) 一般廃棄物の減量化・資源化促進

一般廃棄物の減量化・資源化を促進するための施策や先進的な自治体の取組について、一般廃棄物処理の事業を担う市町村に対し情報提供を行い、減量化・資源化を促進します。

昨年度は、2018年度に実施した「一般廃棄物の減量化・資源化検討」で得られた有料化の導入による排出抑制効果等について、市町村・関係一部事務組合に対し情報提供を行いました。一般廃棄物の減量化・資源化を促進するための施策や先進的な自治体の取組について、一般廃棄物処理の事業を担う市町村に対し情報提供を行い、減量化・資源化を促進します。

2019年度は、2018年度に実施した「一般廃棄物の減量化・資源化検討」で得られたごみ処理有料化の導入による排出抑制効果等について、市町村・関係一部事務組合に対し情報提供を行いました。

(2) 事業系一般廃棄物の削減促進

ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物について、排出実態の調査を進めるとともに、研修会等の機会をとらえて、市町村・関係一部事務組合に対し事業系一般廃棄物の削減対策について情報提供や助言を行っています。

参照 ちば食べきりエコスタイル(P40)

(3) 溶融スラグ等再生品の利用促進

一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町村があることや、最終処分量の半分以上を焼却灰

が占めていることから、ごみやその焼却灰を溶融した後に固めて容積を減らし、スラグとして資源化することを推進しています。

この溶融スラグの有効利用を図るため、全国に先駆けて「千葉県溶融スラグ利用促進指針」を1996年3月に策定し、それ以降、県及び市町村の公共事業等における溶融スラグの積極的な利用を進めています。

また、県内の溶融スラグ生産施設共通の品質管理方法を2006年7月のJIS規格制定に合わせて改訂するなど、溶融スラグの品質確保を図ってきました。

現在、アスファルト合材の使用量が50t以上の県の公共工事については、溶融スラグ入りアスファルト合材の使用を義務化しています。

2020年3月末現在、稼働中の溶融施設は6施設で、2019年度の溶融スラグの生産量は約2万7千t、有効利用量は約2万3千tで、有効利用率は約87%となっております。主な用途はアスファルト骨材で、約1万2千6百t(約54%)が利用されています。(図表2-1-8)

図表 2-1-8 溶融スラグの生産量と有効利用状況

	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
溶融スラグ生産量 (t)	30,449		28,700		26,695		25,298		26,967	
うち有効利用量 (t)	21,364		21,042		19,848		21,202		23,369	
有効利用率 (%)	70.2		73.3		74.4		83.8		86.7	
(有効利用内訳)	利用量 (t)	構成比 (%)	利用量 (t)	構成比 (%)	利用量 (t)	構成比 (%)	利用量 (t)	構成比 (%)	利用量 (t)	構成比 (%)
アスファルト骨材	9,541	45	8,877	42	9,729	49	12,491	59	12,635	54
インターロッキング ブロック	0	0	0	0	0	0	0	0	917	4
路盤材	535	3	776	4	2,849	14	1,023	5	0	0
埋戻材	5,931	28	8,987	43	0	0	6,439	30	9,463	40
調査・研究	0	0	0	0	17	0	0	0	2	0
その他(売却等)	5,357	25	2,401	11	7,253	37	1,249	6	353	2

(4) し尿処理汚泥の再資源化の促進

し尿処理施設から発生する汚泥は、農家等に肥料として供給されたり、焼却後、*エコセメント等の原材料として利用することができますが、資源化されずに埋立処分されているものもあります。し尿処理施設から発生する汚泥については、今後更に再資源化を促進する必要があります。

(5) リサイクルの推進

ア 食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生の抑制と減量化を図るとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造・流通・外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的として、2000年6月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」が制定され、2001年5月から施行されました。

県では、食品廃棄物の削減を図るため、九都県市で連携し、食べきりの普及を行うとともに、家庭や飲食店での食品ロスを減らすための普及啓発を行いました。

参照 ちば食べきりエコスタイル (P40)

イ 自動車リサイクル法

使用済自動車のリサイクル及び適正処理を推進するため、2019年度については、自動車リサイクル法に基づき、県内(千葉市、船橋市及び柏市を除く)の解体業者に延べ418回、破砕業者に延べ53回の立入検査を実施し、施設の維持管理や使用済自動車の引取り・引渡し状況等を確認し、必要な指導を行いました。

ウ 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」では、コンクリートなどの特定建設資材を用いた建築物等の解体工事や新築工事等が対象建設工事に該当する場合、発注者には、知事等(特定行政庁)への事前の届出が義務付けられ、受注者には、発注者への説明・報告や解体工事業の登録又は建設業法に基づく許可の取得のほか、分別解体等及び再資源化等の実施等が義務付けられています。

2020年3月末現在、県及び特定行政庁が発注者から受理した事前届出件数(通知含む)は、256,335件、法に基づく解体工事業者の登録件数は、853件となっています。

法の適正な執行を確保するため、各土木事務所、地域振興事務所と連携を図りパトロールなどを実施し、必要な指導、助言等を行っています。

建設リサイクルの促進を図るには、関係行政機関や建設事業者等の関係者、県民それぞれの立場で努力することが重要です。これら関係者の理解を深めるため、説明会や講習会、パンフレットの配布、ホームページ等により法の周知、啓発活動に取り組んでいます。

エ 廃棄物排出事業者等への啓発活動

廃棄物を多量に排出する事業者に対して、発生抑制や再資源化に努めるよう指導をしました。また、食品関連事業の排出事業者を対象に「食品廃棄物の減量化・再資源化」をテーマとした産業廃棄物リサイクル技術普及促進研修会を開催しました。

(6) バイオマス利活用の拡大

「バイオマス活用推進基本法」に基づき、「千葉県バイオマス活用推進計画」を策定し、2020年度にバイオマスの利用率を80%以上とする目標を掲げています。「エコメッセ2019 in ちば」(2019年10月)や市町村等が開催する各種のイベントにおいて、パネルの展示・解説、木質ストラップ、パンフレットの配布等を行い、バイオマスの普及啓発を行いました。



バイオマス製品の一例

(7) 循環産業の振興方策の検討

環境への負荷の低減を図りながら、廃棄物が適正に再生利用され、かつ、再生された資源が円滑に循環して利用されていくためには、廃棄物を積極的に循環利用する循環産業の果たす役割は非常に重要です。

そこで、排出抑制や資源化促進に向け、排出事業者に対する指導啓発を行うとともに、循環産業の活性化に向け、関係団体と連携し排出事業者と処理業者とのマッチングを目的としたセミナーを開催しました。

セミナー当日は排出事業者、処理業者等合わせて122名が参加し、現在世界的な課題となっている廃プラスチックについての講演会のほか名刺交換等を行いました。



マッチングセミナーの様子

(8) 資源循環に取り組む事業者の表彰

循環型社会を構築するためには、一人ひとりが日常の生活や仕事を通じて、3Rの活動や廃棄物の適正処理に取り組むことが必要です。

県では、地域において資源回収に取り組む団体、産業廃棄物の処理や不法投棄の監視に従事する個人の方、積極的にリサイクルを実施している企業等に対して感謝状を授与し、その功績に報いるとともに、「千葉県廃棄物適正処理推進大会」を通じて、こうした取組を広く県民に公表することにより、3Rの推進と廃棄物の適正処理に関する県民意識の醸成を図っています。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
一般廃棄物の排出量	209万t (2016年度)	206万t (2018年度)	181万t以下 (2028年度)
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	517g (2016年度)	507g (2018年度)	440g以下 (2028年度)
一般廃棄物の再生利用率	22.7% (2016年度)	22.4% (2018年度)	30%以上 (2028年度)
一般廃棄物の最終処分量	15.4万t (2016年度)	14.3万t (2018年度)	12万t以下 (2028年度)
産業廃棄物の排出量	1,970万t (2016年度)	1,752万t (2018年度)	2,072万t以下 (2028年度)
産業廃棄物の再生利用率	51.9% (2016年度)	49.2% (2018年度)	61%以上 (2028年度)
産業廃棄物の最終処分量	27.6万t (2016年度)	29.4万t (2018年度)	29万t以下 (2028年度)
バイオマス資源の利用率	71% (2016年度)	78% (2018年度)	80%以上 (2028年度)

2 指標の推移についての評価

一般廃棄物について、排出量、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び最終処分量は、基準年度と比べて減少していますが、再生利用率は基準年度より若干低下しています。

産業廃棄物について、排出量は既に目標を達成し、減量が図られています。一方、再生利用率は基準年度と比べて低下、最終処分量は基準年度と比べて増加しています。

バイオマス資源の利用率は78%であり、基準年度から7ポイント増加しました。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

廃棄物の発生抑制と資源の適正な循環的利用の普及・啓発等により、一般廃棄物の排出量、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び最終処分量は減少しており、廃棄物の発生抑制や分別は順調に促進されていると考えられます。しかし、目標達成に向け、食品ロスの削減や廃プラスチック問題等、新たな課題への対応を含め、引き続き施策の展開を図る必要があります。

産業廃棄物については、廃棄物の排出抑制・減量化に向けた取組により削減を促進しているものの、経済の影響を大きく受けることから、年度により増減が発生していると考えられます。

また、自動車については、自動車リサイクル法に基づく解体業者・破砕業者に立入検査を実施し、必要な指導を引き続き行う必要があります。

バイオマス資源の利用率は増加していますが、バイオマスの利活用に関しては、収集・運搬・製品への転換に係るコストの低減、製品の需要と供給のマッチング等の課題があり、今後も、より効果的な普及啓発活動を行い、バイオマスに対する県民や事業者の理解を高める必要があります。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

3Rに対する県民意識を高めるため、引き続き、ものを大切にするライフスタイルへの転換を図る「ちばエコスタイル」を推進します。

食品ロスの削減については、「ちば食べきりエコスタイル」を推進するとともに、SNSを活用した情報発信を行うなど、積極的な普及啓発を行います。

2020年7月からスタートしたプラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化を契機として、マイバッグの使用等、レジ袋削減の機運が高まっていることから、事業者等と連携しながら、「ちばレジ袋削減エコスタイル」の一層の推進を図ります。また、プラスチックの過剰使用に対する県民意識の向上を図るため、引き続き、使い捨て容器を削減する「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」を推進します。

自動車リサイクル法に基づく解体業者・破砕業者に必要な指導を行い、使用済自動車のリサイクル及び適正処理を推進します。

バイオマスの利活用を推進するため「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマス資源の利活用に必要な基盤の整備などを推進していきます。また、バイオマスの利活用に対する県民の意識の醸成や事業者間の交流などを促進するため、マテリアル利用が拡大しているバイオマスプラスチックなど、多様なバイオマスの利活用に関する研修会の開催やイベント等への出展による普及啓発を行います。

第2節 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止

現況と課題

循環型社会を構築するためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理する必要があります。

本県では、1999年度の*産業廃棄物不法投棄の発生量は約18万tでした。このため、24時間・365日での監視指導體制の整備(1999年4月)、警察における環境犯罪課の設置(2002年4月)、県独自の「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定等による規制の強化(2002年3月)などを実施した結果、2016年度の不法投棄量は約8,700tでピーク時(1999年度)の約20分の1と大幅に減少しました。(図表2-2-1)

しかしながら、近年は不法投棄の発生件数が横ばいで推移しており、依然として、建設廃材をはじめとした産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられています。

このように、小規模な不法投棄が依然として後を絶たないため、県民一人ひとりが廃棄物処理のルールをより一層遵守するとともに、引き続き県民及び市民活動団体、市町村と連携して、不法投棄の監視指導を強化していく必要があります。

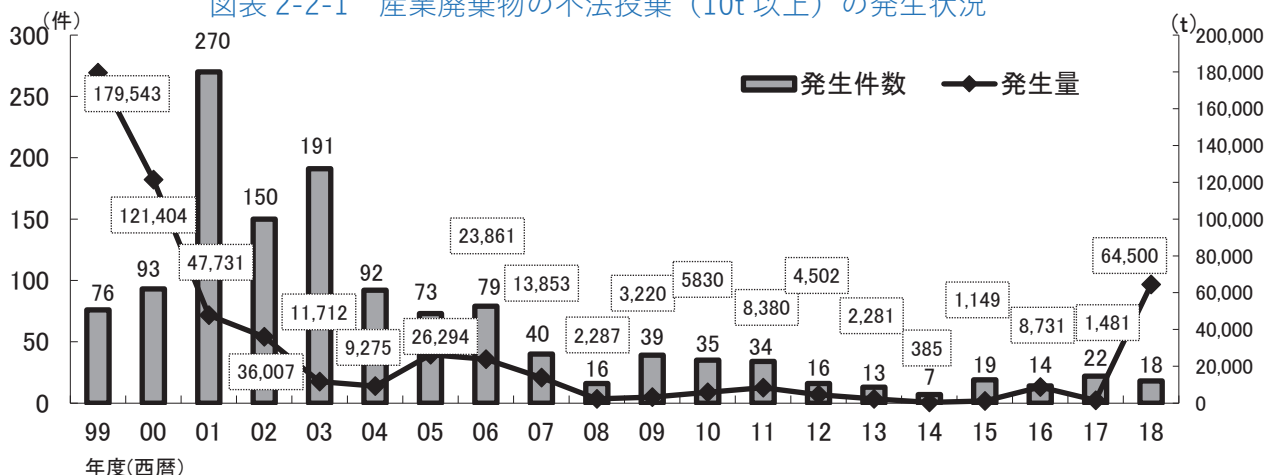
また、廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけでなく、適正処理を推進することも重要です。

そのためには、*一般廃棄物に関しては市町村が、産業廃棄物に関しては排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります。廃棄物を処理するために必要な施設の確保や優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者の育成をするとともに、市町村等においては老朽化している処理施設の適切な更新や、広域処理体制の構築に向けた検討が課題となっています。

昨今、有害物質を含む使用済電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの(いわゆる雑品スクラップ)の保管場等において、環境保全措置が十分に講じられないまま保管又は処分が行われたことにより、火災が発生するなど生活環境上の支障が生じており、廃棄物の適正処理の推進とあわせ、こうした*有害使用済機器の適正な管理が求められています。

加えて、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法*ヤード」を解消し、県民の安全・安心の確保を図る必要があります。

図表2-2-1 産業廃棄物の不法投棄(10t以上)の発生状況



1 廃棄物等の適正処理の確保

(1) 適正処理に向けた体制づくり

ア 一般廃棄物

(ア) 広域化・集約化による一般廃棄物処理施設整備の促進

市町村等が、地域の実情等を踏まえながら必要となる施設整備を行う際には、技術的助言や広域処理体制の構築に向けた調整を行っています。

また、施設の更新に伴い廃止されたごみ処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、管理を徹底するとともに、倒壊のおそれがある場合は、早期の解体撤去を促しています。

(イ) 一般廃棄物処理施設に係る立入検査

廃棄物処理法第 19 条の規定により、市町村、一部事務組合及び民間が設置しているごみ焼却施設など一般廃棄物処理施設に立入検査を実施し、施設の維持管理状況の確認、放流水や焼却灰等の採取、分析を行っています。(図表 2-2-2)

図表 2-2-2 一般廃棄物処理施設の立入検査結果 (2019 年度)

種 類	立入施設 延べ数	指導 件数	分析 施設数
ごみ処理施設	129	0	15
うち焼却施設	44	0	15
最終処分場	109	0	22
し尿処理施設	35	0	0
その他の施設	8	0	0
合計	281	0	37

イ 産業廃棄物

(ア) 排出事業者に対する指導

a 産業廃棄物排出事業場に係る立入検査

産業廃棄物の排出事業者に対して排出事業者責任に係る指導を行うため、産業廃棄物排出事業場に立入検査を実施し、産業廃棄物の排出状況、処理状況、管理体制等について検査しています。

2019 年度は 586 事業場へ立入を行い、205 事業場に対して改善措置を指導しました。

(図表 2-2-3)

図表 2-2-3 産業廃棄物排出事業場の立入検査結果 (2019 年度)

業 種	立入検査 事業場数	改善措置 事業場数	改善措置区分			
			改善 命令	改善 勧告	文書 指導	口頭 指導等
製造業	86	37	0	0	3	34
医療業	79	29	0	0	2	27
廃棄物処理業	31	21	0	0	19	2
建設業	296	91	0	0	7	84
その他	94	27	0	0	1	26
合計	586	205	0	0	32	173

b 多量排出事業場の指導

廃棄物処理法では、前年度の排出量が産業廃棄物にあつては 1 千 t 以上、*特別管理産業廃棄物にあつては 50 t 以上の事業場を設置している事業者に、多量排出事業者として処理計画の作成及び計画の実施状況の報告を義務付けています。

事業者自らが適正処理及び減量化・再資源化に取り組むよう指導を行いました。

c 環境保全協定に基づく指導

京葉臨海地域の協定工場に対しては、生産施設及び公害防止施設の新増設に係る事前協議を行い、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進及び適正処理などに関する指導を行っています。

2019 年度は、事前協議が 30 件あり、この事前協議に基づき、減量化や適正処理等の指導を行いました。

d 進出予定事業者等に対する指導

県内の工業団地等への立地及び大規模な工場立地を計画している事業者等に対しては、建設時から廃棄物の発生抑制・再使用・再利用・再資源化の促進及び適正処理に努めるよう事前指導を行っています。2019 年度は 2 件について指導を行いました。

(イ) 産業廃棄物処理業者に対する指導等

県内政令市・中核市と連携して産業廃棄物の処理業者向けセミナーを開催し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図っており、2019 年度は 2 回開催しました。

また、産業廃棄物の*中間処理業者及び最終処分業者に対しては、重点的に立入検査を実施し

て処理基準の遵守等の指導の徹底を図っており、2019 年度は延べ 382 件の立入検査を行いました。(図表 2-2-4)

図表 2-2-4 産業廃棄物処理業者に対する立入検査結果 (2019 年度)

立入検査対象 (業の区分)	延べ 立入 件数	延べ 指導等 件数	指導等の内容		
			改善 命令	改善 勧告	指導票
収集運搬業	7	2	0	0	2
中間処理業	292	99	1	4	94
最終処分業	83	3	0	0	3
合計	382	104	1	4	99

(2) 適正処理のための仕組みづくり

ア 電子マニフェストの普及促進

産業廃棄物の適正処理確認の合理化等に役立つ電子マニフェスト制度について、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、各事業者に対してのリーフレットの送付や電子マニフェスト導入説明会への講師派遣等を行い、普及促進に努めました。

イ 建設廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物については、建設リサイクル法及び廃棄物処理法による情報を共有して、建設廃棄物が発生する各事業場に対して立入検査を行い、各法令に基づき分別解体及び再資源化等による廃棄物の適正処理を推進、指導しています。

(3) 廃棄物処理施設の整備

ア 一般廃棄物処理施設

2005年度に、広域的な観点からの循環型社会の形成を図る新たな制度として「循環型社会形成推進交付金」が創設され、2015年度には、災害時の廃棄物処理システムの強靱化を目的とした「廃棄物処理施設整備交付金」と、地球温暖化対策の強化を目的とした「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）」が追加されました。

市町村は交付金を活用し、自主性と創意工夫を生かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めていくことができます。

県は、低炭素社会の形成に配慮した計画的な施設整備が進められるよう、各種制度の必要な情報の提供や助言を行っています。

イ 産業廃棄物処理施設

廃棄物処理業者が処理施設を設置する場合には、周辺的生活環境等に配慮した廃棄物処理施設の整備・維持管理を図るため、「千葉県廃棄物処理施設設置及び維持管理に関する指導要綱」により、事前協議を行うこととしています。2019年度は、19件の事前協議書を受理しました。

(4) 流出入する産業廃棄物対策

県では排出事業者責任を明確にし、県外廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、最終処分場の確保を図り、生活環境の保全に資する目的で「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を定め、運用しています。

この要綱に基づき、県外産業廃棄物を県内で最終処分しようとする場合には、排出事業者は事前に知事に対して協議を行うこととしており、2019年度は事前協議を134件行いました。

また、県外に流出する産業廃棄物については、必要に応じて産業廃棄物管理票交付等状況報告書等を活用し実態を把握し、適正処理を指導しています。

(5) 適正処理困難物の処理対策

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策

県内の*ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を定め、広報や立入検査等により、确实かつ適正な保管及び期限内処分について事業者を指導しています。

2019年度は、PCB廃棄物の保管場所等の立入検査を948件実施しました。

イ アスベスト廃棄物対策

*アスベスト廃棄物は、廃棄物処理法の処理基準に基づき、溶融または無害化する中間処理か、固形化等の飛散防止措置を行い最終処分場に埋め立てることが求められます。

このため、大気汚染防止法等を所掌する関係機関と連携して、アスベスト廃棄物が発生する事業場の立入検査等を実施し、適正かつ安全に処理されるよう事業者を指導しています。

2019年度は、アスベスト廃棄物に係る事業所への立入検査を122件実施しました。

(6) 有害使用済機器の適正処理

有害使用済機器の保管又は処分において、環境保全措置が十分に講じられないまま行われると、火災の発生など生活環境上の支障が生ずることから、県では、有害使用済機器の保管又は処分を業として行う事業者等に対して、2019年度は延べ146回の立入検査を実施し、適正な保管及び処分の指導を行いました。

2 不法投棄の根絶

(1) 廃棄物の不法投棄対策

ア 365日・24時間体制の監視パトロールの実施

産業廃棄物の不法投棄を防止するため、365日・24時間体制で監視パトロールを実施するとともに、県民等からの通報を受け付ける産廃110番を設置し、早期発見、早期対応に努めています。



不法投棄された廃棄物

イ 市町村との連携

市町村職員への立入検査権限の付与や、市町村が実施する不法投棄対策事業への助成などにより、地域での監視体制の強化を図っています。

ウ 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけではなく、適正処理を推進することも重要です。産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者等に立入検査を実施し、指導等を行っています。

エ 残存している過去の不適正処理箇所の対応

不法投棄など不適正処理された産業廃棄物は、行為者等の原因者が適正に処理することが原則です。残存している過去の不適正処理箇所については、引き続き、行為者等に対して廃棄物の撤去指導を行うとともに、住民の生活環境への支障が懸念される大規模な箇所については、定期的に水質等の環境調査を行っています。

オ 悪質な不適正処理案件の対応

産業廃棄物の不適正処理を行い、行政指導に応じず、住民の生活環境への影響が懸念される事案については、廃棄物処理法に基づく改善命令などの行政処分を検討します。

改善命令などに従わず、撤去等の是正措置を講じる意思がない悪質な者などに対しては、県警本部等と連携し、刑事訴訟法に基づく告発を行うこととしています。

(2) 廃棄物等の適正処理に関する情報の発信

排出事業者に対しては、産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、業界団体等が開催する講習会への講師派遣、排出事業者向けパンフレット等の作成・配布やホームページへの掲載等を通じて、排出事業者に向けた産業廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理に関する普及啓発を行っています。また、排出事業者が産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者を選定できるようにするため、優良産廃処理業者認定制度を活用して、優良産廃処理業者の一覧をホームページで公表しています。2020年3月1日時点で、415業者を公表しています。

産業廃棄物処理業者に対しては、法改正等への対応が速やかに行われるよう、廃棄物処理法及びその運用通知等を適宜、関係機関・団体を通じて周知し、適正処理の徹底を図っています。

また、廃棄物処理法や廃棄物条例に基づき行政処分を行った場合、その処分を受けた者の氏名等をホームページで公表し、廃棄物の不適正処分の防止を図っています。

3 ヤードの適正化

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードの解消を図るため、全国初となる「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」を2014年12月に制定（2015年4月施行）し、警察等関係機関と連携しヤードへの立入検査を実施しています。

県が把握しているヤード数は、2019年度末で条例に基づく届出ヤードが317箇所、自動車リサイクル法の許可を得た解体業者のヤードが479箇所、合計で796箇所あります。

2019年度は、条例に基づく届出ヤードを中心に476箇所のヤードに対し延べ557回の立入検査を実施し、油等の地下浸透防止など条例の義務履行の徹底を図りました。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
新たな不法投棄量 (投棄量 10 t 以上の不法投棄 箇所における投棄量の総量)	8,731 t (2016 年度)	64,500 t (2018 年度)	新たな不法投棄量 ゼロを目指します (早期実現)

2 指標の推移についての評価

近年は横ばい傾向となっていましたが、2018年度は、大規模事案が2件（59,000 t）発生するなど、不法投棄の撲滅には至っていません。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

不法投棄は悪質化・巧妙化しており、引き続き監視指導体制を充実させる必要があります。

不法投棄等の不適正処理の防止のためには、廃棄物の排出者が処理責任を果たし、適正な処理を行う必要があるため、排出者に対して引き続き適正処理等について啓発指導を実施する必要があります。

廃棄物の排出者が処理責任を果たすためには、適切な廃棄物処理事業者を選定できる環境が必要となることから、遵法性や透明性が高く信頼できる産業廃棄物処理業者の育成が必要です。

県内で排出される産業廃棄物が安定的に適正処理されるためには、周辺的生活環境等に配慮した廃棄物処理施設の整備が必要です。

廃棄物の処理に伴う生活環境保全上の支障を防ぐため、廃棄物処理業者への立入検査を適切に実施する必要があります。

市町村の一般廃棄物処理施設については、既存施設の多くが、老朽化への対応を検討しなけれ

ばならない時期を迎えており、ごみの排出状況の変化を踏まえつつ、低炭素社会の形成に配慮した施設の整備・更新や適正な維持管理を進めていく必要があります。

PCB 廃棄物やアスベスト等の処理が困難な廃棄物について、適正かつ安全に処理されるよう、周知啓発が必要です。

有害使用済機器について、立入検査により適正な保管及び処分の指導を行う必要があります。また、法対象外の使用済物品保管事業者に対しても、火災発生等のおそれがある場合には指導を行う必要があります。

警察等関係機関と連携しヤードへの立入検査を実施し、油等の地下浸透防止など条例の義務履行の徹底を図る必要があります。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

24 時間 365 日の監視パトロールを行うとともに、市町村等と連携のうえ、不法投棄等の未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

排出事業者に対して、ホームページによる広報や立入検査等を通じて、廃棄物の適正処理、減量化、再資源化等について啓発、指導を実施していきます。

産業廃棄物処理業者を対象としたセミナーの開催や講習会への講師の派遣などを通じて、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。

一般廃棄物処理施設の立入検査については、生活環境保全上の支障を防ぐため、適切に実施していきます。

市町村の一般廃棄物処理施設の整備・更新については、適正な維持管理を行うために、市町村に対する助言等の支援を行っていきます。

廃棄物処理業者が処理施設を設置する場合には、指導要綱に基づく事前協議や法令に基づく許可手続きを通して、周辺的生活環境に配慮した整備や維持管理が行われるよう指導します。

廃棄物処理業者に対しては、立入検査を実施し、処理基準を遵守するよう指導を行います。

県外で発生した産業廃棄物の最終処分を県内で行う排出事業者に対して、事前協議を通じて適正処理を指導します。

産業廃棄物の適正処理確認に役立つ、電子マニフェスト制度の普及に努めます。

建設廃棄物について、関係部局と連携しながら建設廃棄物の発生する各事業所に対して立入検査を行い、分別解体や再資源化等の指導を行います。

PCB 廃棄物等の処理困難物について、排出事業者に対して立入検査等を行い、適正な保管及び処分等の指導を徹底します。

有害使用済機器保管事業者に対して、適正な保管及び処分を指導するとともに、法対象外の使用済物品の保管事業者についても、火災発生等のおそれがある場合には必要な指導を行います。

不法ヤードの解消を図るため、警察等関係機関と連携し、ヤード適正化条例に基づく立入検査により指導を徹底します。

第3節 残土の適正管理



現況と課題

首都圏では各種の公共事業や民間工事から大量の建設残土が発生しています。本県は、東京都や神奈川県などの建設残土の発生地に近く、また、地形が平坦で丘陵地が多いという県土の特性や、道路網の整備などもあり、周辺の都県から多くの建設残土が搬入されています。

このような大量の残土の搬入や埋立てに当たり、産業廃棄物・有害物質が混入することによる土壌の汚染や、残土の不適正な堆積による崩落の危険性が指摘されていました。

このため、残土の埋立てに対する有効かつ強力な規制の導入が急務となったことから、県では「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」（残土条例）を1998年1月に施行しました。その後、2003年10月には埋立事業者及び土地所有者の義務を強化する条例改正を行ったところです。

残土による埋立事業については、汚染物質の混入や、不適正な堆積構造による崩落を防止するため、市町村等の関係機関との連携により、更なる監視と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図ることとしています。

また、埋立量そのものを減少させるため、建設残土の再利用が進められていますが、より広域的に需給を調整していくことが求められており、県境を越えた一層の取組が必要です。

なお、残土の埋立てに関して独自の施策を講じようとする市町村については県条例を適用除外できることとなっており、2020年8月現在で22市町が県条例の適用を除外しています。

県の主な取組・施策展開

1 悪質な事業者に対する監視指導の強化と残土条例の厳格な執行

県内全体において強固な監視活動を行い、定期検査や立入検査において残土条例の遵守を指導するとともに、違反行為が是正されない場合は措置命令等の行政処分を行うほか、特に悪質な事業者に対しては罰則の適用を視野に対応します。

2019年度に県が新規に許可をした特定事業（面積3,000㎡以上）の許可の件数と面積は図表2-3-1のとおりとなっており、立入検査を延べ360回実施するとともに、24時間・365日体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視・指導を行いました。2019年度末時点で稼働中の事業場は29箇所あり、事業区域の面積は約110haとなっています。

図表 2-3-1 埋立事業の新規許可の推移

年度	許可件数	許可面積	年度	許可件数	許可面積
2008 まで	827	14,491 千㎡	2014	24	272 千㎡
2009	40	656 千㎡	2015	21	459 千㎡
2010	31	612 千㎡	2016	23	440 千㎡
2011	22	398 千㎡	2017	23	723 千㎡
2012	37	756 千㎡	2018	18	480 千㎡
2013	32	620 千㎡	2019	13	255 千㎡

2 特定事業場の情報公開

県が許可した特定事業場に関する許可事業者の名称や事業場の所在地、許可土量、許可期間等の情報を県ホームページで公表しています。

3 市町村、関係機関と連携した、埋立ての適正化の推進

市町村に県許可の特定事業場への立入検査の権限を付与するなど、市町村との協力体制を確立し、地域に密着した監視・指導体制の強化を図っています。

また、残土事業の適正化を確保していくため、森林法、農地法、都市計画法、砂利採取法等の関係法令を所管する部局と連携するとともに、緊密な情報交換を行っています。

2019年度においては、市町村や県の関係機関との合同パトロールを2回実施したところです。

4 建設発生土の有効利用等による不適正な建設発生土搬入の抑制

産業界と国・県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。特に、公共工事に伴い発生する建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、国・都道府県・市町村が建設発生土に関する情報を共有する建設発生土情報交換システムを活用し、工事間利用調整を図り、発生の抑制及び再利用を促進しています。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
無許可埋立面積	8,953 m ² (2017年度)	増加 0 m ² (2019年度)	無くします (早期実現)

2 指標の推移についての評価

2019年度は無許可埋立ての事例が発生しませんでした。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

事業者に対する監視指導の強化や、市町村及び関係機関との連携の推進等の施策に一定の効果があつたものと認められます。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

事業者に対する監視指導の強化や、市町村及び関係機関との連携の推進等の施策を引き続き実施していきます。

第4節 再生土への対策の推進



現況と課題

近年、県内において、建設汚泥等の産業廃棄物をリサイクルして土地造成用の資材とした*再生土による埋立てが広く行われています。再生土は、適正に利用する限り安全で有用な資材ですが、埋立て現場の一部では、不適正な施工方法による盛土の崩落の発生や、周辺の農作物等に悪影響を与えた事例も生じています。

このため、県では、2016年9月に「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」を策定し、事業者に適正な埋立てを指導してきましたが、罰則をもってその遵守を強制するものではないことから、指針に基づく指導には限界がありました。

そこで県では、県民の安全・安心を確保するためにはより実効性のある仕組みが必要であると考へ、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（再生土条例）を2018年10月に制定し、2019年4月1日に施行しました。

今後は、再生土条例の厳格な運用を行うとともに、再生土と称した産業廃棄物や土砂等の埋立てに対しては、廃棄物処理法や県残土条例に基づき厳正に対処していくこととしています。

また、再生土の埋立てに関して独自の施策を講じようとする市町村については県条例を適用除外できることとなっており、2020年11月現在で16市町が県条例の適用を除外しています。

県の主な取組・施策展開

1 再生土条例の厳格な執行と監視指導の実施

県内全体において強固な監視活動を行い、定期検査や立入検査において再生土条例の遵守を指導するとともに、違反行為が是正されない場合は措置命令等の行政処分を行うほか、特に悪質な事業者に対しては罰則の適用を視野に対応しています。

2019年度に県が届出を受理した特定埋立て等（面積500㎡以上）の件数は5件で、届出面積は約47千㎡であり、立入検査を延べ111回実施するとともに、24時間・365日体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視・指導を行いました。

2 市町村、関係機関と連携した対応

市町村に県条例適用の再生土の埋立て現場への立入権限を付与するなど、市町村との協力体制を確立し、地域に密着した監視・指導体制の強化を図っています。

また、再生土の埋立て等の適正化を確保していくため、森林法、農地法、都市計画法、砂利採取法等の関係法令を所管する部局と連携するとともに、緊密な情報交換を行っています。

2019年度においては、市町村や県の関係機関との間で、担当連絡会議を開催するとともに、合同パトロールを1回実施したところです。

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
無届埋立て件数	0 件 (2019 年度)	0 件 (2019 年度)	0 件 (毎年度)

2 指標の推移についての評価

2019 年度は無届埋立ての事例が発生しませんでした。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

事業者に対する監視指導の強化や、市町村及び関係機関との連携の推進等の施策に一定の効果があつたものと認められます。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

事業者に対する監視指導の強化や、市町村及び関係機関との連携の推進等の施策を引き続き実施していきます。

第3章 豊かな自然環境の保全と自然との共生

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する*里山・*里海など、豊かで多様な自然に恵まれています。

この豊かで美しい千葉の自然を未来に引き継いでいくため、自然環境を保全し、人と自然との共生を図ります。また、これらの自然環境がもたらす恵みを活用して、自然とふれあう機会・場の確保を図ります。

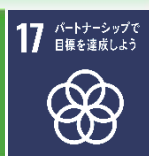
第1節 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開

現況と課題

千葉県は豊かな*生物多様性は、暖温帯の温暖で湿潤な気候の下で人々の営みから生み出された独特な*生態系を有しており、古来より人と自然との共生によって保たれてきました。

またそれと同時に、この豊かな自然環境は、私たちに地域の文化をはじめとする様々な恩恵をもたらしました。

県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、地域の特性に応じた自然環境の保全や希少野生生物の保護、人の暮らしや生態系に被害を及ぼす野生生物の適正管理、さらに教育・啓発についても、様々な主体と連携しながら、総合的な取組を進める必要があります。



県の主な取組・施策展開

1 多様な主体による生物多様性の保全

(1) 多様な主体への連携の促進

県では2007年度に「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理念として掲げる「生物多様性ちば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。

この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

また、2008年4月に県立中央博物館内に「生物多様性センター」を設置し、動植物の生態及び保全・再生等に関する専門知識を有する職員を配置するとともに、地域や現場における専門的・科学的な指導・助言、生物多様性保全のための地域との連携・協働などに取り組んでいます。

これを踏まえて県民、市民活動団体、事業者、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな連携のもと、取組を行いました。

企業による取組を支援するため、「生物多様性ちば企業ネットワーク」の参加企業（企業メンバー16社、支援メンバー10団体）を対象とした勉強会（3回）を開催しました。なお、取組事例の紹介等を行う企業セミナーは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止としました。

生物多様性等に関する千葉県と大学との連携に関する協定を締結している8大学(江戸川大、千葉大、千葉科学大、千葉工業大、東京大、東京海洋大、東京情報大、東邦大)と連携した生物多様性に関する研究や研究成果発表会を開催するとともに、人的交流を図るインターンシップ実習生の受入れ(7名)を行いました。



生物多様性を体感する現地研修会



生物多様性に関する研修会

(2) 市町村による地域戦略策定への支援

市町村による取組を促進するため、生物多様性に係る研修会を開催するとともに、生物多様性地域戦略を策定・検討中の市町村に情報提供や助言等を行いました。

(3) 生物多様性に関する普及啓発

県民への生物多様性に関する普及啓発のため、生物多様性センターでは、生物多様性の保全の取組や県内の希少な野生生物などを紹介したニュースレターを発行(年4回)しました。

また、企業等と連携した生物多様性に係るパネルの常設展示(既存12箇所)、市町村等と連携した巡回展示(11回)、市民活動団体や企業等を対象とした出前講座(26回)を開催しました。なお、令和元年房総半島台風や新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの啓発事業の開催を見送ることとなりました。

2 千葉県固有の生物多様性の保全

(1) 自然環境の保全

原生的な優れた自然環境が残る自然公園等、人と自然の共生の中で育まれてきた里山・里海、人工的な都市環境の中にある緑地や水辺のそれぞれの地域特性に応じて生物多様性保全の取組を進めるとともに、それらを相互につなげるネットワークづくりを図ります。

参照自然公園等による優れた自然環境の保全と活用(第3章第2節P62)

参照地域の特性に応じた環境の保全(第3章第3節P66)

(2) 野生生物の保護と適正管理

希少な野生生物の保護対策、*特定外来生物等への対策、有害鳥獣対策を推進し、生物多様性を保全します。

参照野生生物の保護と適正管理(第4章P75)

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
市町村における生物多様性 地域戦略の策定	7市町村 (2017年度)	7市町村 (2019年度)	全市町村で策定 (2028年度)

2 指標の推移についての評価

現況においても生物多様性地域戦略の策定数は7市で、変化はありません。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用の推進にあたっては、それぞれの地域の特性に応じた地域ごとの取組が重要であり、まちづくりの主体である市町村による地域戦略づくりの役割は大きいものです。現在、策定検討中の市町村はありますが、新規の策定には至っていません。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

生物多様性基本法では、都道府県をはじめ地方公共団体がそれぞれの地域の特性に応じた、生物多様性地域戦略の策定が努力目標とされています。そのため、国は「生物多様性地域戦略の手引き」を作成して戦略策定を支援しており、県としても「生物多様性に関する市町村職員研修会」を毎年開催する等により、策定に向けた取組が円滑に行われるよう支援しています。

第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

現況と課題

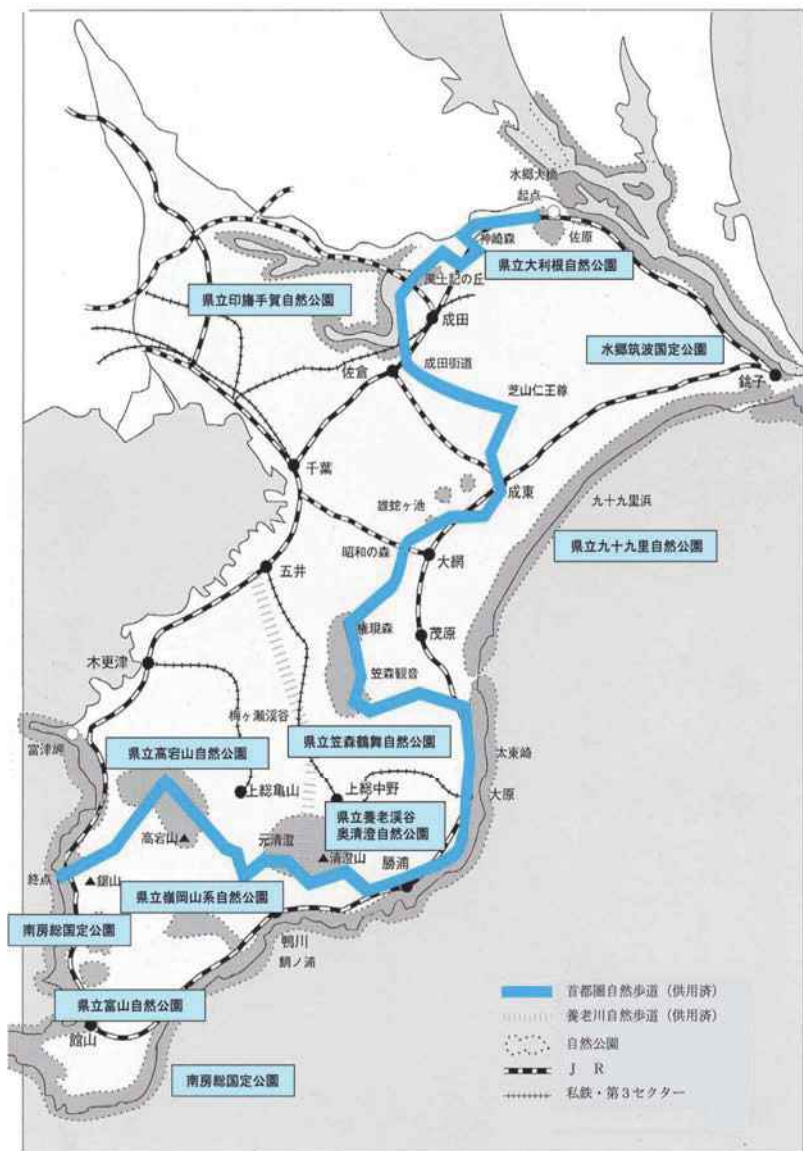
自然の風景地の保護ばかりではなく、そこに生息する野生生物の保護やそれらの生息環境の保全など、生物多様性の保全の観点から、自然公園等は重要な位置を占めています。

本県には、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、2つの国定公園（水郷筑波、南房総）と8つの県立自然公園があり、その総面積は28,537ha（2020年3月末現在）と県土の約5.5%を占めています。

また、千葉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や希少な野生生物が生息・生育している区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを自然環境保全地域等として、28箇所、1,956ha（2019年度）を指定しています。

自然公園等の優れた自然環境が人為的な影響により失われることのないよう適切に保全していくとともに、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、より一層活用していくことが必要です。

図表 3-2-1 自然公園等位置図



1 自然公園等による優れた自然環境の保全

(1) 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可（特別地域及び海域公園地区）又は知事への届出（普通地域）が必要です。

さらに、建築物等の建設については、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、知事への許可申請等の前に、その規模に応じて、事業者には事前協議や環境等調査を求めるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、千葉県自然公園指導員を配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対する自然環境保全に関する普及啓発活動を実施しています。

参照 九十九里浜の保全（第3章第3節 P69）

(2) 自然環境保全地域等の保全

ア 自然環境保全地域等の保全

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為の規制等を行うとともに、指定地域を適切に保全していくため、巡視歩道、保護柵、標識、解説板等を整備しています。

イ 自然環境調査

既指定地域において、概ね10年毎に自然環境調査を実施し、その間の動植物、地形等の変遷を明らかにし、良好な自然環境の維持に努めています。2019年度は、高滝神社の森郷土環境保全地域、麻賀多神社の森郷土環境保全地域の変遷調査を実施しました。

2 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

(1) 自然公園の施設整備

自然公園の施設は、自然公園の持つ恵まれた風致景観を保護するとともに、利用の促進を図り、多くの人々が豊かな自然にふれあえる野外活動の場として、公園計画に基づき整備しています。

また、自然公園の自然等についてわかりやすく展示し解説したビジターセンターを設置し、各施設では家族向けキャンプ教室や昆虫の観察会等の自然と親しむ行事が実施されています。

これらの自然公園の施設の多くは、老朽化してきているため再整備を進めています。



大房岬自然公園施設ビジターセンター



大房岬自然公園施設野営場

(2) 首都圏自然歩道

首都圏自然歩道は、自らの足で豊かな自然・歴史・文化に触れ、郷土を再認識し、自然保護への理解を深め、健全な心身の育成を図ることを目的に県内で総延長約 300km、29 コースが設定されています。

首都圏自然歩道については、整備されてからかなりの年数が経過し老朽化してきていることから、防護柵や標識等の再整備を進めています。

(3) いすみ環境と文化のさと

「いすみ環境と文化のさと」は、身近にふれあうことのできる昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全しつつ、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場として整備されました。

ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホテルの里やトンボの沼などの7箇所のスポット地区がいすみ市内に点在しています。

これらのスポット等を活用して田植えや稲刈りなどの米作り体験やホテルの観察会等、年間30回余の自然と親しむ行事が実施されています。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
自然公園面積	10 地域 28,537ha (2017 年度)	10 地域 28,537ha (2019 年度)	維持します (2028 年度)
自然環境保全地域等の面積	28 地域 1,956ha (2017 年度)	28 地域 1,956ha (2019 年度)	維持します (2028 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	59 万人 (2017 年度)	52 万人 (2019 年度)	維持します (2028 年度)

2 指標の推移についての評価

自然公園及び自然環境保全地域等の指定については、基準年度と比べ増減はありません。

自然公園ビジターセンター等の利用者数は、基準年度と比較すると大きく減少していますが、これは令和元年房総半島台風等による被害や新型コロナウイルス感染拡大防止により、施設を一時閉鎖した影響が大きいためだと思われます。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

自然公園や自然環境保全地域等を取り巻く自然状況や社会状況の変化による自然環境への影響が懸念されます。

自然公園施設等の施設の老朽化が進んでいます。また各施設は野外活動を中心とした施設であることから、気象状況による利用者数への影響が大きいものと考えられます。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

自然公園区域の原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施し適正な管理を行います。

自然環境保全地域等の現況を確認し適切に保全するため、2020 年度においては妙楽寺の森郷土環境保全地域、石堂寺の森郷土環境保全地域の変遷調査を実施します。

自然公園等の利用動向の把握を行うとともに、利用者の安全を確保するため、各施設の修繕を実施していきます。

九十九里浜地域への車両等の乗り入れ規制の周知を図るため、関係市町村等と連携の下、周知啓発に努めます。

第3節 地域の特性に応じた環境の保全



現況と課題

本県の自然環境は、三方を海で囲まれ、高い山こそないものの、多様な地形・海流・気候が複雑に絡み合い、多様性に富んでいます。2018年度における森林や農地は、県土面積約 515,761ha に対して、森林面積 156,049ha、農用地面積 125,167ha（出典：令和元年度土地利用現況把握調査）となっており、洪水や土砂崩れを防ぐほか生物多様性を保全するなど、私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。また、湖沼、河川は内陸地における貴重な水辺空間を形成し、さらに、沿岸域は豊かな漁場として重要であるほか、海水浴などのレクリエーションの場としても利用されています。こうした自然環境は、*里山・*里海として人々の暮らしを支えてきました。

一方で、高度経済成長期以降の都市化・工業化の進行により、都市地域では身近な緑地や水辺空間が限られる状況になっていますが、こうした都市空間においても、公園や道路並木、斜面林など貴重な緑の空間が確保されており、人々の暮らしに潤いを与えています。

このように地形や土地利用によって地域ごとの自然環境は多様であり、人々の生産活動の基盤や生活空間として、それぞれの特性に応じて、引き続き守り育てていくことが重要です。

県の主な取組・施策展開

1 森林の保全

(1) 適切な森林管理・整備の推進

*森林組合等の林業事業者による計画的な間伐の実施や、*里山条例に基づき、市民などが取り組む里山活動を支援するとともに、森林整備を担う人材の育成や森林経営管理法の適用等により市町村が取り組む森林整備を支援しています。

計画的な森林整備を推進するため、*森林経営計画の作成に要する経費を補助する森林経営計画推進事業を実施し、1,080ha 分の計画策定の支援を行いました。

森林整備事業（補助事業）を中心に、493ha の植栽・下刈り等、216ha の除間伐を支援しました。

里山林の保全、森林資源の利活用等の取組に対する交付金を通じて、市民活動団体等による 70.7ha の森林整備を支援しました。

(2) 森林の持つ多面的機能の活用

環境学習や林業体験の場として「教育の森」（67 箇所）や自然体験等により県民の健康の増進及び青少年の健全な育成を図る場として「県民の森」（6 箇所）を設置しています。これらを活用し、環境学習、林業体験などの機会を県民に提供し、森林の持つ多面的な機能の利用を促進しています。

また、子どもたちが木材や木製品とのふれあいを通じて木材の良さや利用の意義を学ぶ「*木育」を推進しており、「ちばの木」に触れ合う機会となる、木工作品コンクールの開催支援や木工出前教室を開催しました。

(3) 森林資源の利用

住宅や公共建築物等の木造化・木質化を促進し、県産木材の利用拡大を図っています。

参照 県産木材の利用促進（第1章第3節 P32）

参照 バイオマス利活用の拡大（第2章第1節 P45）

2 農地農村の保全と活用

(1) 農地の保全と生産環境の維持

ア 農地の保全の取組

農地転用許可制度や*農業振興地域制度について、適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進しています。2018年12月末における農業振興地域内の農用地区域面積は、102,479haとなっています。

効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、担い手への農地利用集積を図っています。2020年3月末における担い手への農地集積面積は、31,439haとなっています。

イ 農業生産に影響を及ぼす外来生物の防除

ジャンボタニシ防除対策モデル事業を、県内2市で実施しました。その結果、水路における泥上げ後の貝の生息密度の低下やイネの被害が軽減する傾向、農業者の防除に対する意識向上が見られ、地域全体で防除対策に取り組むことが被害軽減に効果があることを確認しました。

(2) 「環境にやさしい農業」の推進

「環境にやさしい農業」として、持続農業法に基づくエコファーマーの認定、「ちばエコ農業」制度、有機農業推進法に基づく有機農業の3つを位置づけ、一体的に推進しました。特に、県独自の認証制度である「ちばエコ農業」制度では、化学合成農薬や化学肥料を通常の2分の1以下に低減し栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として、3,713ha認証を行いました。また、国が創設した「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付しました（28市町、553ha）。

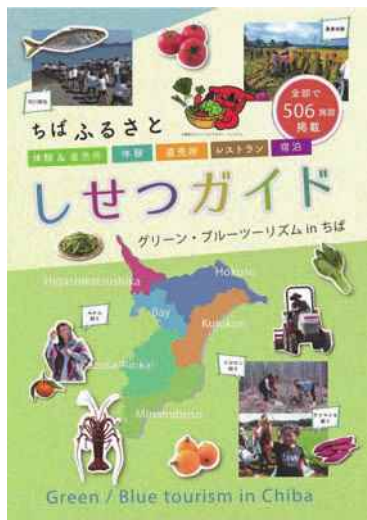


環境にやさしい農業
(ちばエコ) ロゴマーク

(3) 地域資源を活用した農山漁村の活性化

都市と農山漁村の交流(*グリーン・ブルーツーリズム)の普及拡大に向けて、地域の特色ある農林水産物や観光資源などを活用し、農林水産物直売所や農林漁業体験施設等の魅力向上と情報発信を行うとともに、交流を担う人材の育成など受入体制の整備を行っています。

県内の農林水産物直売所や農林漁業体験施設等を掲載したパンフレットによる情報発信、県内の農林水産物直売所等が参加する「ちばの直売所フェア」の開催、農林漁業体験の受入拡大のための人材育成研修会の開催などを行いました。



「グリーン・ブルーツーリズム in ちば」
パンフレット



「ちばの直売所フェア 2019」
パンフレット

(4) *農村の多面的機能の維持・発揮

ア 農業用水利施設等の生物多様性保全機能に配慮した整備

農業農村整備事業等の実施を契機に、生産基盤の整備と併せた豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい景観の形成など農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりの取組を一体的に行っています。

イ *棚田、*谷津田の保全・活用の推進

農業生産条件が不利な中山間地域等において農地の多面的機能を確保するため、「中山間地域等直接支払制度」により、集落単位で農業生産活動を行う農業者等に対し、支援を行っています。2019年度は13市町、927haで取組が実施されました。

棚田の有する多面的機能の維持増進を図るため、棚田地域振興法に基づき、2020年3月に「千葉県棚田地域振興計画」を策定しました。

3 湖沼の保全

「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、「湖沼水質保全計画」を策定し、下水道の整備等の各種事業、生活系や産業系の排水に対する指導・規制等の施策を総合的、かつ、計画的に推進するとともに、親水性や生物多様性に配慮した流域の健全な水循環の再生に取り組んでいます。

参照 印旛沼・手賀沼における水環境保全施策の推進（第5章第2節 P104）

4 沿岸域の保全

(1) 豊かな漁場の形成

本県沿岸の豊かな漁場環境と不可分である沿岸漁業の安定継続のため、漁家経営の効率化や担い手確保の支援に加え、*魚礁の計画的設置による漁場の造成を行っています。

現在、内房地区の富山工区及び外房地区の外川工区で魚礁による漁場の造成を進めており、2019年度は、外川工区の製作沈設工事のための詳細設計を行いました。

また、魚や鳥などの食害からアサリ稚貝を守るための網の設置や、カイヤドリウミグモ駆除等の取組を支援しました。

(2) 漁場環境の変化への的確な対応

水生生物の生息・生育にとって藻場や干潟は重要であることから、藻場、干潟の維持・再生のため、漁業者による活動の支援などを行っています。

参照 漁場環境の変化への的確な対応（第5章第2節 P107）

(3) 沿岸域の保全

ア 海岸漂着物対策

海岸には大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じていることから、2011年2月に策定した「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、重点区域（銚子市、館山市、木更津市、旭市、鴨川市、富津市、いすみ市、一宮町、白子町、御宿町）で、海岸漂着物を回収・処理しており、2019年度には、870tの海岸漂着物を回収・処理しました。

また、海岸漂着物の発生抑制のため、イベント等での啓発用リーフレットの配付や、公共交通機関の広告等を活用し、海洋プラスチックごみ問題等の普及啓発に努めました。



「他人事ではない、海ごみ問題。」

リーフレット



「私たちのごみで海の生き物が苦しんでいます!」車内広告

イ 九十九里浜の保全

全国有数の砂浜である九十九里浜を保全するため、養浜や松林の再生・保全を図るとともに、市町村と共同でパトロールを行い、車両等乗り入れ規制の周知徹底を図りました。

ウ 港湾環境の整備

港湾は、海陸の輸送の結節点として、産業活動における物流を支える重要な役割を果たしています。県では「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」等により海洋の汚染防止を図る一方で、良好な利用環境を提供できるよう港湾環境整備事業を進めています。

(ア) 汚染防止事業

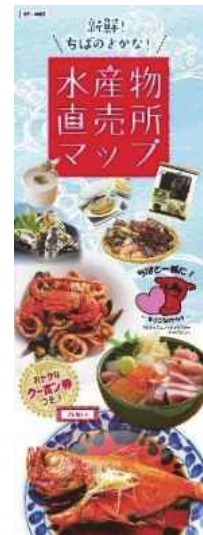
海面浮遊じん芥等の回収を目的として千葉港及び木更津港において海面清掃を行い、2019年度には3,099 m³を回収しました。このほか、「港湾区域内における流出油処理要領」により、油流出事故の未然防止及び迅速な処理に努めています。

(イ) 利用環境の提供

県民の憩いと潤いの場となるよう緑地や広場等を整備し、海洋性レクリエーションや親水アメニティに対応した港湾環境を提供できるよう事業を進めています。

(4) 都市と漁村の交流促進

*ブルーツーリズムを推進するため、県内の漁協直営等の水産物直売所や食事処を紹介した「水産物直売所マップ」を作成し、首都圏のJR主要駅や高速道路のSA・PAなどに配布・設置するほか、千葉県ホームページで県内の潮干狩り場を紹介するなど、都市住民の漁村への来訪を促しました。



水産物直売所マップ

(5) 生態系の保全

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域が果たしている水質浄化、生物多様性保全機能を考慮し、三番瀬の再生や*ラムサール条約への登録促進等、生態系の保全に努めています。

既登録地の関係者を招き、漁業関係者、県及び関係4市と懇談会を開催し、ラムサール条約既登録地の状況について理解を深めました。

また、三番瀬の再生について、地元住民、漁業関係者、環境保護団体などから広く意見を伺うことを目的に、三番瀬ミーティングを開催しました。

5 都市における緑の空間、水辺空間の整備

(1) 都市の緑の保全・創出

ア 都市公園等の整備・再生

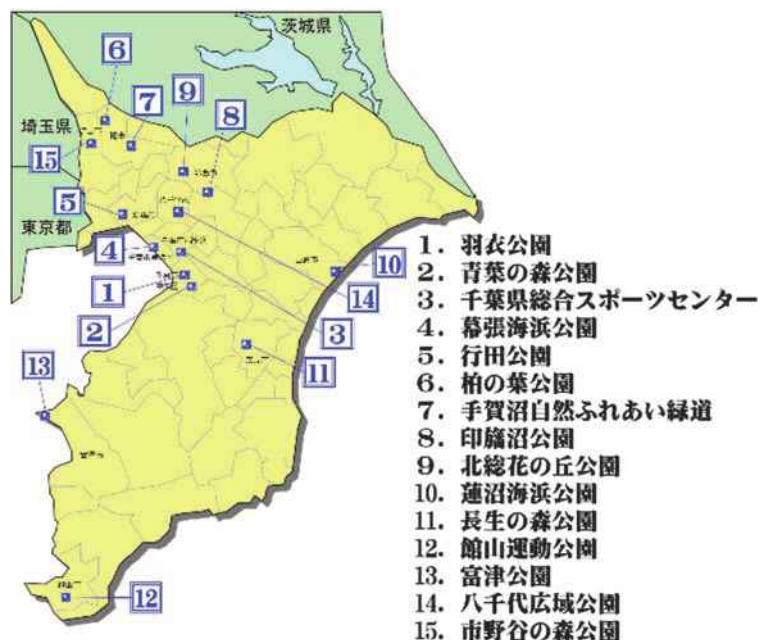
都市公園等は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持っており、都市の基盤と言えます。県では、県及び市町村が管理する都市公園等施設の整備及び促進を図っています。(図表 3-3-1)

県事業においては、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心に整備することとしており、長生の森公園(茂原市)、八千代広域公園(八千代市)、市野谷の森公園(流山市)等の事業を進めています。

また、市町村が管理する都市公園等の整備を促進するため、関係市町村に向けた会議や講習会を開催し、技術や知識の向上を図っています。

2019年3月末現在の本県における都市公園等(市民緑地及びカントリーパークを含む)は、34市5町1村で7,243箇所、面積4,286.04haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約7.0㎡となっています。

図表 3-3-1 県立都市公園マップ



イ 「緑の基本計画」の策定支援

緑地の保全や緑化の推進を図るために、市町村が行う「*緑の基本計画」の策定を支援しています。

2004年及び2017年の法改正により都市公園の整備及び管理の方針が位置づけられたことを踏まえて、未策定市町村に対し策定の指導を行うとともに、策定済み市町村に対し必要な見直しを行うよう指導しています。

2020年3月末現在の本県における「緑の基本計画」の策定状況は、27市3町です。

ウ 特別緑地保全地区等の指定

*特別緑地保全地区制度は、都市内に残された緑地を地域地区として都道府県知事又は市町村長が計画決定することにより、建築行為や木竹の伐採などの行為を許可制とする等して、緑地を保全する制度です。市町村と連携しながら、特別緑地保全地区等を指定し、都市における貴重な緑の保全に努めています。

2019年10月末現在の本県における特別緑地保全地区は、7市で29地区、面積79.3haとなっています。

エ 多様な緑化技術の導入・普及等

(ア) 屋上壁面緑化

屋上・壁面緑化にかかる多様な緑化技術を活用した公共施設及びオフィス、住宅、集合住宅、大規模商業施設等の普及・促進などにより、都市部における緑地の確保に努めています。

2019年度も例年と同様、県庁舎に緑のカーテンを設置するとともに、県民向けのイベントを開催する等して、屋上壁面緑化の普及啓発・促進を行いました。

(イ) 緑化協定

千葉県自然環境保全条例第26条の規定により、一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象として、緑化の実施及び維持管理について協定を、企業・地元市町村・県の三者で締結しています。公害、災害等の防止のみならず都市部に著しく不足している緑地の保全・創造に寄与しています。

2019年度は工場用地等に係る21件について計32.1haの緑地を確保する協定を締結しました。

オ 都市地域の農地の活用

生産緑地や市民農園などにより、都市部における農地の適正な保全と利用を図るために、特定生産緑地制度への確実な移行に向け、関係課・機関と連携した会議を開催しました。さらに、生産緑地所有者向けに各種都市農業制度を周知する啓発資料を作成、配布しました。

カ 市民緑地制度の推進

良好な都市環境の形成や緑化の推進を図るために、市町村と連携して*市民緑地制度の導入を促進しています。

2019年3月末現在の本県における市民緑地契約状況は、3市で23箇所、面積243,425.61㎡となっています。

キ 緑化意識の高揚

地域の積極的な緑化活動を促進するため、緑化意識にかかる普及啓発活動を行っています。

県立都市公園においては、公園利用者等に「緑化」や公園に親しんでもらうため、青葉の森公園、柏の葉公園及び北総花の丘公園において、緑の相談所を設置しています。このほかにも、指定管理者の自主事業により講習会等を行っている公園もあります。

また、2019年度も例年と同様、県民向けのイベントを開催するなど、緑化意識の普及啓発・促進を行いました。



緑の教室（北総花の丘公園）



緑の相談所（県立北総花の丘公園）

(2) 水辺空間の形成

ア 潤いのある水辺空間の整備

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出しながら魅力ある水辺空間の整備を行っています（多自然川づくり）。2019年度は滝川（館山市）で多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施しました。

また、船橋市の中央部に位置する海老川水系では、下水道の高度処理水（りんや窒素等をさらに取り除いた処理水）を都市の貴重な水資源として活用し、河川の上流に導水することで水循環の再生に取り組んでいきます。

そのほか、水質汚染の著しい都市河川等において、河床に堆積した底泥のしゅんせつや河川浄化施設による河川水の直接浄化を行っています。

イ 水辺空間の美化意識の啓発

県民の水辺空間に対する理解や関心を高め、河川美化愛護意識の向上を図るため、県が管理する河川等において、清掃・除草・草花の植栽など水辺環境の保全に関する活動を行う団体等に対し、用具の支給、貸出、保険料負担等の支援制度を設けています。（千葉県河川海岸*アダプトプログラム）

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
森林整備面積★ ₁	974ha/年 (2016年度)	709ha/年 (2019年度)	1,600ha/年★ ₂ (2021年度)
農用地面積★ ₃	126,900ha (2015年)	125,167ha (2018年)	121,500ha 以上 (2025年)
東京湾の*環境基準達成率 (COD)【再掲】	45.5% (2017年度) [11水域中5水域で 達成]	54.5% (2019年度) [11水域中6水域で 達成]	72.7% (2028年度) [11水域中8水域で 達成]
都市公園等箇所数【再掲】	6,974箇所 (2016年度)	7,243箇所 (2018年度)	7,040箇所 (2025年度)

★1 間伐、植栽、下刈り等の1年間の実施面積であり、森林整備事業（補助事業）や県有林事業、その他森林所有者の自主的な取組等によるものを含みます。

★2 2017年に策定した「千葉県農林水産業振興計画」における目標値で、新たな目標値が設定された場合は変更します。

★3 「土地利用現況把握調査」の数値を使用しています。

2 指標の推移についての評価

森林整備面積は、基準年度と比較して減少しています。

農用地面積は、宅地への転用などにより減少しています。

東京湾におけるCODの環境基準達成率は、基準年度と比べ若干改善しています。

都市公園等箇所数は、主に既存公園等の都市計画決定等により増加し、目標を大幅に達成しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

林業事業者が認定を受けた経営計画等に基づき実施する森林整備を支援しましたが、森林所有者の意向を把握し、木材生産が難しい箇所を含めて森林整備を進める取組は、収益性が低く、また木材の販売も低調だったことから、十分な進捗が得られませんでした。

さらに2019年度は、令和元年房総半島台風等の風倒被害により、森林整備の事業実施が困難となった箇所が発生したことも要因の一つとなっています。

食料生産の基盤である農地の保全のため、担い手への利用集積による農業経営の基盤強化や、荒廃農地の発生防止などの対策を講ずるとともに、農地転用許可制度等の適正な運用により無秩序な農地転用を抑制するなどの取組を行っています。

さらに、都市と農山漁村の交流の普及拡大に向けて、県内の農林水産物直売所や農林漁業体験施設等を掲載したパンフレットによる情報発信、「ちばの直売所フェア」の開催、農林漁業体験の受入拡大のための人材育成研修会の開催などにより、農山漁村の活性化に努めています。

東京湾においては、利用目的に応じてより厳しい環境基準が適用される水域での達成率が低い

状況にあります。東京湾へ流入する汚濁負荷量は、様々な取組により減少していますが、気象などの自然環境の変化による要因もあることから、水質の改善には長期間を要します。

都市の緑の保全・創出に向けた各種取組が進められています。都市公園箇所数は着実に増加傾向にあり、既存都市公園の整備や特別緑地保全地区等の指定、市民緑地制度の推進などの取組も進んでいますが、さらなる保全・創出拡大への取組として、財政面を考慮しながら都市公園等の新規整備の推進をしていく必要があります。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

森林の保全においては、市町村が森林環境譲与税を活用して行う森林所有者の意向調査や森林整備を支援するとともに、生産された間伐材等の利活用を促進していきます。

また、市町村や林業事業者との緊密な連携のもと、従来の森林整備に係る補助事業に加え、インフラ施設周辺に近接する森林における事前伐採への支援のほか、森林環境譲与税を効果的に活用し、災害に強い森林づくりを進めていきます。

農地の保全を図るため、引き続き、担い手への利用集積、荒廃農地の発生防止、農地転用許可制度等の適正な運用による無秩序な農地転用の抑制などに取り組みます。

さらに、地域の特色ある農林水産物や観光資源などを活用し、農林水産物直売所や農林漁業体験施設等の魅力向上や情報発信を行うとともに、交流を担う人材の育成など受入体制の整備などにより、引き続き農山漁村の活性化に取り組みます。

東京湾の環境基準達成率については、2017年6月に策定した「第8次東京湾総量削減計画」に基づき、水質改善に係る取組をさらに推進します。

都市公園等の整備にあたっては、さらなる保全・創出拡大が図れるよう、限られた予算の中で効率的に進めるとともに、都市の緑の保全・創出等の取組を引き続き実施していきます。

第4章 野生生物の保護と適正管理

本県の自然は、長い年月の中で生物多様性を育んできましたが、人間の手で持ち込まれた外来生物の影響などにより、自然環境が変化し、生物多様性の劣化も懸念されています。また、外来生物や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活環境にも問題を生じさせています。千葉県固有の自然環境を保全するため、希少な野生生物の種の保存を図るとともに、特定の鳥獣の著しい増加や生態系等へ影響を及ぼす外来生物の侵入を防ぎ、生物多様性を保持しながら、人と野生生物が適切に共存できる環境を目指します。

第1節 希少野生生物の保護・回復



現況と課題

千葉県の豊かな自然環境は、本県固有の地形と人々の営みから生み出された独特な生態系からなっています。県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、生態系のバランスを崩さないように努めていく必要があります。

県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、千葉県レッドデータブックとして公表しています。

現在、公表している*レッドデータブック及びレッドリストでは、消息不明・絶滅生物と最重要保護生物を、動物ではそれぞれ72種と284種、植物では92種と234種記載しており、その種類数はリストを見直す度に増加しています。

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、湿地の埋立て・水質悪化、生育地周辺の森林伐採、里山の荒廃などの環境の変化や、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、さらに、もともと希少な種であることから、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

そのため、これらの変化に対応して、生態系の保全、その構成要素である野生生物の保護・回復を図るとともに、人と自然との持続可能な新たな関係の構築を模索していく必要があります。

野生の鳥獣は、自然の中で他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返しており、また、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素となっています。

一方、人が持っている、鳥獣を敬い、命を大切にしたいという気持ちは、大切に引き継がれるべきものです。

これらの考えを踏まえ、傷病鳥獣の救護に当たっては、絶滅のおそれのある種の保全や傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応していく必要があります。

1 希少野生生物の保護・回復

(1) 野生生物のモニタリングと評価

1995年度から5か年計画で、県内に生息・生育する保護上重要な野生生物の現状と保護の在り方をまとめた「千葉県レッドデータブック」を刊行することとし、1998年度に「植物編」を、1999年度に「動物編」を初めて取りまとめました。

その後、野生生物の生息・生育状況のモニタリング結果を踏まえ、詳細な解説を加えた『千葉県レッドデータブック』の「植物・菌類編」を2008年度に、「動物編」を2010年度に改訂しています。さらに、最新の危険度を評価した中間評価にあたるレッドリスト「植物・菌類編」を2016年度に、「動物編」を2018年度に改訂しています。

これらは、環境アセスメントや希少な野生生物の保護等に活用されています。

(2) 希少野生生物の保護・回復

県では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されているミヤコタナゴについて、1994年度から保護増殖事業を実施しています。また、関係機関等で構成する協議会で、県独自の回復計画を策定するため、2019年度に検討会を1回開催しました。

さらに、2011年4月に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定された、シャープゲンゴロウモドキについても、回復計画を策定して保護回復に取り組んでいます。2019年度は、生息環境の維持管理を実施したほか、かつて本種が生息していた場所で生息環境の整備を行い、再導入計画に基づく飼育個体の野外への再導入を行いました。

また、県内における希少種であるヒメコマツについても回復計画を策定して、回復事業を進めています。



ミヤコタナゴ



シャープゲンゴロウモドキ



ヒメコマツ

2 鳥獣保護意識の醸成

(1) 鳥獣保護区の指定

多様な鳥獣が生息する森林や集団で渡来する水鳥等の渡来地である湖沼など、本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が必要な地域を*鳥獣保護区に指定するとともに、鳥獣の保護繁殖上、特に必要があると認められるときは、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定し、一定の開発行為を制限しています。(図表 4-1-1)

図表 4-1-1 鳥獣保護区等の指定状況（2020年3月末現在）

区分	個所数	面積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護区)	59 (6)	42,587.0 (427.0)
特定猟具使用禁止区域 (うち銃器) (うち銃器・わな)	227 (226) (1)	192,545.9 (192,182.9) (363.0)
指定猟法禁止区域	1	245.0

(2) 傷病鳥獣救護の取組

獣医師による傷病鳥獣の治療や登録したボランティアによる野生復帰までの飼養を内容とした傷病野生鳥獣救護事業を実施しているほか、千葉県行徳鳥獣保護区内に傷病鳥の収容・回復訓練施設を設置しています。ボランティアや獣医師会の協力により、849件の傷病鳥獣の救護を行いました。

(3) 鳥獣保護に関する普及啓発

鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、県民の理解と協力が不可欠です。このため、*愛鳥週間（毎年5月10日～16日）に探鳥会、ポスターコンクールなどを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
希少野生生物の保護回復計画の策定	3市町村 (2017年度)	3市町村 (2019年度)	全市町村で策定 (2028年度)
「生命のにぎわい調査団」の団員からのモニタリング件数	累計 95,256件 (2017年度)	累計 106,993件 (2019年度)	累計 205,300件 (2028年度)

2 指標の推移についての評価

希少野生生物の保護回復計画の策定については、現況において変化はありません。
「生命のにぎわい調査団」団員によるモニタリング件数は、年々増加しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

種の保存法では「地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」とされています。そのため、地域ごとの特性を踏まえた保護・保全の取組を地域ごとに策定することが望まれます。

県民参加型の生き物調査である「生命のにぎわい調査団」は、主に指定の生物の目撃情報を報

告・集積することで身近な自然の変化などを把握し、併せて生き物や自然についての理解を深めていただくものです。毎年多くの発見報告が寄せられていますが、2019年度は令和元年房総半島台風等による継続的な調査地の被災などにより、前年に比べ報告件数は減少しました。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

国の天然記念物でもあるミヤコタナゴについて、環境省、地元市町、保護団体、研究者等から成るミヤコタナゴ保全協議会を立ち上げ、回復計画の策定をはじめ積極的な保護回復の推進に取り組んでいます。

県民参加型の生き物調査である「生命のにぎわい調査団」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組が進む中、目標通りの増進は難しいものの、より多くの方々に積極的な参加を頂けるよう各種取組を実施していきます。

第2節 特定外来生物の早期防除



現況と課題

飼育していた動物の放棄などにより生じた、外来生物の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

外来種**の中でも在来種の生息を脅かすなど、生態系への被害を及ぼすおそれのある生物は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」で特定外来生物**に指定されており、県内では43種類が確認されています。その数は年々増加の傾向にあり、新たな特定外来生物等の侵入防止や侵入後の早期防除対策が求められます。

図表 4-2-1 千葉県で確認されている「特定外来生物」(43種類) (2020年3月末現在)

(哺乳類)	アカゲザル、アカゲザル交雑種、マスカラット、アライグマ、キョン
(鳥類)	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
(爬虫類)	カミツキガメ、ハナガメ、ハナガメ×ニホンイシガメ（交雑種）、ハナガメ×クサガメ（交雑種）
(両生類)	ウシガエル
(魚類)	オオタナゴ、コウライギギ、チャンネルキャットフィッシュ、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ショートノーズガー
(昆虫類)	アカボシゴマダラ、セイヨウオオマルハナバチ、アカカミアリ、ヒアリ
(甲殻類)	ウチダザリガニ
(クモ類)	セアカゴケグモ
(軟体動物)	カワヒバリガイ
(植物)	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ、ポタンウキクサ、アメリカオオアカウキクサ、ナガエモウセンゴケ

本県においては、人間によって持ち込まれたアカゲザル、キョン、アライグマ、カミツキガメなどの外来生物による、生態系や農林業等への被害が著しいことから、個別の防除計画を作成し捕獲対策を講じていますが、これらの生物は繁殖力が強く駆除対策が追いついていない状況です。

また、植物では河川や河川敷で繁茂しているナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギク、ミズヒマワリについても、防除事業を行っています。



アカゲザル



キョン



アライグマ



カミツキガメ



ナガエツルノゲイトウ



アレチウリ



オオフサモ



オオキンケイギク

県の主な取組・施策展開

1 外来生物の侵入防止と普及啓発

(1) 外来生物のモニタリング

外来種全般の対策については、専門家からなる「千葉県希少生物及び外来生物に係るリスト作成検討会」において、現状の把握や対策の考え方等について検討を行い、リスト及び対策の基本的な考え方を取りまとめています。2019年度には『千葉県の外来生物リスト』を改訂、発行しました。

(2) 特定外来生物の防除体制の整備

特定外来生物については、種の特性、生息場所の特性に応じて、効果的な防除対策を講じることができるよう、市町村等の関係者間の情報共有・調整を行いました。

(3) 新たな特定外来生物等の侵入への対応

県民参加型の生物調査である「生命のにぎわい調査団」による、外来種を含めた生物の分布情報の収集を継続しています。特に、生態系や生活環境への影響が大きいヒアリ等については、発見時の連絡体制を市町村等の関係者間で構築し、速やかな情報共有と生物の特定を行っています。

(4) 外来生物に関する普及啓発

県ホームページや広報紙、環境イベント等を通じ、正確な知識と対策を周知するため情報発信を行っています。



生物多様性センター広報紙
「生命のにぎわいとつながり」



環境イベントへの出展・解説

2 特定外来生物の防除

(1) 県による特定外来生物の防除

ア 動物

県では、特定外来生物のうち、すでに生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、キョン、カミツキガメ等について、それぞれ防除実施計画を策定（図表 4-2-2）し、計画に基づいた防除を実施しています。

2019年度は、アカゲザル 280 頭、キョン 580 頭、カミツキガメ 1,597 頭の防除を実施しました。

また、効果的かつ効率的な防護・捕獲のために、より精度の高い野生鳥獣の生息状況の把握や個体数推計を行いました。

キョンの2019年度末の推定生息数は約44,000頭で、年々増加傾向にあり、カミツキガメの推定生息数は約6,500頭で、2015年度以降減少にあるとの統計結果が得られています。

図表 4-2-2 千葉県における特定外来生物の防除実施計画

策定年月 (最終改定年)	防除実施計画
2007年3月 (2012年3月)	特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画
2007年6月 (2017年3月)	千葉県におけるカミツキガメ防除実施計画
2008年7月	千葉県アライグマ防除実施計画※
2009年3月 (2013年3月)	千葉県キョン防除実施計画

※防除は各市町村で実施

イ 植物

手賀沼とその流域河川では、急速に繁殖しているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの特定外来生物による水質・生態系などへの影響や、農業・漁業被害などが懸念されることから、繁茂状況の調査や駆除計画の検討を行い、今後計画的な駆除等を進めていきます。

(2) 市町村等による特定外来生物の防除

特定外来生物が生息する地域の市町村、市民活動団体等による防除が効果的であることから、情報提供や技術支援等により、これらの取組を支援しました。

アカゲザル(交雑種を含む)、アライグマ、キョンについて、市町村が実施している有害鳥獣の捕獲事業において補助金を交付するとともに、一部の市町村に対しては、アライグマ捕獲用の箱わなを貸し出すこと等により、これらの取組を支援しました。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
特定外来生物の捕獲数	アカゲザル 89頭 アライグマ 4,176頭 キョン 3,475頭 カミツキガメ 1,429頭 (2017年度)	アカゲザル 287頭 アライグマ 6,240頭 キョン 5,008頭 カミツキガメ 1,597頭 (2019年度)	根絶に向けて捕獲します (2028年度)

2 指標の推移についての評価

アカゲザルについては、令和元年房総半島台風等により、捕獲用の大型オリ13基のうち9基が損壊し、一時期捕獲が出来なかったものの、行動域を的確に把握しながら、効率的な捕獲を行

ったことにより、捕獲数は増加しました。

アライグマ、キョンについては、市町村が実施する有害鳥獣捕獲活動への支援を強化するなど、市町村と連携して捕獲を実施したことにより、捕獲数は増加しました。

カミツキガメについては、2017年度から3年間を戦略集中実施期とし、集中的な捕獲を行いました。捕獲数は基準年と比べて増加しました。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

アカゲザルについては、詳細な生息数が把握できていないため、防除事業の成果を明確に示すことが出来ず、生息域の拡大が懸念されます。

アライグマについては、捕獲数は増加しているものの、生息域の拡大に歯止めがかけられておらず、農作物被害は増加しており、家屋侵入による天井裏等の糞尿汚染、空き家への定着などといった生活環境被害も確認されています。

キョンについては、捕獲数は増加しているものの、生息域の拡大に歯止めがかけられておらず、住宅街での家庭菜園等への被害も発生しています。

カミツキガメについては、ワナ数を増加させるとともに、新型ワナの開発や従来捕獲ができなかった冬期の手探り捕獲など捕獲方法の開発に取り組み、カミツキガメの捕獲を強化しました。その結果を基に改めて生息個体数推定を行ったところ、2019年度末時点の生息数は約6,500頭と減少傾向にある事が示されました。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

特定外来生物については、各防除実施計画に基づき捕獲を進めていきます。

アカゲザルについては、定期的に推定生息数を把握するとともに、生息域の拡大防止のための方策について検討していきます。

アライグマについては、市町村の捕獲体制への強化支援を行うとともに、効果的な方策について検討していきます。

キョンについては、効率的な捕獲方法の開発及び普及に取り組むとともに、農作物被害及び生活環境被害を防止するための効果的な方策について検討していきます。

カミツキガメについては減少傾向にあることが認められましたが、さらなる減少を目指して捕獲を継続していきます。

外来種の生態や行動特性は不明な点が多いため、効率的な捕獲方法の開発等を検討していきます。

第3節 有害鳥獣対策の強化

15 県の豊かな自然を
まもろう



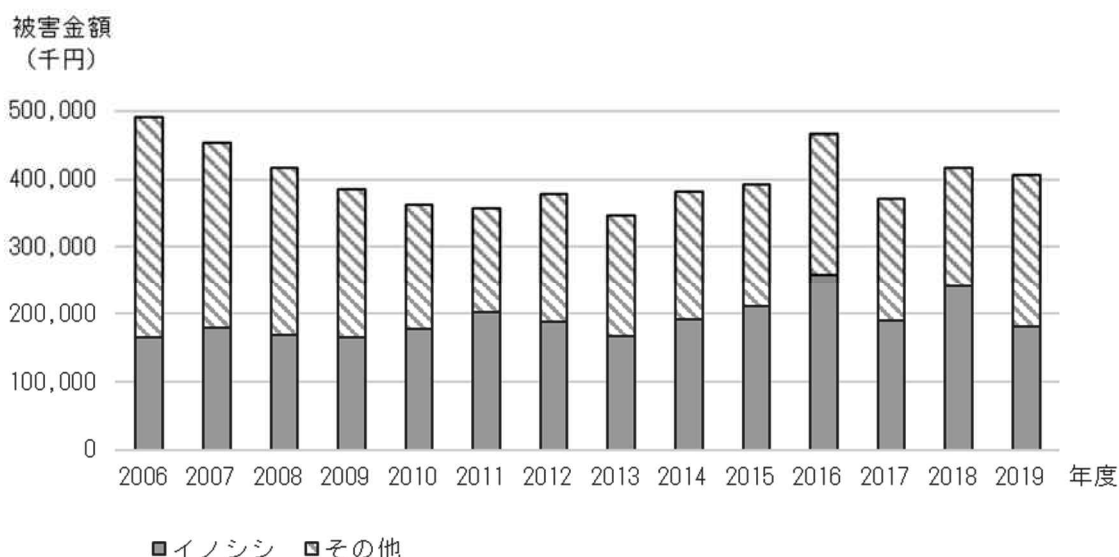
現況と課題

イノシシ、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息域の拡大に伴い、農作物等の被害が依然として深刻な状況であり、2019年度の野生鳥獣による農作物の被害金額は、約4億700万円と依然として高止まりしており、中でもイノシシによる被害金額は約1億8,200万円と鳥獣全体の被害の約半分を占めています。(図表4-3-1) また、これら鳥獣の生息域が拡大していることに伴い生活被害も発生しています。

このため、防護柵の設置や捕獲による個体数の管理、耕作放棄地の解消等による野生鳥獣が住みにくい環境づくりなどを総合的に実施し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

また、狩猟免許所持者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保・育成や、認定鳥獣捕獲等事業者などの多様な捕獲主体の参入が求められています。

図表 4-3-1 野生鳥獣による農作物被害金額の推移



県の主な取組・施策展開

1 有害鳥獣対策の総合的推進

イノシシなどの野生鳥獣による農作物等への被害防止に向けた地域の主体的な取組を支援するため、関係機関による「野生鳥獣対策本部」を設置し、「防護(被害防止)」「捕獲」「資源活用」「生息環境管理」の「4つの柱」を推進しています。2019年度の実績は次のとおりです。

(1) 「防護(被害防止)」

イノシシ等の農作物被害を減らすため、防護柵の設置について支援を行っています。2019年度は、16市町に対して229kmの柵の設置を支援しました。また、県内4地域で、42名の受講生を対象に、被害対策の地域リーダーとなる人材の育成研修を開催しました。

(2) 「捕獲」

参照 県による捕獲の実施 (P84)

(3) 「資源活用」

県内の処理加工施設において、捕獲したイノシシやシカの肉の一部は、加工され、食用等に販売されています。販売される肉の安全性を確認するため、イノシシ肉は全頭検査で 969 頭、シカ肉は抽出検査で 19 頭について、放射性物質の検査を行い、全て基準値内でした。

また、飲食店を対象に衛生上の取扱注意事項や調理方法の講習会、房総ジビエ料理のコンテスト、房総ジビエのフェアを開催し、飲食店の需要喚起と消費拡大に取り組み、地域資源としての活用を図りました。

参照房総ジビエなど有害鳥獣の有効利用促進（第 6 章第 3 節 P147）

(4) 「生息環境管理」

農村からイノシシを追い払うため、イノシシの棲み家となっている耕作放棄地の刈払い作業を行う集落等に対して支援を行っています。2019 年度は、19 市町における 169ha の刈払い作業に対して支援しました。

2 野生鳥獣の適正管理

2007 年 1 月に設置した「野生鳥獣対策本部」による「防護（被害防止）」、「捕獲」、「資源活用」、「生息環境管理」の 4 つの柱を総合的に推進し、イノシシ、ニホンジカ、サルなどの野生鳥獣による農作物等への被害防止に向けた地域の主体的な取組を支援しました。2019 年度の実績は次のとおりです。

(1) 生息状況調査の実施

ニホンジカについて、効果的かつ効率的な防護・捕獲のために、より精度の高い野生鳥獣の生息状況の把握や個体数推計を行いました。その結果、2019 年度の推定生息数は、ニホンジカで約 37,000 頭と年々増加傾向であることが分かりました。

(2) 県による捕獲の実施

*指定管理鳥獣であるイノシシ・ニホンジカについて、生息域の拡大防止及び生息域の縮小を目的に分布域の前線地域において、認定鳥獣捕獲等事業者を活用して県主体の捕獲を行い、イノシシ 158 頭、ニホンジカ 79 頭を捕獲しました。

また、イノシシによる*豚熱ウイルス感染の拡大を防止するため、銚子市、旭市、成田市、印西市、香取市、東庄町の 6 市町を捕獲重点エリアに設定し、当該エリア内で野生イノシシの緊急捕獲を行い、129 頭を捕獲しました。

(3) 市町村等による防護・捕獲への支援

野生鳥獣による農作物等への被害防止に向けた市町村の取組を支援するため、捕獲用わなや防護柵の設置に対する助成を行っています。2019 年度は、捕獲用わなは 22 市町に対して 681 基、防護柵は 16 市町に対して 229km の設置を支援しました。

3 捕獲の担い手となる人材の確保・育成

(1) 狩猟免許取得の推進

狩猟免許試験においては、有害鳥獣捕獲の担い手の確保を促進するため、多くの受験希望者

が受験できるよう試験を年 8 回実施し（うち 1 回は有害鳥獣被害の多い県南部地域で実施）、のべ 458 名が狩猟免許を取得しました。

また、市町村等が行う有害鳥獣を捕獲する事業の従事者となる者がわな猟免許の新規取得に要した費用を市町村が助成した場合、その経費の一部を補助しました。

さらに、狩猟に興味があるが始め方が分からない若者や女性を主な対象に、狩猟のルールと免許取得に関する講座や各種体験プログラムを提供する「千葉県新人ハンター入門セミナー」を開催しました。

千葉県新人ハンター入門セミナーの実施状況



実射見学の様子



先輩ハンターによる相談会

(2) 有害鳥獣捕獲員研修の開催

捕獲の担い手となる人材の育成のため、銃器を使用する従事者を対象に、銃器の取扱い等の安全対策を徹底するための研修会を 15 回（8 日間）開催するとともに、わな免許取得 1、2 年の従事者を対象に、わなによる捕獲技術の向上のための研修会を 3 回開催しました。

(3) 鳥獣被害対策実施隊の設置

野生鳥獣による被害対策の体制強化のため、捕獲、防護柵の設置等の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進しています。2020 年 3 月末における設置市町村数は、14 市町で、前年度末に比べ 1 市、増加しました。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 19,562 頭 ニホンジカ 6,248 頭 (2017 年度)	イノシシ 22,351 頭 ニホンジカ 6,697 頭 (2019 年度)	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます (2028 年度)
有害鳥獣による農作物被害軽減	372 百万円 (2017 年度)	407 百万円 (2019 年度)	農作物被害額の減少を目指します (2028 年度)

2 指標の推移についての評価

イノシシについては、県による捕獲を強化し、ニホンジカについては、生息数等を把握した上で、市町村と連携を図りながら捕獲を実施したことにより、捕獲数は増加しました。

農作物被害はイノシシによる被害が約5割を占めており、イノシシ以外の加害鳥獣種は被害金額が大きい順にハクビシン、カラス、サル、アライグマとなっています。イノシシ、カラスによる被害金額は横ばい傾向ですが、ハクビシン、サル、アライグマは被害金額が増加しました。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

イノシシ、ニホンジカの捕獲数が増加したことにより、それらによる農作物被害は減少したものの、イノシシによる農作物被害は全体の45%を占めており、依然として農業経営に大きな打撃を与えています。

2019年度は、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、農地における防護柵の整備（16市町）や、箱わなの導入（22市町）などの支援を行いました。また、県単事業により獣類の生息地となる耕作放棄地の刈払い（19市町）の支援を行うなど、市町村等と連携し、被害防止対策を推進しました。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

イノシシ、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲を進めており、引き続き、生息域の拡大を防止するために県による捕獲を行うとともに、市町村が行う捕獲事業に対して支援していきます。

特に、イノシシについては、農作物被害等の軽減や豚熱の感染拡大防止を図るために市町村と連携して、捕獲強化の取組を進めていきます。

有害鳥獣対策の基本である防護、捕獲、生息環境管理の3つの対策が一体として実施されるよう、地域ぐるみの有害鳥獣対策の体制整備を支援していきます。

第5章 安全で安心な生活環境の保全

大気、水、土壌の環境汚染や地盤沈下、騒音などの環境問題は、私たちの生活環境に関わる身近な問題です。県民の健康や生活環境を守り、良好な環境を将来に引き継ぐため、継続的な環境監視、環境汚染の未然防止・環境改善に向けた排出者等に対する指導の実施や、環境にやさしいライフスタイルの定着、水生生物の生息・生育環境の保全など、様々な視点から取組を進めていきます。

第1節 良好な大気環境の確保

現況と課題

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



大気汚染は、燃料や廃棄物を燃やすことなどによって生じ、健康被害や農作物の生育障害などを引き起こす原因となります。その汚染物質の発生源は、工場や事業場などの固定発生源と自動車などの移動発生源に分けられます。

県では、固定発生源対策として、法・条例による規制や主要工場と締結した環境保全協定（旧公害防止協定）などにより汚染物質の排出削減に向けた取組を展開し、移動発生源対策として、法による自動車排出ガスの単体規制に加え、2003年から近隣都県と歩調を合わせた条例による運行規制などを実施しています。

こうした対策によって、本県の大気環境は改善の傾向にあり、二酸化窒素等の*環境基準を達成し、県が独自に設定した「二酸化窒素に係る千葉県環境目標値」の達成率も向上しています。

しかし、*光化学オキシダントは、依然として全測定局で環境基準が達成されておらず、また、*微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準も達成されていない測定局があることから、これらの大気汚染物質の原因物質である*窒素酸化物（NO_x）や*揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を図る必要があります。

また、健康への影響が問題となっている*アスベスト（石綿）については、今後、建材としてアスベストを使用した建築物等の解体等作業が増加していくことが見込まれており、飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

さらに、「水銀に関する水俣条約」が発効したことにより2018年から規制対象となった水銀について、適切な対応を図っていく必要があります。

1 大気環境の状況

2019年度の一般環境大気測定局（一般局）及び自動車排出ガス測定局（自排局）における大気環境の概要は以下のとおりです。また、環境基準達成状況等の推移は図表5-1-1、大気汚染物質濃度の年平均値の推移は図表5-1-2のとおりです。

(1) 硫黄酸化物（*二酸化硫黄）

一般局（61局）、自排局（2局）とも、全測定局で環境基準を達成しました。

2015年度以降の年平均値は低い値で推移しています。（カッコ内は有効測定局数、以下同じ。）

(2) 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局（94局）、自排局（25局）とも、全測定局で環境基準を達成しました。また、本県が窒素酸化物対策を進める上での行政目標として1979年4月に設定した「二酸化窒素に係る千

「葉県環境目標値」の達成率は、一般局で100%、自排局で96.0%でした。

2015年度以降の年平均値は低下傾向を示しています。

(3) *一酸化炭素

一般局(3局)、自排局(19局)とも、全測定局で環境基準を達成しました。

2015年度以降の年平均値は低い値で推移しています。

(4) 光化学オキシダント

一般局(90局)のみで測定を行っており、全測定局で環境基準が未達成でした。なお、光化学スモッグの発生しやすい5時~20時の時間帯において環境基準値以下となっている時間数の割合(時間達成率)は95.2%でした。

2015年度以降の年平均値はほぼ横ばいで推移しています。

(5) *浮遊粒子状物質(SPM)

一般局(92局)、自排局(25局)とも、全測定局で環境基準を達成しました。

2015年度以降の年平均値は低下傾向を示しています。

(6) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

一般局(47局)の達成率は100%、自排局(12局)の達成率は91.7%でした。

2015年度以降の年平均値は低下傾向を示しています。

(7) 非メタン*炭化水素

炭化水素に係る環境基準は定められていませんが、指針値として「非メタン炭化水素について、午前6~9時の3時間平均値が0.20~0.31*ppmCの範囲にあること」が示されています。

一般局(39局)のうち32局、及び自排局(12局)すべてで指針の上限値0.31ppmCを超えていました。

図表 5-1-1 大気環境の環境基準達成状況等の推移 (単位: %)

区分	項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
一般局	環境基準達成率(注1)	二酸化硫黄	100	100	100	100	100
		二酸化窒素(注2)	100	100	100	100	100
		一酸化炭素	100	100	100	100	100
		光化学オキシダント	0	0	0	0	0
		浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
	微小粒子状物質(PM _{2.5})	95.3	97.6	95.3	100	100	
	県環境目標値	二酸化窒素	98.0	100	97.9	97.9	100
時間達成率	光化学オキシダント	93.5	95.6	93.0	94.1	95.2	
自排局	環境基準	二酸化硫黄	100	100	100	100	100
		二酸化窒素	100	100	100	96.2	100
		一酸化炭素	100	100	100	100	100
		浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	62.5	77.8	77.8	81.8	91.7
	県環境目標値	二酸化窒素	48.1	73.1	57.7	69.2	96.0

注1: 環境基準達成率(環境基準達成測定局数/測定局数) × 100 (%)

注2: 二酸化窒素の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下とされています。この環境基準の達成状況の評価は、1日平均値の年間98%値(低い方から数えて、98%目の日の平均値)が0.06ppm以下であることをもって行っています。また、県環境目標値は、日平均値の年間98%値が0.04ppm以下としています。

図表 5-1-2 大気汚染物質濃度の年平均値の推移

区分	項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
一般局	二酸化硫黄 (*ppm)	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
	一酸化炭素 (ppm)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
	光化学オキシダント (ppm)	0.033	0.032	0.034	0.033	0.033
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.019	0.017	0.016	0.017	0.014
	微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)	12.1	11.0	10.8	10.7	9.3
自排局	二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.004	0.004	0.004	0.002
	二酸化窒素 (ppm)	0.020	0.018	0.018	0.017	0.016
	一酸化炭素 (ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.021	0.018	0.017	0.018	0.015
	微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)	13.8	12.9	12.6	12.1	10.2

2 大気中のアスベスト濃度調査結果

アスベストについては、環境基準は設定されていませんが、2006年度から県、千葉市、船橋市、柏市、市川市及び市原市等で、一般大気中の濃度を把握する調査を行っています。

2019年度の県内42地点における調査結果は、環境省が地方公共団体の測定結果を集計した結果と比較して、いずれの地点においても、特に高い濃度は見られませんでした。

県の主な取組・施策展開

1 工場・事業場等に対する対策の徹底

(1) 法・条例による規制

大気汚染防止法により、工場・事業場のばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、窒素酸化物、塩化水素等）、揮発性有機化合物及び「水銀及びその化合物」）を排出する施設等に対して、排出基準等が定められています。

本県では、ばいじん及び有害物質（窒素酸化物を除く）について、特に排出の抑制を図る必要があることから、条例による***上乘せ基準**を適用しています。

大気汚染防止法に基づく排出基準の遵守状況等を確認するため、随時、工場・事業場の立入検査を実施し、必要に応じ、適切な改善措置を講じるよう指導しています。

また、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等を解体等する場合、県への事前届出と作業基準の遵守が大気汚染防止法により義務付けられており、県では立入検査等を通じて、石綿飛散防止対策の徹底を指導しております。

2019年度は、県が所管するばい煙発生施設のうち1,350施設（395事業所）に、揮発性有機化合物排出施設のうち66施設（21事業所）に、一般粉じん発生施設のうち242施設（52事業所）に、水銀排出施設のうち96施設（46事業所）に、届出があった吹付け石綿等を使用した建築物等の解体等作業のうち197件について立入検査を実施しました。

(2) 協定等による指導

ア 環境保全協定に基づく指導

京葉臨海地域の主要工場と県・関係市とで締結している環境保全協定により、協定工場に対して、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんについて、法令よりも厳しい排出基準を定め、*総量規制方式による排出量の削減を行っているほか、協定工場周辺地域の大気環境調査において比較的高濃度で推移している有害大気汚染物質（*ベンゼン等3物質）の排出削減対策の取組や大気環境中の濃度把握を事業者にも指導するとともに、揮発性有機化合物の排出抑制や粉じん発生施設の管理徹底の実施等を指導しています。

また、協定工場に対して毎年度、硫黄酸化物、窒素酸化物等の計画排出量の提出を求めるとともに、生産施設や公害防止施設を新設、増設又は変更する場合には、その計画内容について事前に県及び地元市と協議を行うなど、大気汚染物質等のより一層の排出削減を指導しており、2019年度は、法や協定の遵守状況を確認するために、35工場に対し立入検査を実施するとともに、生産施設の新設等に関する事前審査を31件実施し、必要な措置を講ずるよう指導しました。

イ 窒素酸化物対策に係る指導

環境保全協定の他、東葛、葛南地域に立地するガラス製造工場との「窒素酸化物対策に関する覚書」や、野田市から富津市に至る13市の一定規模以上の工場・事業場を対象とした「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づき窒素酸化物の排出量の削減を指導するとともに、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」に基づき、県内の工場・事業場に設置されるガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導しています。

また、冬季は大気が安定し二酸化窒素が高濃度となる日が発生しやすいことから、大気汚染防止対策のための冬季対策を広く呼びかけるほか、環境保全協定により、協定工場に対して、11月から12月までの期間は、窒素酸化物の排出量を他の時期より削減するよう定めています。

ウ 工場立地等各種開発行為の事前審査による指導

県及びその関係機関の造成した工場団地等に工場・事業場が進出する場合は、県は計画内容を事前に審査し、環境保全のための必要な対策を講ずるよう指導しています。2019年度は、新規事業の進出等に関する事前審査を7件実施し、必要な措置を講ずるよう指導しました。

(3) 揮発性有機化合物の排出抑制指導

揮発性有機化合物（VOC）については、微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び光化学オキシダントの原因物質となることから、2006年の大気汚染防止法の改正により、VOC排出施設に排出濃度規制が設けられ、さらに、事業者の自主的取組による削減と合わせて、工場等の固定発生源からのVOC排出量を、2010年度を目途に、2000年度を基準年度として3割程度削減することが目標とされました。

このため、事業者の自主的取組を促進することを目的に、事業者による削減取組の公表制度を盛り込んだ本県独自の「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進

に関する条例（VOC条例）」を2008年4月から施行しています。事業者から提出された実績報告書によると2018年度のVOC排出量は、基準年度（2000年度）に比べ6割程度削減されてきました。

なお、VOC条例に基づく「自主的取組の促進に関する指針」により、屋外タンクの構造改善や塗装施設へのVOC処理装置など排出削減対策を指導するとともに、事業者による排出抑制に関する自主的取組を支援するため、中小企業を対象とした、「VOC対策アドバイス制度」を設けています。

また、夏季は、気温が高いためVOCが揮発しやすく、光化学スモッグ注意報が多く発令されることから、九都県市で連携して、「夏季のVOC対策」重点実施期間を設定し、VOCの排出削減を広く呼びかけるとともに、県内のVOCの排出事業者に対する立入検査を集中的に実施しています。

さらに、九都県市で連携して、ガソリン小売事業者に対し、ガソリンペーパー（燃料蒸発ガス）の回収機能を有する計量器の導入を呼びかけるとともに、県内給油所に対し、国の「*大気環境配慮型SS認定制度」の認定取得を呼びかけています。

2 自動車排出ガス対策の推進

県では自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を推進するため、計画の策定、千葉県環境保全条例及び千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（ディーゼル条例）により、各種自動車排出ガス対策等を総合的に実施しています。

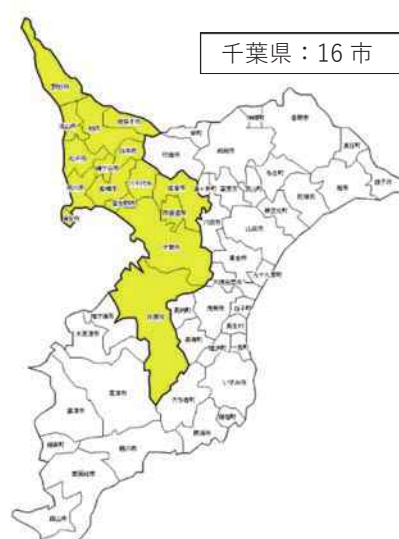
また、九都県市で共同・協調した大気環境改善対策を推進するために、粒子状物質減少装置の指定や低公害車の指定などを行っています。

(1) 計画の策定

県、市町村、関係機関・団体や県民が、自動車環境問題についての基本認識を共有し、協働して対策を進めるための方向性を示す「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」（2012年3月策定）、及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）に基づく対策地域において、2020年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準を確保することを目標とする「第2期自動車排出NO_x・PM総量削減計画」（2013年3月策定）に基づき、県では、関係機関と連携した自動車環境対策を推進しています。（図表5-1-3）

図表 5-1-3

自動車NO_x・PM法対策地域



1

良好な大気環境の確保

(2) 低公害車の普及促進

*電気自動車や*燃料電池自動車など九都県市が指定した低公害車や国土交通省が認定した低公害車の普及を促進しています。

環境保全条例により、県民及び事業者到低公害車の積極的な導入の働きかけや一定台数以上の自動車を使用する事業者に対し、低公害車の導入を指導するとともに、中小企業の導入を支

援しています。

また、低公害車の普及に向け、燃料電池自動車などの次世代自動車の展示や試乗会等の広報活動を実施しています。

県内における、ハイブリッド自動車等の主な低公害車の普及台数は、2019 年度末で約 44.4 万台です。(図表 5-1-4)

図表 5-1-4 県内の主な低公害車普及状況推移 (年度末時点)

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
自動車保有台数 (軽自動車及び二輪車を除く)		約 359 万台 (約 228 万台)	約 361 万台 (約 235 万台)	約 364 万台 (約 235 万台)	約 365 万台 (約 235 万台)	約 367 万台 (約 234 万台)
低 公 害 車	ハイブリッド自動車	261,981 台	305,638 台	348,845 台	392,950 台	433,261 台
	*プラグインハイブリッド自動車	2,234 台	2,918 台	4,444 台	5,292 台	6,008 台
	電気自動車	2,435 台	2,849 台	3,487 台	4,119 台	4,610 台
	燃料電池自動車	13 台	39 台	57 台	58 台	62 台
	*圧縮天然ガス自動車	747 台	630 台	530 台	414 台	318 台
	*メタノール自動車	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台
合計		約 26.7 万台	約 31.2 万台	約 35.7 万台	約 40.3 万台	約 44.4 万台

参照 次世代自動車等の普及促進 (第 1 章第 2 節 P26)

参照 県自らの率先行動の推進 (第 1 章第 2 節 P27)

(3) ディーゼル車の規制

ア 条例によるディーゼル自動車排出ガス対策

首都圏の 1 都 3 県 (千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県) では、ディーゼル自動車排出ガス対策を効果的に促進するため、条例に基づく粒子状物質 (PM) の排出基準を満たさない車両の都県域における運行を規制する条例を制定することとし、本県においても 2002 年 3 月に、ディーゼル条例を制定しました。ディーゼル条例では、粒子状物質の排出基準を満たさない車両の運行を規制する「運行規制」と、排出ガス中の粒子状物質を増大させる重油を混和した燃料等の使用・販売を規制する「燃料規制」を柱にしています。

イ 運行規制に係る立入検査・調査

運行規制の遵守状況を確認するため、事業所や、路上等で 563 台を検査、不適合車 371 台の使用者等に改善指導を行いました。

また、ビデオ撮影した走行中の自動車のナンバープレート情報から運行規制の適合状況を確認しており、2019 年度は 28,902 台を調査し、不適合車 181 台の使用者等に改善指導を行いました。

県内に使用の本拠がある不適合車両数は、2019 年度末時点で 4,717 台となっています。

(図表 5-1-5)

図表 5-1-5 ディーゼル条例運行規制に係る県内不適合車両数推移 (年度末時点)

年度	2003 年度	...	2008 年度	...	2017 年度	2018 年度	2019 年度
不適合車総数 (県内)	約 13 万台		33,845 台		6,730 台	5,529 台	4,717 台

ウ 燃料規制に係る検査

燃料規制については、税務部門等と合同で、路上等において 2019 年度は 104 台の燃料採取検査を実施しました。その結果、不適合燃料を使用する車両は確認されませんでした。

(4) 自動車使用に伴う大気環境負荷低減

ア アイドリング・ストップ

不必要なアイドリング行為による、大気汚染物質の排出、臭気、騒音等の対策として、環境保全条例において、運転者によるアイドリング・ストップや、一定規模以上の駐車場設置者等によるアイドリング・ストップの周知を義務付けており、2019 年度は 1,782 箇所の駐車場の検査を行い、周知が行われていない 120 箇所の設置者等に対して指導を行いました。

参照 温暖化対策に資するまちづくり・交通施策の推進（第 1 章第 3 節 P31）

イ 事業者による計画書の提出

自動車を 30 台以上使用する事業者については、自動車の使用に係る排出ガスの低減に関して、自動車環境管理計画書及び実績報告書の提出が義務付けられています。

2020 年 3 月末までに計画書は 543 事業者、実績報告書は 483 事業者から提出され、内容について指導しています。

3 大気環境等の監視

(1) 大気汚染状況の常時監視

ア 常時監視体制の整備

(ア) 環境監視体制

大気汚染防止法に基づき県の大気汚染状況を把握するため、県及び大気汚染防止法に基づく 6 政令市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市）は、大気環境常時監視測定局を設置し、大気汚染状況の常時監視を行っています。また、その他の市（木更津市等 10 市）においても、それぞれ必要に応じて測定局を設置し常時監視を行っています。

2019 年度の設置局数は、一般環境大気測定局（一般局）99 局と自動車排出ガス測定局（自排局）27 局の合計 126 局であり（うち自排局 1 局休止中）、一般局では、二酸化硫黄（ SO_2 ）、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素等を、自排局では、窒素酸化物、一酸化炭素（ CO ）、浮遊粒子状物質等を測定しています。

このうち、115 局については、環境監視テレメータシステム（一部千葉市等 9 市システム経由）で県の大気情報管理室と通信回線で接続し集中管理しており、光化学スモッグ等の緊急時等に対応する体制として整備しています。

また、2006 年 3 月から、県内の現在の大気環境測定データや、1970 年度以降の県内全局の測定値（ CSV 形式）をホームページ（<https://air.taiki.pref.chiba.lg.jp>）に掲載しています。

(イ) 発生源監視体制

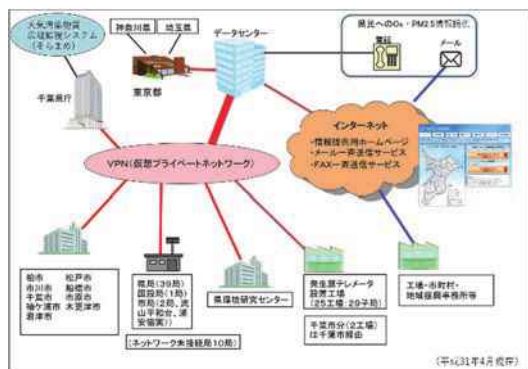
京葉臨海地域等に立地する県内の主要工場については、発生源監視テレメータシステムにより、煙道排ガスの自動測定機のデータを通信回線で県の大気情報管理室に収集し、常

時監視を行っています。

2020年3月末現在のテレメータ接続工場数は、25工場（千葉市システム経由の2工場を含む）で、これにより環境保全協定等の遵守状況や緊急時等におけるばい煙等の削減措置の確認を行っています。

なお、県内の工場・事業場等の固定発生源から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物のおおむね8割が発生源監視テレメータシステムによる常時監視の対象となっています。

図表 5-1-6 ネットワーク概念図



環境大気測定局舎

イ 降下ばいじん調査

*降下ばいじんについては、県内 21 地点で測定を行っています。

2019年度の測定地点の平均値は、3.9t/km²/月であり、2015年度以降の年平均値はほぼ横ばいとなっています。

(2) 大気汚染緊急時対策の実施

1970年6月に木更津市を中心とした東京湾岸地域（市川市～館山市）で、のどの痛み、せき込み等の症状を呈する被害が発生し、同年7月にも東京都杉並区で同様の被害が発生したことを契機に、光化学スモッグが大きな社会問題となりました。

県では、この問題に対処するため、1971年から光化学スモッグの監視体制を整備しています。

ア 千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱

光化学スモッグによる大気汚染が著しくなり、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのある場合には、千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき光化学スモッグ注意報等を発令し、①県民への周知、②緊急時協力工場等（2019年度は219工場・事業場）に対するばい煙排出量の削減措置の要請等、③自動車の利用者若しくは運転者に対する運行の自主規制についての協力要請等、いわゆる緊急時等の措置を講じています。緊急時等の発令基準は図表 5-1-7 のとおりです。

緊急時等における連絡体制として、関係市町村、教育委員会、警察本部、報道機関等に通報するとともに、県民に対しては、メール配信サービス（ちば大気環境メール）、テレフォンスーサービス、インターネットやテレビによる広報等により、光化学スモッグ情報を提供しています。

図表 5-1-7 光化学スモッグ緊急時等の発令基準

予 報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
警 報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上の状態が継続すると判断されるとき

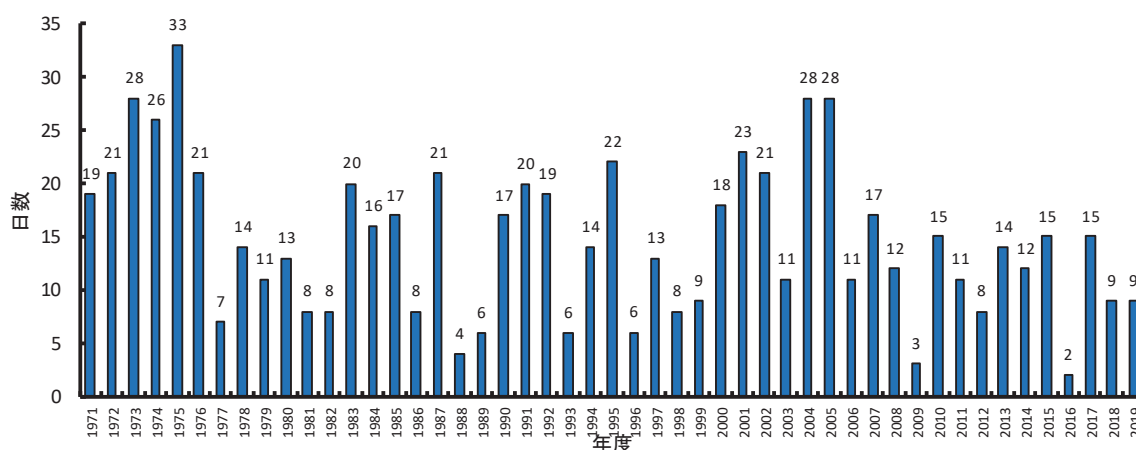
イ 光化学スモッグの発令状況

2019 年度の注意報発令日数は 9 日（警報等の発令なし。）で、埼玉県と並んで全国 1 位の発令日数でした。（図表 5-1-8）また、1971 年度以降の注意報発令日数の年度別推移は、1975 年度の 33 日が最多で、2016 年度の 2 日が最少です。（図表 5-1-9）

図表 5-1-8 全国の光化学スモッグ注意報発令日数上位都道府県

順位	2015 年度		2016 年度		2017 年度		2018 年度		2019 年度	
	日数	都道府県	日数	都道府県	日数	都道府県	日数	都道府県	日数	都道府県
1	16	埼玉県	7	大阪府 岡山県	15	埼玉県 千葉県	12	岡山県	9	埼玉県 千葉県
2	15	千葉県	—	—	—	—	10	埼玉県	—	—
3	14	東京都	6	神奈川県 広島県	8	神奈川県 岡山県	9	東京都 千葉県	7	東京都
4	11	大阪府	—	—	—	—	—	—	6	神奈川県 岡山県
5	10	神奈川県	5	東京都	6	栃木県 東京都	8	神奈川県	—	—

図表 5-1-9 光化学スモッグ注意報発令日数の年度別推移



ウ 光化学スモッグによる被害の状況

2019 年度における健康被害の報告はありませんでした。また、農作物について収量や品質の低下に大きな影響が認められる被害報告等はありませんでした。

エ 緊急時等における県民への情報提供

県では、光化学スモッグ注意報や、後述する PM_{2.5} 高濃度時の注意喚起について、ホームページ、メール（ちば大気環境メール）や電話による情報提供を行っています。

図表 5-1-10 緊急時等における情報提供の方法

ホームページ 「ちばの大気環境」	パソコン https://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/ 携帯電話 https://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/k/
ちば大気環境メールの登録	パソコン https://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/mailreg 携帯電話 https://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/k/mailreg
テレホンサービス	043-223-0551

(3) PM_{2.5}の監視体制の整備

ア PM_{2.5}監視体制

PM_{2.5}は、粒径が非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されており、2009年9月に環境基準が定められました。

県では、2010年度から測定機の整備を開始し、2011年度から常時監視を実施しています。

2019年度は一般局47局で監視を行いました。

イ PM_{2.5}高濃度時の注意喚起

県では、国が示した「注意喚起のための暫定的な指針」により、PM_{2.5}濃度が高濃度となるおそれがあると判断される日（一般局における当該日のPM_{2.5}濃度の日平均値が、70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合）は、参考情報として広く県民に注意を促すため、ホームページ、メール（ちば大気環境メール）等により注意喚起を行います。

注意喚起は、県北部・中央地域及び九十九里・南房総地域の2地域に区分して実施します。

これまで、2013年11月4日に県内初の注意喚起を実施しました。

2019年度に注意喚起を行う高濃度現象は発生しませんでした。

ウ 発生源対策の検討

PM_{2.5}濃度の低減には、これまで行ってきた工場や自動車等に対する粒子状物質対策が有効とされていますが、その発生メカニズムは十分には解明されておらず、環境基準が未達成の測定局もあることから、国等の関係機関や九都県市と連携しながら効果的な対策を検討していきます。

4 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発

今日の大気環境問題は、社会システムや生活様式と密接に関わっており、大気環境を改善するためには、従来の法的規制に加え、県民一人ひとりが大気環境にやさしいライフスタイルに変えていくことが求められます。

特に、冬季は大気が安定し、窒素酸化物が高濃度になりやすくなります。

このため、リーフレット等を用いて県民、事業者等に燃料使用量の削減や公共交通機関の利用促進、エコドライブの実践等を呼びかけています。

参照 エコドライブの推進（第1章第2節 P27）

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	11.6日 (2013～2017 年度の平均)	10.0日 (2015～2019 年度の平均)	注意報発令日数の 半減 (2024～2028 年度の平均)
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (2017年度)	100% (2019年度)	100% (毎年度)
二酸化硫黄の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (2017年度)	100% (2019年度)	
一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (2017年度)	100% (2019年度)	
二酸化窒素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (2017年度)	100% (2019年度)	
二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計)	89.4% (2017年度)	99.2% (2019年度)	100% (2028年度)
微小粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	92.3% (2017年度)	98.3% (2019年度)	
大気汚染防止法及びダイオキシン 類対策特別措置法に基づく立入検 査の実施率	全施設数の39% (2017年度)	全施設数の31% (2019年度)	全施設数の 33%以上 (毎年度)
揮発性有機化合物の排出量★ ₁	10,801 t (2016年度)	11,245 t (2018年度)	前年度より 減少させます (毎年度)
エコドライブ実践事業者の割合★ ₂	91% (2016年度)	90% (2019年度)	100% (2028年度)
低公害車を40%以上導入している 事業者の割合★ ₃	78.8% (2016年度)	100% (2019年度)	100% (2028年度)

★₁ 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づく自主的取組の届出排出量です。

★₂ 県内で30台以上の自動車を使用している事業者が、環境に配慮した適正な運転（エコドライブ）を実施している割合です。

★₃ 県内で200台以上の自動車を使用する事業者で、低公害車の導入率を達成している事業者の割合です。

2 指標の推移についての評価

光化学スモッグ注意報の年間発令日数は基準年度に比べて減少しました。

大気汚染物質の環境基準達成率及び県環境目標値達成率は全指標で目標を達成又は基準年度に比べて改善しました。

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施率は令和元年房総半島台風等の影響により、目標を下回りました。

揮発性有機化合物の排出量は、前年度（10,907t）より増加しており、ここ数年も微増傾向にあります。

エコドライブ実践事業者の割合は基準年度に比べて若干減少しました。

低公害車を40%以上導入している事業者の割合は基準年度に比べて増加し、全ての事業者が達成しました。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

法に基づく立入検査実施率は目標を下回りましたが、目標に近い施設数の立入検査を行い、法に基づく排出基準の遵守状況等を確認することで、大気汚染物質の排出抑制を徹底しています。また、環境保全協定や各種指導要綱等に基づき指導を行うことで、工場・事業場からの大気汚染物質の排出低減に寄与しています。

揮発性有機化合物の排出量については、一部の工場・事業場において、排出量が増加したため、目標の達成に至りませんでした。

事業者のエコドライブの実践については、パンフレットの配布や、九都県市で連携したエコドライブ講習会の開催により推進が順調に進んでいます。

環境保全条例に基づく指導等により、低公害車の普及は順調に進んでいます。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

工場・事業場に対しては、今後も引き続き、法や条例による立入検査等を行い、排出基準等の遵守状況を確認するとともに、環境保全協定や各種指導要綱に基づき、大気汚染物質の排出抑制の指導を徹底していきます。また、発生源テレメータシステムによる常時監視を継続して実施します。

揮発性有機化合物については、法やVOC条例に基づく立入検査等により、工場・事業場の排出抑制指導を引き続き行っていきます。

エコドライブ実践事業者割合を向上させ、低公害車導入事業者割合を維持するため、事業者から提出される、環境保全条例に基づく自動車環境管理計画書及び実績報告書の内容に基づき、適切な実施を指導します。

と非常に長い年月を要することから、地下水汚染の未然防止を図り、「県民の貴重な水資源」として維持していくことが重要です。

このため、県では水質汚濁防止法、千葉県環境保全条例に基づく地下水の水質監視、事業者指導、汚染確認地域での汚染機構解明調査・除去対策を実施するなど市町村と協力して対策に取り組んでいます。

また、豊かで潤いのある生活や環境の実現のため、水環境の保全・回復に対する県民の関心は高く、河川及びその流入先である湖沼、海域を含む流域全体の水環境を水質の面からだけでなく、水量、水生生物、水辺環境を含めて総合的に捉えて、健全な水循環の維持・回復や水環境の保全・創造を目指す地域に根ざした様々な取組も進められています。

1 公共用水域の環境基準達成状況

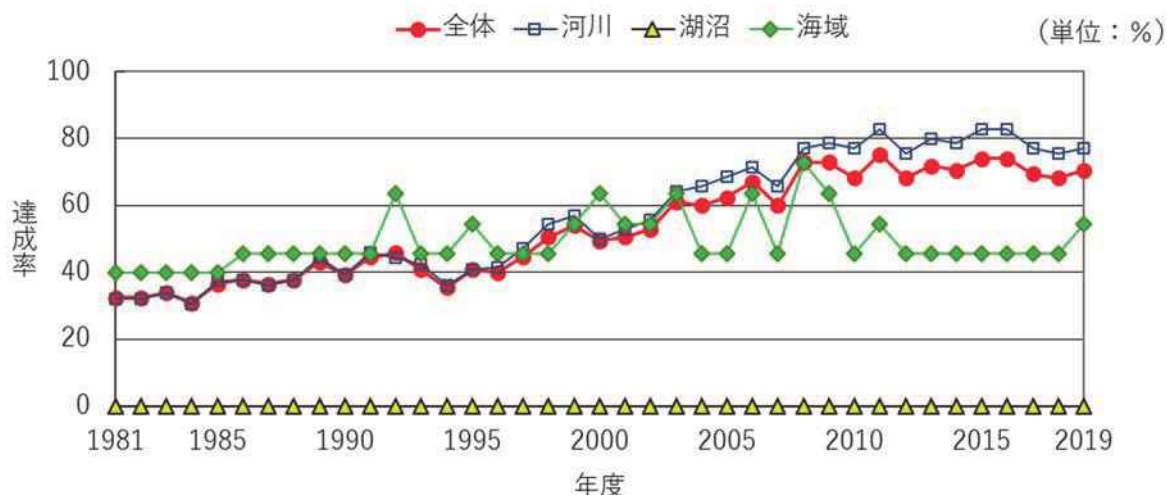
公共用水域では、人の健康を保護する上で維持することが望ましい環境基準（健康項目：27項目）及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境基準（生活環境項目：12項目）が設定されています。

2019年度は国土交通省、東京都、千葉県及び水質汚濁防止法政令市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）がそれぞれ分担して、県内の68河川・121地点、4湖沼・15地点、4海域・42地点の合計178地点で水質測定を実施しました。

2019年度の健康項目に係る測定結果では、忍川（銚子市）及び高田川（銚子市）において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準超過がみられましたが、その他の項目では環境基準が未達成の地点はありませんでした。

2019年度の生活環境項目に係る測定結果では、有機汚濁の代表的な水質汚濁指標である*BOD（河川）・*COD（湖沼・海域）の環境基準を達成したのは、基準が適用される85水域のうち60水域であり、達成率は70.6%と前年度より2.4ポイント上昇しました。（図表5-2-2）

図表 5-2-2 河川・湖沼・海域の環境基準の達成率推移（BOD・COD）



2 地下水の環境基準達成状況

地下水では、人の健康を保護する上で維持することが望ましい環境基準（28項目）が設定されています。

概況調査では、県内の地下水質の状況を把握するため、県内全域を2kmのメッシュ（場所によっては1kmメッシュ）に分割し、10年又は5年で県内全域を調査しています。

2019年度は185本の井戸を測定し、28本の井戸で環境基準を超過しており、超過率は15.1%でした。（図表5-2-3）また、超過した28本の井戸の項目の内訳は、1本で鉛、4本で砒素、1本で四塩化炭素、21本で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1本でふっ素でした。

継続監視調査では、地下水汚染が確認された地域の汚染状況を継続的に監視するため、汚染地域においてモニタリングの為の井戸を選定し、水質を調査しています。

2019年度は、測定した井戸130本のうち、87本の井戸で環境基準の超過が継続していました。

図表 5-2-3 地下水の環境基準超過率



県の主な取組・施策展開

公共用水域の水質汚濁の原因となる汚れの発生源は、産業系（工場・事業場などからの排水）、生活系（各家庭やし尿処理場、下水道終末処理場などからの排水）及び面源系（市街地・農地・山林などから降雨とともに汚れが流出）に大別され、これらの発生源から出た汚れが、川や湖沼、海が本来持っている自然の浄化能力を超えて流入したときに、水質汚濁が発生します。

また、有害物質を含む排水が地下に浸透すること等により、地下水の汚染が発生します。

県は、常時監視により水質の現状を把握するとともに、法令による産業系排水の規制、啓発による生活排水の改善、各種計画による対策の推進を行っています。

1 工場・事業場等に対する対策の徹底

(1) 法・条例による規制

公共用水域の保全対策として、水質汚濁防止法や千葉県環境保全条例に定められた施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して、排出水の汚濁濃度についての基準（排水基準）等を定め規制しています。

排水基準は都道府県の実情に応じて、国が定める一律基準よりも厳しい基準（*上乗せ基準）を条例で定めることができるとされており、本県では、全県にわたって水域、業種、排水量、新設・既設の区分により上乗せ基準を定めています。そのほか、国が定める排水水質の自主測

定回数についても、条例で回数の上乗せを行っています。

特定事業場の排水基準遵守の状況等を監視するため、県及び水質汚濁防止法政令市が規制対象事業場に立入検査を実施しています。2019年度は、県及び水質汚濁防止法政令市で1,891（県所管1,183）の規制対象事業場に対し、延べ1,237（県所管543）回の排水検査を実施し、排水基準に違反していた延べ131（県所管79）事業場に対し、改善勧告等により改善を指導しました。

(2) 協定等による指導

京葉臨海地域(千葉市から富津市に至る6市)の主要工場と県・関係市とで締結している環境保全協定により、COD、窒素及びりん等の*汚濁負荷量の削減を図るとともに、有害物質等についての排出基準を定め指導しています。2019年度は、遵守状況を確認するため46工場に対し、県市合同立入調査を実施しました。併せて、生産施設の新設等に関する事前審査を26件実施し、必要な措置を講ずるよう指導しました。

また、工場立地等の各種開発行為について9件の審査・指導を行い、必要に応じて水質汚濁防止に関する指導を行いました。

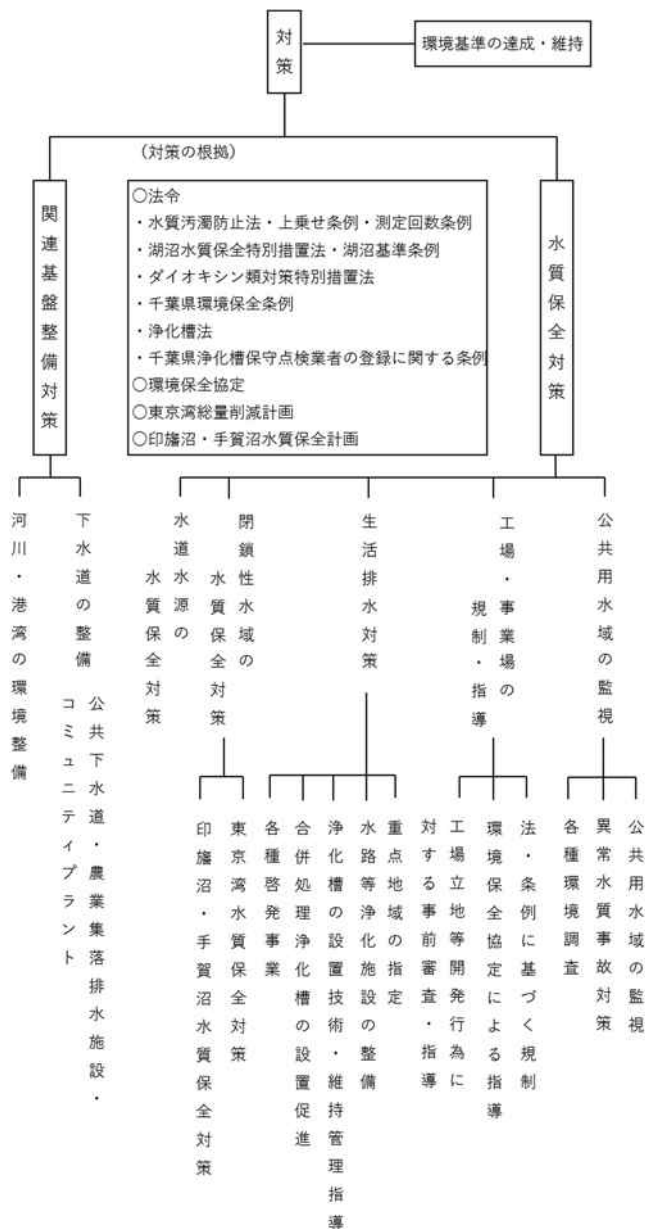
(3) 小規模事業場への指導

水質汚濁防止法等の排水規制の対象とならない飲食店等の小規模事業場については、排出される水量は少ないものの、一般家庭に比べ汚濁負荷は大きく、その影響は軽視できません。

このため、千葉県環境保全条例に排水処理施設の設置などを定め必要な措置を講ずるよう指導しています。

また、県ホームページにより適切な排水対策の普及・啓発を図るとともに、県及び水質汚濁防止法政令市の関係部署が事業者を指導・助言する際の技術的な指針として「小規模事業場指導マニュアル」を作成し、適切な排水対策の確保を図っています。

図表 5-2-4 水質保全対策体系図



2 生活排水対策の推進

生活排水とは、日常の生活に伴って出る排水のことで、「し尿」と台所や洗濯などからの「生活雑排水」に分けられ、有害物質をほとんど含まず、BOD や窒素、りんなどの濃度が高いのが特徴です。生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などの污水处理施設により適正に処理される必要があります。

(1) 全県域污水適正処理構想

県全域を対象とした総合的な污水处理の構想である「全県域污水適正処理構想」(1996 年度策定、2017 年 3 月第 3 回見直し)に基づき、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの污水处理施設の整備を地域の実情に合わせ効率的に進めます。2019 年度末現在、各処理施設を合わせた全県の污水处理人口普及率は 89.1%となっています。

ア 下水道の整備

本県では、公共用水域の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道整備に関する総合的な基本計画「流域別下水道整備総合計画」を策定し、*流域下水道、*公共下水道等の下水道事業を実施しています。

2019 年度末現在県内 36 市町村で事業を実施しており(一宮町は雨水公共下水道のみ実施)、流域下水道の管渠の整備、処理施設の高度処理化の推進及び公共下水道の普及促進を図った結果、2019 年度末現在の下水道処理人口は約 477 万人(下水道処理人口普及率 75.5%)となりました。

また、閉鎖性水域等の水質改善を目的とした高度処理の導入を進めており、2019 年度末で県内の高度処理人口普及率は、28.0%となっています。

イ 農業集落排水施設の整備

農村地域では、都市と比べて下水道などの整備が立ち遅れ、生活排水による農業用水や集落排水の水質汚濁が生じています。このため、県及び国は市町村が実施する農業集落排水施設(生活排水やし尿を集落単位程度で処理する小規模な下水道施設)の整備に対し補助金を交付し事業の推進を図っています。2019 年度までに 20 市町 66 処理区で事業が完了しています。

ウ 浄化槽の整備

下水道や農業集落排水施設などの集合処理が向かない地域では、「し尿」と「生活雑排水」を併せて処理する合併処理浄化槽の整備を進める必要があります。

2019 年度末現在の浄化槽設置基数は 578,218 基ですが、そのうち、「し尿」のみを処理する単独処理浄化槽が全体の 55.5%を占めており、合併処理浄化槽への転換が課題となっています。

県では、市町村が実施する合併処理浄化槽の設置及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に係る補助事業に対し助成しています。(2019 年度設置補助基数 838 基(うち高度処理型 431 基)、単独処理浄化槽及びくみ取り便所からの転換補助基数 618 基)

(2) 浄化槽の維持管理

浄化槽がその機能を発揮するには、適正な設置及び維持管理が不可欠なことから、浄化槽管理者に対する啓発及び立入検査指導、保守点検業者に対する指導等を実施しています。

また、浄化槽法により、浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に設置後等の水質検査（法第7条検査）を、さらに、毎年1回定期検査（法第11条検査）を受けることが義務付けられています（法定検査）。この検査は、知事の指定する検査機関が実施しており、この検査結果に基づき、不適正浄化槽の管理者に対して指導を行っています。

（3）水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の推進

県は水質汚濁防止法に基づき、「生活排水対策重点地域」を指定し、指定された地域の市町村は、推進計画の策定、啓発、浄化施設の整備など、生活排水対策を計画的に実施しています。

3 水質監視の実施

（1）水質測定計画に基づく常時監視

県では、公共用水域及び地下水の水質を把握するため、水質汚濁防止法に基づき毎年度「水質測定計画」を定め、水質汚濁防止法政令市など関係機関と共同で水質測定を行い、環境基準の達成状況等を評価し、結果をホームページで公表しました。また、地下水汚染が確認された地域では、汚染状況を継続的に監視するため、水質継続監視調査を実施しています。

（2）その他の調査等

ア 海水浴場水質等実態調査

海水浴場を快適なレクリエーションの場として確保するため、開設期間前の海水浴場水質調査を実施した結果、61か所の海水浴場すべてで「適」または「可」と判定され、結果をホームページで公表しました。

イ 東京湾内湾における赤潮・青潮調査

2019年度は延べ47日の調査を実施した結果、13日で赤潮の発生が確認されました。

青潮については、主に養老川河口から市川港沿岸において2回の発生を確認しました。

（3）異常水質事故対策等

公共用水域での魚のへい死、油の流出等の異常水質が発生した場合には、環境保全上問題となるばかりでなく、上水道や農工業用水、水産資源への影響など利水上大きな影響を及ぼすおそれがあります。そのため、河川・湖沼等について「千葉県異常水質対策要領」を、海域については「千葉県周辺海域における流出油等連絡要領」を定め、市町村を含む関係機関の連携・協力による迅速な情報伝達、原因調査、へい死魚や流出油の回収等の対策を実施しています。

2019年度に河川において発生した異常水質事故は、73件で、2018年度に比べ16件の増加でした。また、2019年度に海域において発生した油等流出事故は11件であり、2018年度に比べ、8件の増加でした。

4 印旛沼・手賀沼における水環境保全施策の推進

印旛沼及び手賀沼は、長年にわたり環境基準の未達成が続いており、水質の改善が求められています。

(1) 湖沼水質保全計画

「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、印旛沼及び手賀沼についてそれぞれ策定している「湖沼水質保全計画」では、下水道の整備等の生活排水対策のほか、水質汚濁防止法などの法や条例による規制等の工場・事業場排水対策など各種施策を総合的に推進しています。

2017年3月に、2030年における望ましい将来像としての長期ビジョンを掲げ、その達成を目指し、2020年度を目標年度とする第7期の計画を策定しました。

長期ビジョン

・印旛沼

「恵みの沼をふたたび」という基本理念のもと、「水清く、自然の恵みにあふれ穏やかで豊かな印旛沼流域の再生」を目指す。

・手賀沼

「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生」及び「環境基準の達成」を目指す。

また、両沼の流域では、都市化の進行など土地利用の変化に伴い、流入汚濁負荷の増加とともに、雨水の地下浸透・保水能力の低下、多様な生態系を支える水辺地の消失など、健全な水循環が損なわれ、水質汚濁の大きな要因となっています。そこで、「印旛沼流域水循環健全化計画」や「手賀沼水循環回復行動計画」を策定し、国・県・市町村の行政機関だけでなく、住民及び市民活動団体・事業者が一体となって、より一層の水環境保全対策の取組を推進しています。

(2) 汚濁負荷量規制

印旛沼流域（13市町）及び、手賀沼流域（7市）では、水質汚濁防止法による規制に加え、湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量規制を実施しています。両沼の流域では、日平均排水量が50 m³以上の湖沼特定事業場に対してCOD、窒素及びりんについて汚濁負荷量規制が適用されています。2019年度末現在の県所管分の湖沼特定事業場数は149事業場です。

5 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

(1) 総量削減計画

東京湾においては、環境基準達成率が低く、富津岬以北の内湾部では依然として赤潮や青潮の発生が見られます。

このため、本県を含む東京湾流域の1都3県では、水質汚濁防止法に基づき、COD、窒素及びりに係る「総量削減計画」を策定（現在は第8次総量削減計画（2017年6月））して、汚濁負荷量を統一かつ効果的に削減するための対策を推進してきました。

その結果、東京湾に流入する汚濁負荷量は減少しています。

(2) 総量規制

本県では、東京湾流域の21市町が、*総量規制の対象地域に指定されています。この地域内の、日平均排水量が50m³以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、COD、窒素及びりんについて、第8次総量規制基準により排水が許容される汚濁負荷量が定められています。2019年度末現在の県所管分の指定地域内事業場数は169事業場です。

6 啓発事業の推進

県では、環境省が実施している水生生物による水質調査に協力しています。この調査は、身近な河川に住んでいる水生生物(昆虫などの*指標生物)の生息状況により水質を判定するもので、1984年度から毎年実施しており、学校の生物クラブや市民グループ等に参加を呼びかけ、地域の理解と協力の元、2019年度は16団体、延べ338名の参加がありました。

ほか、「エコメッセ」の出展等による東京湾の水質保全の啓発や、印旛沼での環境学習に関する教員研修会等により、環境保全に対する意識高揚を図りました。

7 水資源の有効利用

(1) 節水・雑用水利用の促進

本県は地理的、地形的に水資源に恵まれないことから、雨水や下水道の処理水を、トイレの洗浄や植木等への散水、修景などに雑用水として利用することは、水資源の有効利用の観点から重要であると考えています。このため、「雑用水の利用促進に関する指導要綱」を定め、雑用水の利用の促進を図っています。また、水の重要な役割、水資源の貴重さについてまとめた「水のはなし」を作成しホームページで公開することで、小学生をはじめとして広く県民の理解や関心を深めるように努めています。

下水道処理水の再利用については、1989年度から再生水利用下水道事業として幕張新都心地区で実施しています。

(2) 水道水源の水質保全対策

水道水源は地下水と表流水に分けられます。千葉県では表流水への依存度が高いものの、水道水源としての水質は良質とはいえず、特に県内の水源の約2/3を依存している利根川水系を含む県内河川や湖沼では、生活排水の影響等により、トリハロメタンやかび臭等の対策が通年的に必要となっています。また、油類の流出事故などの水質事故の発生時には、河川管理者や水道事業者により適切な対応を行っています。

小櫃川流域の木更津市、袖ヶ浦市及び君津市、養老川流域の市原市、長尾川流域の南房総市、高田川流域等の銚子市、長柄ダムが位置する長柄町、鋸山ダム・元名ダムが位置する鋸南町及び地下水を水源としている神崎町、多古町において、安全な飲み水を求める住民の意向を受けて水道水源を保護するための条例が制定されています。また多くの市町村において、水道水源を含む表流水、地下水の水質保全のための条例が制定されています。

8 水生生物の生息・生育環境の維持・回復を目指す施策の推進

(1) 水生生物の生息・生育環境への影響に着目した水質指標の設定

水生生物の生息・生育環境への影響に着目した水質指標として、環境基準の生活環境項目(湖沼・海域)に新たに追加された「*底層溶存酸素量」について、国が検討している東京湾及び琵琶湖における類型あてはめの状況について情報収集し、印旛沼・手賀沼への適用について検討します。

(2) 水環境中のマイクロプラスチックへの対応等

水環境中のマイクロプラスチックについては、国において実施する海域でのモニタリング手法の標準化や公共用水域における分布状況の結果を踏まえ、国の動向を注視しながら、マイクロプラスチックの実態把握に関する知見の収集に努めます。

(3) 漁場環境の変化への的確な対応

水生生物の生息・生育にとって藻場や干潟は重要であることから、藻場、干潟の維持・再生のため、漁業者による活動の支援などを行っています。また、東京湾の貧酸素対策として、総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減、*貧酸素水塊の分布調査、情報発信を行っています。

2019年度は、外房海域の「藻場の保全・回復に向けた取組指針」を策定・公表し、干潟・藻場の維持再生に取り組む19グループの活動を支援しました。また、貧酸素水塊の分布調査、情報発信を23回行いました。

9 地下水保全対策の推進

(1) 地下水の汚染防止対策の推進

地下水保全対策については、水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例に基づき、有害物質の地下浸透禁止等の事業者指導や啓発を行っています。

ア 事業者指導

地下水の汚染防止及び汚染除去対策の推進を図るため、水質汚濁防止法、千葉県環境保全条例及び千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づき、有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の構造規制や、地下水汚染が発生した場合の対策等の指導・助言を行っています。

県及び政令市では、地下水汚濁の未然防止のため、水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場等578（県所管247）に対し延べ160（県所管110）事業場の立入検査を実施し、構造基準に違反していた延べ44（県所管36）事業場に対し改善を指導しました。

イ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染防止対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、他の項目に比べ環境基準超過率が高い状況が続いています。

2009年3月「千葉県硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策実施方針」を策定し、効果的な対策の推進に努めています。

(2) 地下水の汚染除去対策等の推進

飲用井戸において地下水汚染を確認したときは、県及び市は速やかに井戸所有者に対し飲用指導を行っています。また、揮発性有機化合物による汚染が確認された場合は、市町村が実施する汚染機構解明調査や汚染除去対策に対して助成を行うとともに、技術的援助を行っています。揮発性有機化合物による汚染が確認された市町村のうち、2019年度は一宮町のほか8市町が実施した汚染機構解明調査及び成田市ほか10市町が実施した曝気処理装置等による汚染除去対策に対して助成を行いました。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
河川の環境基準達成率 (BOD) ★ ₁	77.1% (2017 年度) [70 水域中 54 水域で達成]	77.1% (2019 年度) [70 水域中 54 水域で達成]	91.4% (2028 年度) [70 水域中 64 水域で達成]
印旛沼の水質 (COD)	13mg/L (2017 年度 COD75%値★ ₂)	14mg/L (2019 年度 COD75%値)	5 年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します (2030 年度) 〔参考〕第 7 期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況 14mg/L (2015 年度) に対し 13mg/L (2020 年度) 環境基準 3mg/L 以下：75%値
手賀沼の水質 (COD)	9.7mg/L (2017 年度 COD75%値)	10mg/L (2019 年度 COD75%値)	5 年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します (2030 年度) 〔参考〕第 7 期湖沼水質保全計画の水質目標値は現況 9.3mg/L (2015 年度) に対し 9.0mg/L (2020 年度) 環境基準 5mg/L 以下：75%値
東京湾の環境基準達成率 (COD) ★ ₁	45.5% (2017 年度) [11 水域中 5 水域で達成]	54.5% (2019 年度) [11 水域中 6 水域で達成]	72.7% (2028 年度) [11 水域中 8 水域で達成]
県全域の污水処理人口普及率★ ₃	88.0% (2017 年度)	89.1% (2019 年度)	93.3% (2024 年度)
地下水の環境基準達成率★ ₄	85.9% (2017 年度) 〔参考〕全国値 93.9% (2016 年度)	84.9% (2019 年度) 〔参考〕全国値 94.4% (2018 年度)	全国値並みの達成率を確保します (2028 年度)

★₁ 環境基準達成率は、「環境基準を達成した水域数」/「環境基準が適用される水域数」です。

★₂ COD75%値は、COD の環境基準の達成評価を行う場合に用いる値で、年間の COD の測定値のすべてを値の小さい順に並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目 (n は年間の測定回数) に当たる値をもって 75%値とします。 $(0.75 \times n)$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値とします。

★₃ 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の污水処理施設の整備人口を、各市町村の行政人口 (住民基本台帳人口) に対する割合で表した指標です。

★₄ 環境基準達成率は、「環境基準を達成した井戸本数」/「全調査井戸本数」です。

2 指標の推移についての評価

河川的环境基準達成率は基準年度と比べ横ばいですが、印旛沼・手賀沼の水質は基準年度と比べ悪化しています。(図表 5-2-5)

東京湾的环境基準達成率は、基準年度と比べ若干改善しています。

地下水的环境基準達成率は、基準年度を下回っており、対策を推進していく必要があります。(図表 5-2-6)

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

污水处理人口普及率が向上しており、河川的环境基準達成率については、長期的には改善の傾向にありますが、目標の達成率には到達していません。

印旛沼・手賀沼の水質について、基準年度と比べ悪化している要因として、植物プランクトンによる内部生産の影響などが考えられます。

東京湾においては、利用目的に応じてより厳しい環境基準が適用される水域での達成率が低い状況にあります。東京湾へ流入する汚濁負荷量は、様々な取組により減少していますが、気象などの自然環境の変化による要因もあることから、水質の改善には長期間を要します。

地下水汚染が発生した場合、その対応には長期間にわたる浄化等の取組が必要となります。また、浄化にあたっては、多額の費用を要します。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

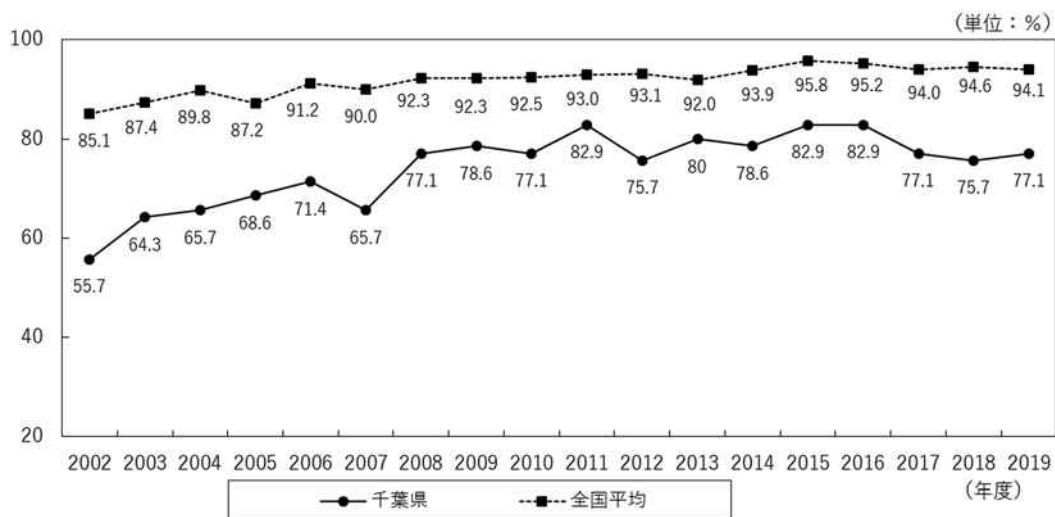
河川的环境基準達成率の改善に向け、規制対象事業場の立入検査による排水監視を引き続き行い、適切な改善対策を指導することにより、水質汚濁の防止に努めるとともに、市町村に対する補助等を通じた合併処理浄化槽の設置促進など事業場排水・生活排水対策を推進します。

印旛沼・手賀沼の水質改善については、面源系の汚濁負荷量削減や、植物プランクトンの増殖要因となる全窒素・全りん汚濁負荷量削減に向けた対策が必要であり、第7期湖沼水質保全計画に基づき、さらなる取組を推進します。

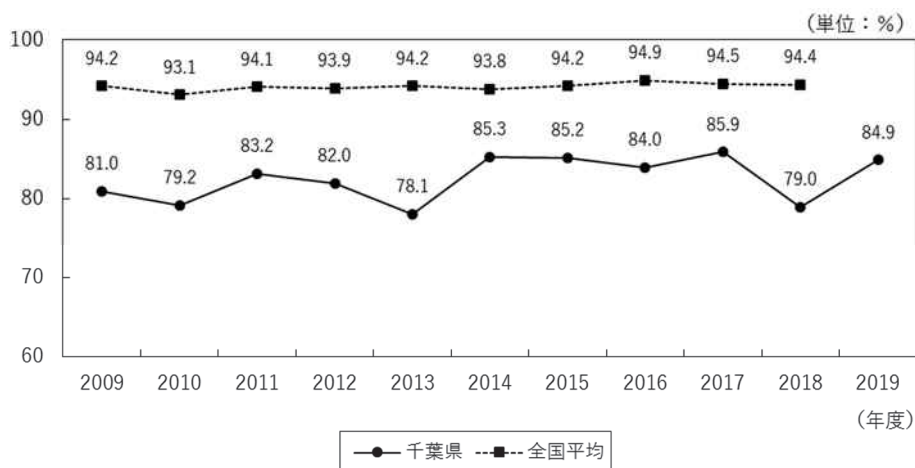
東京湾的环境基準達成率については、2017年6月に策定した第8次総量削減計画に基づき、引き続き、規制対象事業場に対する水質総量規制により、東京湾に流入するCOD、窒素、りんの負荷量削減に取り組みます。

地下水汚染が判明した場合は、市町村と連携し地下水汚染の浄化を推進します。県は、市町村が実施する汚染機構解明調査や浄化対策等に対し、引き続き技術的助言や財政的支援を行っていきます。

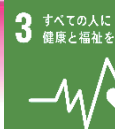
図表 5-2-5 河川の環境基準達成率（BOD）



図表 5-2-6 地下水の環境基準達成率



第3節 良好な土壌環境・地盤環境の保全



現況と課題

私たちの立つ大地は、大気や水とともに物質やエネルギーを循環させる役割を担うとともに、天然資源の保有、保水や地下水の形成、多種多様な生物の生態系の維持などの重要な役割も担っています。このかけがえのない大地において、人の健康に影響を及ぼす土壌汚染や、生活環境への影響を及ぼす地盤沈下への対応は、重要な課題となっています。

1 土壌汚染

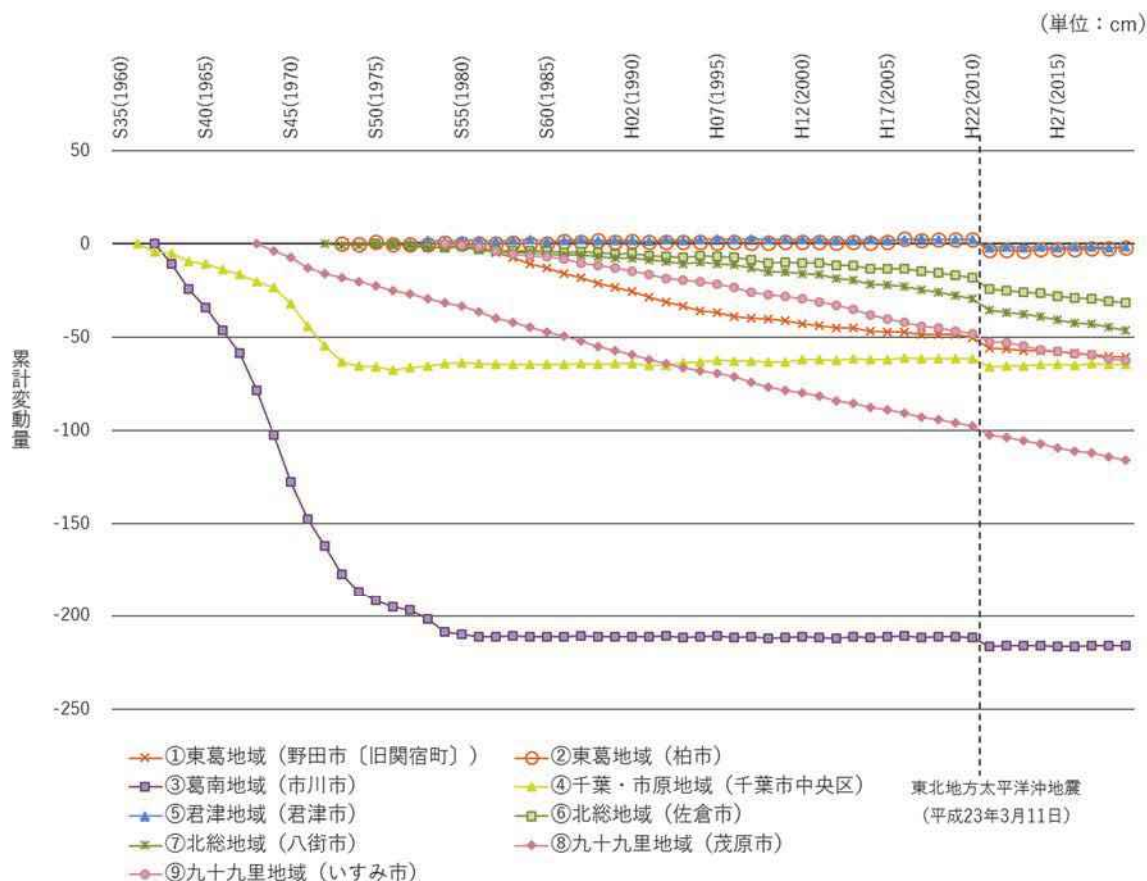
土壌汚染については、過去に有害物質を使用していた工場の跡地や自然由来等における汚染事例が県内で数多く判明しています。汚染が判明した土地については、汚染土壌の飛散・流出や汚染された地下水の拡散などにより、周辺住民の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、土壌汚染対策法に基づき適切に対応していく必要があります。

2 地盤沈下

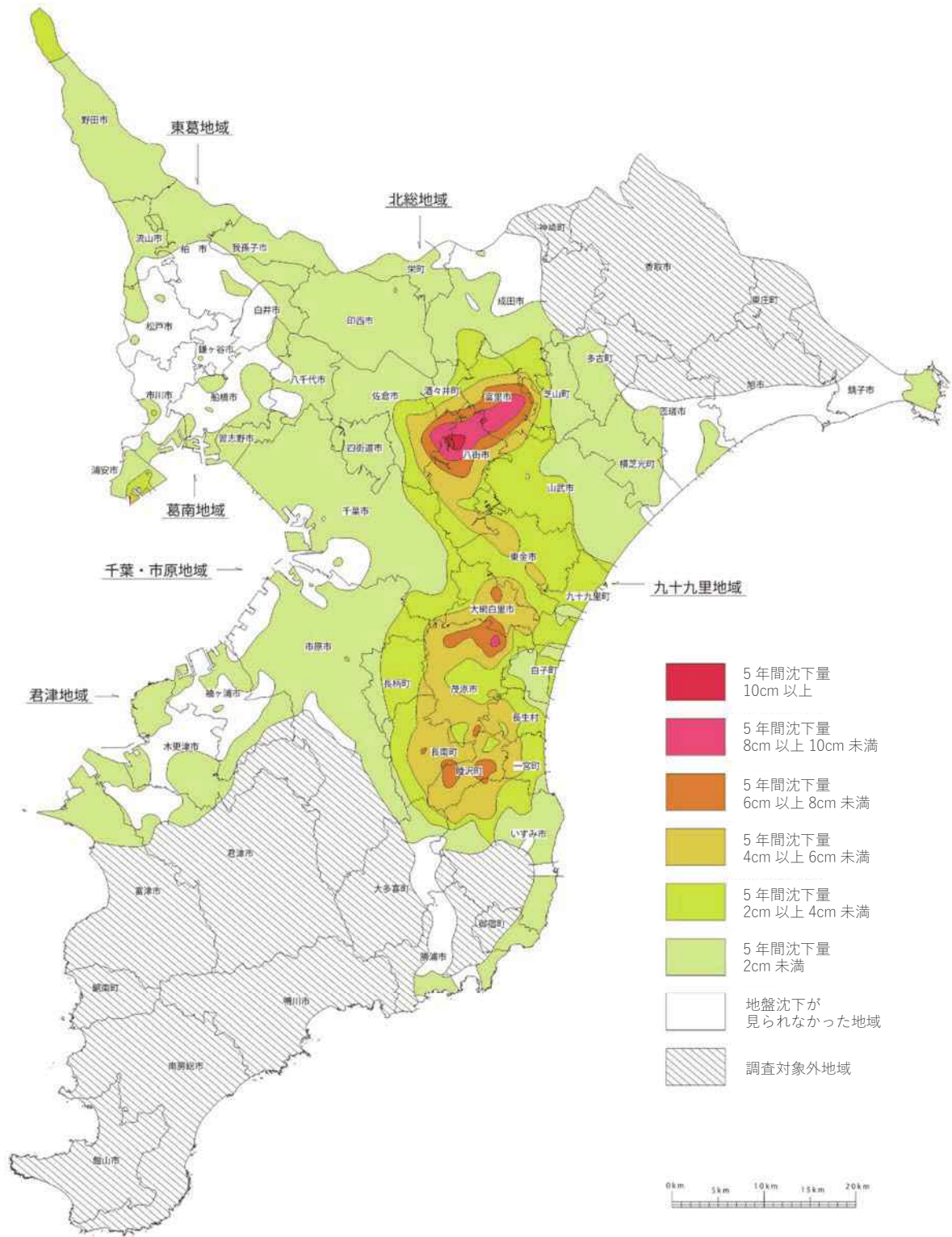
地盤沈下は、地下水の過剰採取や*天然ガスかん水の採取などによって引き起こされ、建造物の傾斜等の直接被害や低地化による洪水時の浸水等の間接被害など、生活環境に様々な影響を与えます。沈下はゆっくり進行するため、被害が大きくなるまで公害として認識されにくい反面、ひとたび被害が発生すると回復が困難であるという、他の公害とは異なる側面を持っています。

これまでの法・条例及び協定等による地下水及び天然ガスかん水の採取規制・指導等により、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においてははまだ沈下が継続しています。(図表 5-3-1, 図表 5-3-2)

図表 5-3-1 各地域の地盤沈下の推移



図表 5-3-2 5年間累計の地盤沈下状況（5年間累計沈下量）
（2015年1月1日～2020年1月1日）



1 土壤汚染対策の推進

(1) 土壤汚染対策法に基づく土地所有者等への指導

土壤汚染対策法では、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設を廃止した場合などに、土地の所有者等は、土壤汚染状況調査を実施し、県に報告することが必要です。調査の結果、土壤汚染が認められた土地について、健康被害が生じるおそれがある場合は要措置区域に、健康被害が生じるおそれのない場合は形質変更時要届出区域に指定し、公表します。要措置区域に指定された土地の所有者等には汚染除去等の措置と形質変更の原則禁止が、形質変更時要届出区域に指定された土地の所有者等には土地の形質変更時の届出が求められます。

県では、土壤汚染対策法に基づく手続きや、汚染除去工事等に関する手続きについて、土地所有者等に助言や指導を行っています。

2019年度は、要措置区域等の指定・解除を9件行いました。また、一定の規模以上の土地の形質変更時の届出247件を受理し、当該届出を契機とする調査命令を1件発出しました。さらに、土地所有者の自主調査結果による区域指定の申請を2件受理しました。

(2) 環境保全条例に基づく汚染対策の推進

県では、千葉県環境保全条例及び千葉県地質汚染防止対策ガイドラインにより、事業者には有害物質の使用、製造、貯蔵等の適正な管理を求めるとともに、汚染原因が特定できない等の地下水汚染に対しては市町村に技術的・財政的支援を行っています。

2 地盤沈下対策の推進

(1) 地盤沈下の状況監視

地盤沈下防止対策は、水準測量による地盤変動状況や、*観測井による地下水位及び地層収縮の状況を監視するとともに、法令等に基づく地下水採取規制、並びに東京湾臨海部企業と締結している環境保全協定及び天然ガス採取企業と締結している地盤沈下の防止に関する協定に基づく地下水・天然ガスかん水の採取削減指導等を行っています。さらに、地下水の代替水の供給事業や、地盤沈下に起因して発生する高潮被害・浸水被害の防止などにも努めています。

2019年度は47市町村（調査面積：3,174.1km²）について、精密水準測量により地盤変動状況の監視を行うとともに、30市町村87か所139基の観測井により、地下水位及び地層収縮量の監視を行いました。一部の地域では地下水位が徐々に上昇し、千葉・市原地域及び君津地域では、自噴井も再び見られるようになっています。

(2) 工場・事業場に対する揚水量の削減指導

ア 法・条例による規制

地下水の採取については、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び千葉県環境保全条例に基づき、工業用、建築物用、水道用及び農業用等の地下水の採取を規制しており、これら法令等の指定地域（千葉市を含む29市町）では技術基準に適合しない揚水施設による地下水の採取は原則として禁止されています。

イ 環境保全協定に基づく指導

千葉市から富津市に至る東京湾臨海部の企業に対しては、法令等による地下水の採取規制に加え、環境保全協定に基づき、地盤沈下対策として地下水の採取を可能な限り削減するよう指導しています。

ウ 地盤沈下の防止に関する協定に基づく指導

天然ガス採取については、地盤沈下に対する影響が大きいことから、千葉地域、成田地域及び九十九里地域で天然ガスを採取する企業 10 社と「地盤沈下の防止に関する協定」を締結するとともに、そのうち現在もガス井戸を保有している 9 社とは「地盤沈下の防止に関する細目協定」を締結し、天然ガスかん水地上排水量の削減等を指導しています。

具体的には、①市街地内や標高 5m 未満の地域等では原則として新規のガス井戸の開発をしない、②開発地域ごとの地上排水量の上限値を設定し遵守するなどを内容とする基準を定めています。

2015 年度には、平野部（標高 5m 未満）における 4 年間の累積沈下量が 3cm を超える地域をなくすなどの目標を厳しくして、細目協定を改定・締結しました。

なお、天然ガスかん水地上排水量は近年ほぼ横ばいの状況です。

エ その他の指導

大規模な宅地造成等の開発の事前審査に際し、地下水の保全を図るとともに*地下水のかん養を促進するため、透水性の高い舗装や浸透柵等の工法の採用及び地下浸透しやすい緑地等の地区を設けること等を指導しています。

(3) 「液状化－流動化現象」のメカニズム解明

震災による*液状化－流動化現象の予測や対策には、液状化－流動化現象のメカニズムを明らかにしていく必要があります。これまでの調査により、液状化－流動化現象は地下水位が地表から浅く、固結していない*人工地層内で見られることが分かってきましたが、その解明にはさらに詳細なデータ収集、解析が必要となります。

そこで、県では、2013 年度から 2017 年度までに東日本大震災で液状化－流動化現象が見られた浦安市、習志野市、市川市、千葉市、香取市、我孫子市、袖ヶ浦市、銚子市及び一宮町の埋め立て地に、人工地層の地下水位を把握するための観測井を計 9 か所設置し、地下水位を観測しています。

また、地下水位以外にも、地震による地中の揺れの違いや地下水圧の変化を観察するため、地中地震計や間隙水圧計を、2013 年度に千葉市内の液状化地に、2014 年度に千葉市内の非液状化地にそれぞれ 1 か所ずつ設置しました。

これらの計器により今後継続的に基礎データを収集するとともに、測定結果を解析し、液状化－流動化現象の発生要因の解明を進め、その予測や対策に役立てていきます。

(4) 関連基盤整備事業

ア 地下水の代替水源の確保

県の水供給については、県内河川及び利根川水系の水源開発、水の有効利用促進など幅広い施策をとっていますが、県内河川については本県の地形的制約から多くを望めず、主に利

根川水系に依存せざるを得ない状況にあります。

利根川水系の水資源開発は、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に沿って実施されており、県は国及び水源県に対してダム等の水資源開発施設の建設が推進されるよう積極的な働きかけと協力を行っているところです。

県では表流水の確保見込量を勘案しながら、上水道及び工業用水道事業の整備を進めています。

(ア) 上水道の整備

本県の水道事業としては、地盤沈下防止と増加する水需要に対する長期安定水源としての表流水の確保が必要であり、計画的かつ効率的な水源確保とその有効利用を図るため水道の広域的整備が進められてきました。

この一環として、広域的な水道用水供給事業は、現在6事業が実施されています。

(イ) 工業用水道の整備

県営工業用水道は、現在7地区で285社（2019年度末）に給水しています。

これらの工業用水道事業は、工業開発に伴う産業基盤の整備を図ることを目的とする一方、地盤沈下の進行する地域においては、地下水の代替水源として表流水を供給する地盤沈下対策として整備が進められてきました。

7地区のうち東葛・葛南地区工業用水道事業は、地盤沈下対策事業であり、2019年度は約5.8万m³/日の工業用水を供給しており、地盤沈下防止に効果を発揮しています。

イ 併発災害対策

(ア) 港湾海岸高潮対策事業

地盤沈下地域においては、高潮により大きな被害が生じることが予想され、高潮被害の防止対策は、地下水汲上げ規制などの地盤沈下防止対策と並んで重要です。

県内の港湾関係海岸7海岸のうち、千葉港海岸及び木更津港海岸では、背後に人口集中地域を有し、高潮時には浸水により大きな被害が予測されるため、護岸、胸壁、陸閘、水門及び排水機場等の整備を行っています。

(イ) 地盤沈下対策補助事業

県内で地盤沈下が生じている地域の内水排水対策として関係市町村が実施する排水機場及び導水路の建設に対し、県は補助金を交付し、その促進を図っています。

(ウ) 地盤沈下等への農業農村整備事業

九十九里地域で地盤沈下や上流域の開発行為により、農地や宅地等に湛水被害が生じている地域において排水機場や排水路等の改修事業を国、県、市町村の負担により、県が実施しています。

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
2 cm以上の地盤沈下面積	10.2km ² (2016 年度)	18.2km ² (2019 年度)	0km ² (毎年度)

2 指標の推移についての評価

2cm 以上の地盤沈下面積は、基準年度を超過しており、引き続き注視が必要です。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

2cm 以上の地盤沈下は 18.2km² で発生しており、前年度 (69.3km²) と比べ減少しています。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

地下水及び天然ガスかん水の揚水に係る規制等を引き続き実施し、地盤沈下の防止に努めていきます。

第4節 騒音・振動・悪臭の防止

3 すべての人に健康と福祉を

11 住み続けられるまちづくりを

現況と課題

騒音・振動・悪臭は公害苦情件数の中で大きな割合を占めるとともに、件数自体も近年高止まりの状況となっています。

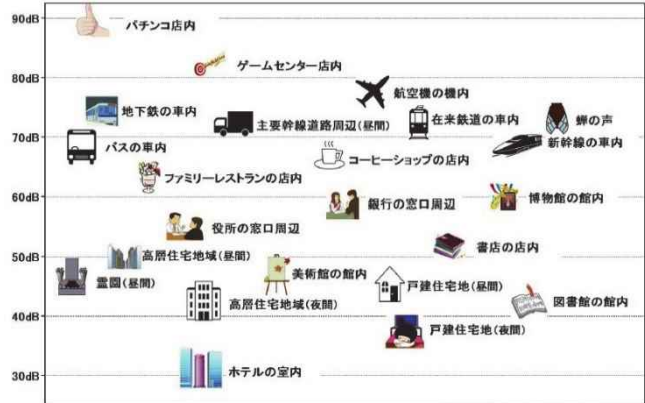
これらの公害は感覚公害と呼ばれ、人によって感じ方やその影響が大きく異なるという難しさがあります。

騒音・振動・悪臭に関する事務については、現在、多くの権限が市町村に移譲されているところですが、これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全していくためには、寄せられる様々な苦情に対し迅速かつ適切な対応を行うことが必要です。そのため、直接担当する市町村と県が情報交換を行うなど連携を図ることが重要となっています。

自動車は、産業活動や日常生活に広く使用され、走行量の多い幹線道路沿道の住宅地では自動車交通騒音が問題となっています。そのため、自動車本体からの騒音低減や関係機関による道路面や沿道環境の整備などの対策が進められています。

また、本県は成田空港が立地するとともに、羽田空港を発着する航空機などの飛行経路となっており、航空機騒音に対する苦情が全国的に見ても特に多い状況となっています。このため、関係機関と連携して監視体制の整備に努めるとともに、*環境基準などへの適合状況を把握し、国等に対し必要な対策の実施を求めていく必要があります。

騒音の目安

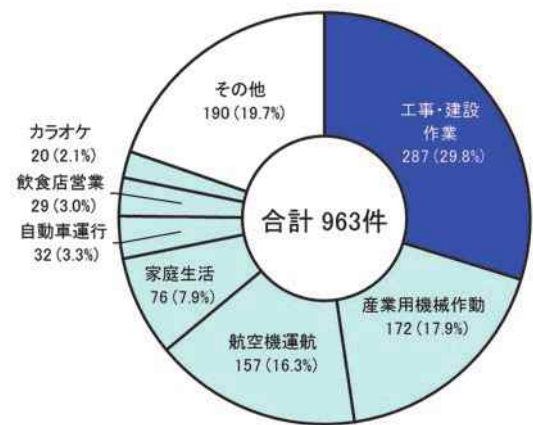


出典：全国環境研協議会騒音調査小委員会

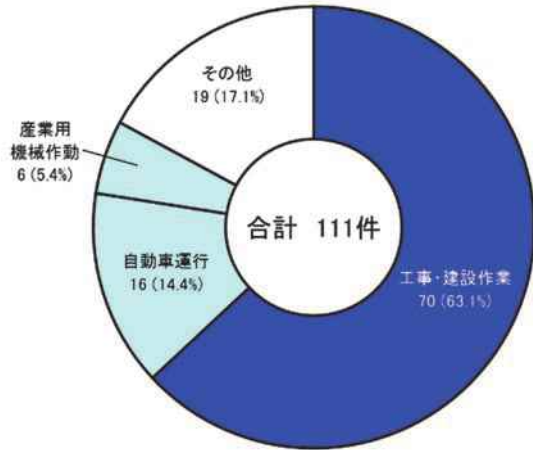
1 苦情の状況

2019年度の県及び市町村での騒音・振動・悪臭に係る苦情受付状況は図表 5-4-1 から図表 5-4-3 のとおりです。騒音・振動の苦情の発生源は、工事・建設作業や産業用機械作業の占める割合が多くなっています。これらの発生源は、騒音規制法・振動規制法で定める特定工場や特定建設作業に該当する場合は法規制の対象となりますが、苦情の発生源は、家庭生活や飲食店等の深夜営業など法規制の対象とならないものも多く、問題解決が困難な場合があります。

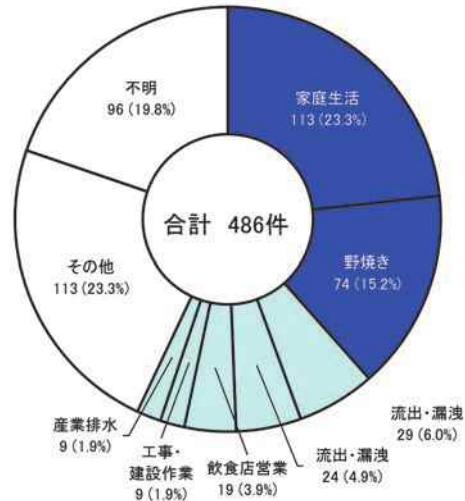
図表 5-4-1 騒音の苦情件数



図表 5-4-2 振動の苦情件数



図表 5-4-3 悪臭の苦情件数



2 自動車騒音の状況

騒音規制法に基づき、町村部においては県が、市部においては市が自動車騒音の調査を実施しています。2019年度の県内の自動車騒音の常時監視に基づく「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」の達成率は、92.3%でした。

3 航空機騒音の状況

(1) 成田空港

県・周辺市町及び成田国際空港株式会社は、成田空港周辺地域に設置している90局の固定測定局で航空機騒音の常時監視を行っています。2019年度の測定結果は、年間 L_{den} が44～74デシベルの範囲にあり、「航空機騒音に係る環境基準」（I類型： L_{den} 57デシベル以下、II類型： L_{den} 62デシベル以下）の適用対象84局のうち54局（64%）で環境基準が達成されています。

(2) 羽田空港

県及び木更津市は羽田空港の飛行コース下に設置している6局の固定測定局で航空機騒音の常時監視を行っています。2019年度の測定結果は、年間 L_{den} が49～53デシベルの範囲にあり、環境基準の適用対象全局（5局）で環境基準を達成しました。

(3) 下総飛行場

県は、海上自衛隊下総飛行場の南北に設置している2局の固定測定局で常時監視を行っています。また、県及び周辺市は下総飛行場周辺の10地点で年1回（2週間）の調査を行っており、2019年度の測定結果は、調査期間中の L_{den} が42.2～61.0デシベルの範囲にありました。

さらに、固定測定局の測定結果を照合し、各地点の年間 L_{den} を推計したところ40～58デシベルの範囲にあり、固定測定局を含め環境基準は12地点のうち11地点（92%）で達成されました。

(4) 木更津飛行場

陸上自衛隊木更津飛行場については、木更津市が木更津市久津間で年1回（1週間）の調査を行っています。2019年11月7日～13日の測定結果は、調査期間中の L_{den} が42.7デシベルでした。

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1) 法・条例による規制

ア 騒音規制法・振動規制法に基づく規制

騒音規制法及び振動規制法では知事（市においては市長）が、騒音から住民の生活環境を保全すべき地域を規制地域として指定するとともに、指定地域内の特定施設（著しい騒音又は振動を発する施設であり各法施行令で定めるもの）を設置する工場・事業場（特定工場等）について規制基準を定めることとされています。2020年3月末現在、県内36市10町1村において、都市計画法に基づく用途地域を中心に、規制地域の指定がなされています。

市町村長は、指定地域内の特定工場等及び特定建設作業について騒音及び振動の調査測定を行い、必要に応じて改善勧告及び改善命令等の行政措置を行っています。

イ 悪臭防止法に基づく規制

悪臭防止法では、知事（市においては市長）が住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭の物質の濃度又は臭気指数について、規制基準を設定することとされています。

2020年3月末現在、県内36市10町1村の区域において、都市計画法に基づく用途地域を中心に規制地域の指定がなされています。

現在、悪臭防止法施行令により特定悪臭物質として22物質が指定されており、敷地境界、排出口及び排出水について規制基準を定めています。

また、近年、物質濃度規制で対応できない複合的な悪臭苦情が増加しており、これに対応するため、物質濃度規制に代わる規制方式として、人の嗅覚を用いて測定をする規制方式（臭気指数規制）の導入を図っており、千葉市、松戸市、佐倉市、習志野市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市の全域並びに市原市の工業専用地域を除く用途地域に適用されています。

市町村長は、規制地域において、必要に応じ、悪臭の測定調査を行い、改善勧告及び改善命令等の行政措置を行っています。

ウ 市町村環境保全（公害防止）条例に基づく規制

市町村では「環境保全（公害防止）条例」により、法適用対象外の騒音・振動・悪臭並びに深夜営業飲食店等に係る騒音等について規制を行っています。

県は、市町村が行うこれらの規制等について技術的な指導を行っています。

(2) 協定等による指導

ア 環境保全協定による指導

協定工場については、細目協定の中で協定値を定め、騒音・悪臭防止の指導を行っています。

また、これらの工場が施設を新設、増設又は変更する場合には、その計画内容を事前に県及び関係市と協議することとしており、2019年度は19件審査を実施し、必要な措置を講じるよう指導を行いました。

イ 工場立地等各種開発行為の事前審査による指導

工場・事業場が県及びその関係機関の造成した工業団地等に進出する場合、県及び関係市町村は計画内容を事前に審査することとしており、2019年度は1件審査を実施し、必要な措置を講じるよう指導を行いました。

ウ 「悪臭防止対策の指針」に基づく指導

臭気指数規制方式の導入以前は、悪臭苦情に対し、悪臭防止法や市町村の環境保全（公害防止）条例による規制だけでは必ずしも十分対処できない状況であったため、これらを補完するものとして1981年6月に、人の嗅覚を用い、複合臭も客観的に評価できる官能試験法（*三点比較式臭袋法）と工場・事業場の悪臭防止対策の指導目標値を示した「悪臭防止対策の指針」を作成し、市町村に対して測定体制の整備拡充について指導するとともに、この測定法についての技術研修を継続的に行っています。

また、本指針は、臭気指数規制未導入の市町村において工場・事業場の立地、増設に係る事前審査に際し、悪臭防止対策の指導基準としても活用されています。

(3) 市町村職員に対する研修や技術指導

事業者指導や県民への対応を担う市町村職員を支援するため、機器操作などの技術指導や相談事例研究などの研修を行っています。

2019年度は、騒音・振動規制を担当する職員向け測定技術講習会を2回、悪臭規制を担当する職員向け測定技術講習会を1回開催しました。

(4) 自動車交通騒音の常時監視

自動車交通騒音については、走行量の多い道路沿道などで問題となっており、「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」が設定されています。県は、騒音規制法に基づき、町村部において自動車騒音の常時監視を行っており、市の調査結果と合わせて、住居の立地状況を考慮した*面的評価により、環境基準の達成状況を評価しています。

(5) 自動車交通騒音及び道路交通振動の対策

ア 自動車交通騒音の対策

騒音規制法では、自動車騒音の要請限度を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請するほか、道路管理者等に道路の騒音対策について意見を述べることであります。

要請限度に係る調査は市町村が実施しており、2019年度の要請限度超過状況は14.1%でした。また、自動車騒音に係る公安委員会への要請はありませんでした。

幹線道路の騒音対策には、遮音壁や環境施設帯の整備、低騒音舗装の施工等があり、関係機関が連携を図りながら対策を推進しています。

また、自動車本体からの騒音については、騒音規制法で許容限度が定められており、道路運送車両法に基づく保安基準で規制されています。

イ 道路交通振動の対策

道路交通振動についても振動規制法で要請限度が設定されており、要請限度を超え、周辺

の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は県公安委員会や道路管理者等に所要の措置をとるよう要請することができるとされています。

要請限度に係る調査は市町村が調査を実施しており、2019年度の要請限度超過状況は1.1%でした。また、道路振動に係る公安委員会や道路管理者等への要請はありませんでした。

自動車の走行に伴う振動については、道路面の改良・整備等の措置が執られており、良好な環境の維持に努めています。

(6) 畜産農業に起因する悪臭の防止

畜産農業に起因する悪臭問題は、家畜飼養規模の拡大や宅地開発等による混在化の進展等により、都市部に限らず、農村部においても発生しています。

近年、畜産農家数の減少に伴い、悪臭問題の発生件数は減少傾向にありますが、全畜産農家数に対する悪臭発生件数の割合は横ばい傾向となっています。畜産農業に起因する環境汚染問題の中で、悪臭問題の発生数は最も多く、全体の半分以上を占めています。

畜産農業に起因する悪臭を防止するためには、各畜産農家が飼養頭数に見合った家畜排せつ物処理施設で適切な管理を行うとともに、日常から畜舎内外の清掃美化についての配慮が必要です。

このため、県では各種補助事業を実施し、家畜排せつ物処理施設や機械の導入、更には制度資金や畜産高度化支援リース事業等により個人向けの施設や機械の導入を推進しています。

また、畜産農家に起因する悪臭を低減するための取組として、試験研究機関、農業事務所及び家畜保健衛生所等、関係機関が連携し、現地実態調査に基づく臭気低減技術の開発や、現地指導、講習会の開催等を実施し、畜産農家への技術指導、意識啓発を行うことにより、周辺環境に配慮のある地域と調和した畜産経営を推進しています。

(7) 東京湾広域異臭対策

東京湾沿岸部で都市ガス臭に似た異臭が発生し、関係市、消防署、ガス会社等に多くの苦情、問い合わせが寄せられることが毎年数件あります。苦情の分布や発生時の気象等から見て、この異臭は東京湾方面から海風により運ばれてくる物質に起因するものと推察されます。

2001年9月18日に千葉市、習志野市及び船橋市の地域に発生した広域異臭では、千葉市内の小学校で児童の健康異常が発生し、4名が入院しました。県では、これを受けて2002年4月1日から「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」の運用を開始し、休日・夜間を含めた市等関係機関との連絡体制を一層充実させるとともに、原因究明に向けた調査・分析体制の強化を図っています。

なお、2019年度の広域異臭発生件数は4件でした。

2 航空機騒音対策の推進

航空機騒音は、航空機から発生する騒音レベルが高く、空港周辺の広い地域に影響を及ぼします。本県では、成田空港、海上自衛隊下総飛行場、陸上自衛隊木更津飛行場の周辺地域や羽田空港の飛行コース下に当たる地域が影響を受けています。

県では、「航空機騒音に係る環境基準」に基づき、1978年に成田空港、羽田空港及び木更津飛

行場の周辺地域を地域類型指定し、その後、1991 年に下総飛行場の周辺地域について地域類型指定を行いました。

関係機関と連携して航空機騒音の監視体制の整備に努めるとともに、環境基準の達成状況の評価を行っています。

(1) 監視体制の強化

ア 成田空港の監視体制

県では、1978 年の開港以来、関係市町村の協力を得て実態調査を実施するとともに、1979 年度以降、順次、固定測定局を整備し常時監視を実施してきました。2002 年度からは、県、周辺市町村及び成田国際空港株式会社の固定測定局を再配置し、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が、県、周辺市町村及び成田国際空港株式会社の測定データを一元的に処理する体制を整えて連続測定を行っています。

2019 年度現在、県・関係市町及び成田国際空港株式会社が整備した 90 局（このうち県局は 23 局）で常時監視を行い、環境基準の達成状況の評価をしています。

イ 羽田空港の監視体制

羽田空港への着陸機の大部分が本県上空を通過することから、木更津市、君津市及び浦安市に固定測定局を設置し、2002 年 1 月から連続測定を行っています。

2019 年度現在、木更津市設置の 1 局を合わせた 6 局（君津市 2 局、木更津市 3 局、浦安市 1 局）で常時監視を行い、環境基準の達成状況の評価をしています。

ウ 下総飛行場の監視体制

下総飛行場については、飛行場の南北 2 か所に固定測定局を設置し、1986 年 4 月から常時監視を実施しています。また、1991 年度から飛行場周辺の騒音を把握するため、地元市の協力を得て、2 週間の調査を実施しています。

2019 年度は 10 地点で 2 週間の調査を行い、航空機騒音を把握するとともに、固定測定局の測定結果を照合し、各地点の年間 L_{den} を推計し、環境基準の達成状況の評価をしています。

エ 木更津飛行場の監視体制

県では、1978 年に木更津飛行場に係る環境基準の地域類型を指定し、木更津市が航空機騒音の調査を行っています。

(2) 航空機騒音対策

ア 成田空港の騒音対策

(ア) 発生源対策

航空法により騒音の基準に適合しない航空機の運航は禁止されていますが、成田空港では低騒音型航空機の導入を更に促進するため、2005 年から低騒音型の航空機ほど国際線着陸料を優遇する制度が採用されています。

また、開港時から、緊急又はやむを得ない場合を除き、航空機の発着を原則として午前 6 時から午後 11 時までとしてきましたが、2019 年 10 月 27 日に初めて夜間飛行制限の変更を行い、A 滑走路については午前 0 時までの発着が可能とされました。

さらに、発着の騒音を低減させるため、離陸後に高度 1000m 前後まで急上昇させる運航方式等が採用されています。

(イ) 周辺騒音対策

周辺騒音対策は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）」及び「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（騒特法）」に基づく対策を中心に進められています。

騒防法では、航空機の騒音により生ずる障害を防止するため、指定された騒音区域において、住宅や学校などの防音工事に対する助成などが定められています。

また、同法に基づく対策では対応できないきめ細かな騒音対策や第1種区域に隣接した区域の対策を実施するため、1997年7月に公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が設立されました。

騒特法に基づく対策としては、著しい騒音が及ぶことになる航空機騒音障害防止地区においては新たな住宅等の防音構造が義務付けされるとともに、特に著しい騒音が及ぶこととなる航空機騒音障害防止特別地区においては、原則として新たな住宅等の建築が禁止されています。

これらの対策範囲については、将来の滑走路の新設、延伸、発着回数の増加等を踏まえ、騒音影響が及ぶこととなる地域に拡大されています。

a 成田国際空港株式会社の行う対策

住宅や学校・保育所等の防音工事への助成・再助成や住宅の防音工事に伴い設置された空調機更新への助成、関係市町等が整備した共同利用施設への助成を行っています。

また、騒防法の第2種区域内と騒特法の航空機騒音障害防止特別地区内の住宅の移転補償や土地の買い入れを実施するとともに、騒音障害を軽減するため、防音堤、防音林の整備を行っています。

b 県の行う対策

県の行う周辺騒音対策事業は、図表 5-4-4 のとおりです。

図表 5-4-4 県の成田空港周辺騒音対策事業

事業	内容
住宅防音改築工事資金の利子補給	成田国際空港株式会社から助成を受けて行う住宅防音工事と併せて改築工事を行うために、住民が金融機関から借り入れた資金に対し利子補給を行った市町に補助を行っています。
共同利用施設の設計、監督料の補助	関係市町等が建設する共同利用施設の設計、監督料及び建設に係る地方債等の元利償還金に対し、補助を行っています。
通勤農業者への補助	第2種区域及び航空機騒音障害防止特別地区から住居を区域外へ移転した農家が引き続き第2種区域等で50a以上の農地を耕作する場合、車両の購入、作業舎施設等について補助しています。
住宅防音工事の助成	A滑走路とB滑走路の第1種区域内に挟まれた地域における航空機騒音による障害の緩和を図るため、関係市町が行う住宅防音工事事業に要する経費の一部を成田国際空港株式会社とともに関係市町に補助しています。
空調機器更新の助成	住宅の防音工事に伴い、設置された空調機器で、設置後10年を経過し、所要の機能が失われていると認められる機器の更新に要する経費の一部を補助しています。
住宅防音工事の再助成	第1種区域内において、成田国際空港株式会社が防音工事を実施した住宅について、関係市町が再度住宅防音工事を実施する場合、要する経費の一部を同社とともに関係市町へ補助しています。

イ 羽田空港の騒音対策

羽田空港の飛行コース下の地域における騒音軽減策については、県内の関係自治体と連携の上、国と協議を行っています。

2010年10月には、羽田空港再拡張事業により、4本目の滑走路（D滑走路）が供用開始されましたが、発着回数的大幅な増加により本県への騒音影響の拡大が懸念されたことから、県では、国からD滑走路供用後の飛行ルート(案)が示されるよりも前の2003年1月から、関係自治体と連携し、一貫して騒音軽減策の実施を国に求めてきました。その結果、着陸機の最終降下開始高度の引き上げ、北風好天時における富津沖海上ルートの設定、23時から翌6時までの深夜早朝時間帯は「海上ルート」とするといった騒音軽減策を講じた飛行ルートで運用されることになりました。

D滑走路の供用開始後も、県は関係自治体と連携して、国に対し騒音軽減に向けた対策を要請し、現在までに、北風好天時における富津沖海上ルートの運用改善、南風好天時における着陸ルートの一部地域での飛行高度の更なる引き上げなどの騒音軽減策が講じられています。

また、国は、東京都上空を通過する新飛行ルートの運用等による羽田空港の機能強化（年間約3.9万回の処理能力拡大）を2020年3月から実施しましたが、機能強化後の本県の騒音影響は、南風時の新到着ルートの運用や北風好天時の富津沖海上ルートの運用比率向上などによって、全体として軽減するとしています。

ウ 下総飛行場の騒音対策

飛行場周辺地域については、航空機騒音による障害を防止し生活環境の改善を図るため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、周辺5.2km²が騒音区域（第1種区域）として指定され、国の助成により、防音工事が実施されています。

エ 木更津飛行場の騒音対策

飛行場周辺地域については、航空機騒音による障害を防止し生活環境の改善を図るため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、周辺5.0km²が騒音区域（第1種区域）として指定され、国の助成により、防音工事が実施されています。

(3) 関係機関への改善要請

ア 成田空港周辺地域

2018年度の測定結果で、環境基準値を上回る地域が空港周辺5市町に及んでいる状況がありました。また、2019年10月27日から、深夜の発着時間が1時間延長され空港周辺地域の環境への更なる配慮が求められる状況にあります。

このことから、国土交通省及び成田国際空港株式会社に対し、環境基準を早期に達成するため、低騒音型航空機の更なる導入促進など、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し地域住民の生活環境を向上させるための対策をより一層講じるよう要請しました。

イ 下総飛行場周辺地域

2018年度の調査結果で、飛行場周辺の一部地域において環境基準を達成していない状況にあったことから、防衛省等関係機関に対し、地域住民の生活環境を向上させるため、環境基準の早期達成に向けてより一層の航空機騒音低減対策を講じるよう要請しました。

1 指標の現状

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
自動車騒音の 環境基準達成率	91.3% (2016年度)	92.3% (2019年度)	達成率を 向上させます (毎年度)
航空機騒音の 環境基準達成率	成田空港周辺 58% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 91% 木更津飛行場周辺 100% (2016年度)	成田空港周辺 64% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 92% 木更津飛行場周辺 100% (2019年度)	成田空港周辺 達成率を向上させ ます(毎年度) 羽田空港周辺 100%(毎年度) 下総飛行場周辺 100%(2028年度) 木更津飛行場周辺 100%(毎年度)
騒音・振動・悪臭の 苦情件数	1,746件 (2016年度)	1,560件 (2019年度)	減少させます (毎年度)

2 指標の推移についての評価

自動車騒音の環境基準達成率は改善しています。航空機騒音の環境基準達成率も改善しています。

苦情件数については基準年度と比べて減少しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

航空機騒音の環境基準達成率は改善されていますが、成田空港周辺及び下総飛行場周辺では環境基準を達成していない地域があることから、騒音影響の更なる低減が必要です。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

自動車騒音の常時監視を継続して実施します。

首都圏空港の機能強化策として、成田空港では、滑走路の増設や延伸、年間発着枠の拡大など、更なる機能強化策の実施が予定され長期的に騒音影響が大きくなることが予想されます。また、羽田空港では新飛行ルートの実用等による機能強化が実施されたことから、今後も航空機騒音の状況を注視する必要があります。下総飛行場周辺では、常時監視及び短期の実態調査を継続して実施します。

騒音・悪臭の低減のため、工場・事業場に対して環境保全協定等による指導を行っていますが、騒音・振動・悪臭の法や条例による規制等は市町村が行うため、情報交換や技術的な指導など、市町村との連携が引き続き必要です。

第5節 化学物質・放射性物質への対策



現況と課題

私たちの日常生活や事業活動において使用される様々な化学物質には、多くの有益性がある反面、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものもあります。

このため、環境中に排出された場合に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の排出量や移動量を公表する「P R T R制度」などを活用して、事業者による化学物質の管理の徹底を図るとともに、県民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による*環境リスクを低減していくことが必要です。

過去に大きな社会問題となった*ダイオキシン類については、各種対策の実施により、排出量は年々減少し、環境省の試算によると、2018年は1997年に比べ約99%減少していますが、引き続き排出の削減を進めていく必要があります。発生源は、産業分野が約50%、廃棄物処理分野が全体の約48%を占め、そのほとんどが大気への排出となっています。

また、身近な問題では、家庭用殺虫剤や農薬の過度な使用について、環境への影響を懸念する声もあることから、その使用の適正化が求められています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県でも空間放射線量が比較的高い地域が発生したほか、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥や焼却灰等から放射性物質が検出されるなど、様々な影響を受けました。

現在では、大気中の空間放射線量率は事故前と同程度にまで落ち着いており、*公共用水域においても水質の放射性セシウムは検出されておりませんが、放射性物質による影響は長期に渡ることから、今後も監視を継続する必要があります。

県管理施設等の除染は、放射性物質汚染対処特措法に基づき実施してきたところですが、除染等の措置により生じた除去土壌については、国が処分に関する基準を定めていないため、一時保管が続いている状況にあります。

また、本県では、放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超える*指定廃棄物についても一時保管が続いており、放射性物質を含む廃棄物への対応を継続する必要があります。

1 P R T Rデータの集計結果

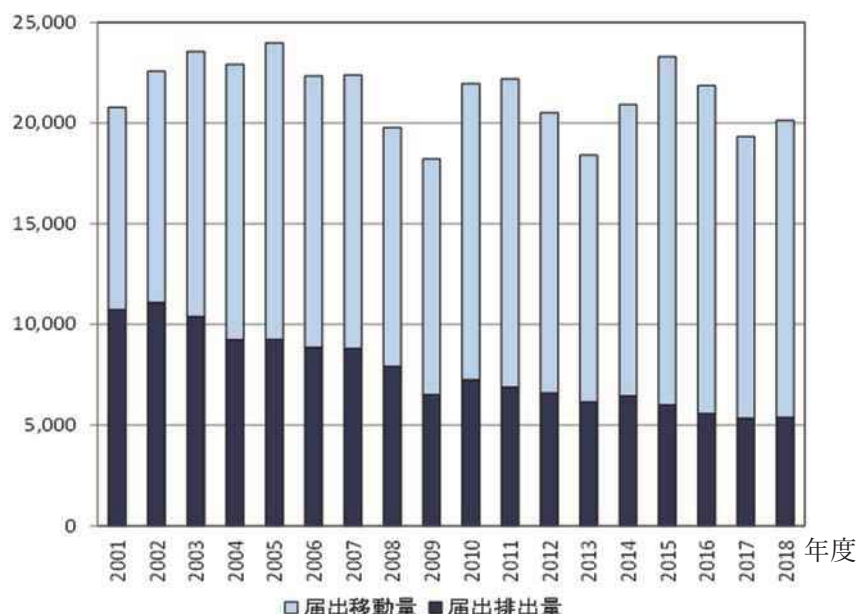
事業者から届け出られた2018年度の県内の排出量等の集計結果の概要は以下のとおりです。

(1) 届出排出量・移動量

2018年度の届出事業所数は1,240事業所、届出排出量及び届出移動量の合計は20,125tであり、その内訳は届出排出量5,386t、届出移動量14,739tでした。(図表5-5-1)

排出先別で見ると、大気への排出が5,088tで届出排出量の94%を占めています。また、移動先別では、ほぼ全量が廃棄物処分となっています。前年度と比べ届出排出量は1%、届出移動量は5%増加しました。

図表 5-5-1 P R T R の届出排出量・移動量の推移（単位：t/年）



(2) 業種別の届出排出量・移動量

2018年度の業種別の届出排出量・移動量は、ともに化学工業が最も多く、届出排出量は県全体の届出排出量の32%を、届出移動量は38%を、それぞれ占めています。

(3) 物質別の届出排出量・移動量

2018年度は、届出対象物質462物質のうち、219物質について、届出がありました。

物質別の届出排出量はトルエンが最も多く、届出排出量全体の29%を占めています。物質別の届出移動量はふっ化水素及びその水溶性塩が最も多く、届出移動量全体の24%を占めています。

2 化学物質の調査結果

2019年度の大気環境中の化学物質の調査結果は次のとおりです。

(1) 環境基準が設定されている物質（4物質）

*環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全ての地点で環境基準を達成しています。

(2) 指針値が設定されている物質（9物質）

「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる値（指針値）」が示されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物については、全ての地点で指針値を下回りました。

(3) 環境基準、指針値が設定されていない物質（8物質）

アセトアルデヒド、酸化エチレン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、トルエン、塩化メチルについては、環境省が地方公共団体の測定結果を集計した結果と比較して、いずれの地点においても、特に高い濃度は見られませんでした。

3 ダイオキシン類の常時監視の結果

2019年度のダイオキシン類の常時監視結果は、次のとおりです。

(1) 一般大気環境

65地点を調査し、その年間平均値は0.011~0.12pg-TEQ/m³の範囲にあり、いずれの地点も環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)を達成しました。

(2) 公共用水域

水質については、74地点を調査し、その値は0.017~1.9pg-TEQ/Lの範囲にあり、木戸川の木戸橋(山武市)、南白亀川の観音堂橋(白子町)、手賀沼の下手賀沼中央(柏市)で環境基準(1pg-TEQ/L以下)が未達成でした。

底質については、41地点を調査し、その値は0.12~66pg-TEQ/gの範囲にあり、いずれの地点も環境基準(150pg-TEQ/g以下)を達成しました。

(3) 地下水

20地点を調査し、その値は0.0085~0.062pg-TEQ/Lの範囲にあり、いずれの地点も環境基準(1pg-TEQ/L以下)を達成しました。

(4) 土壌

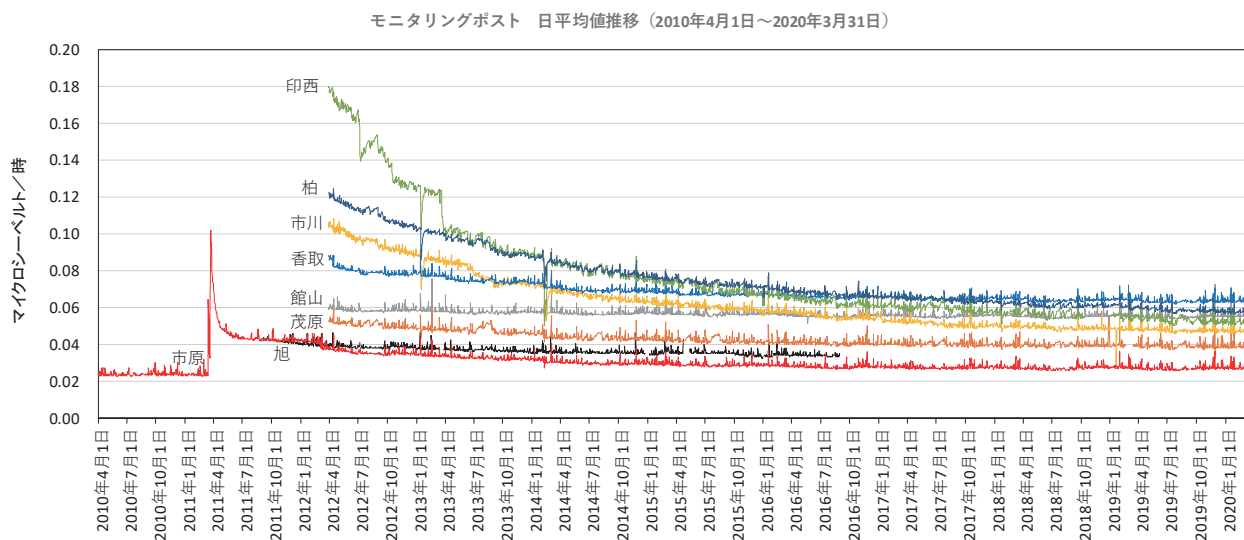
35地点を調査し、その値は0.0017~29pg-TEQ/gの範囲にあり、いずれの地点も環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)を達成しました。

4 放射性物質のモニタリング調査結果

(1) 大気(空間放射線量率)

空間放射線量率は7地点のモニタリングポストで測定を行っており、いずれの地点においても、時間の経過とともに減衰し、一定の値へ収束しつつあり、国が定める除染等の措置等の実施要件を大きく下回っています。(図表5-5-2)

図表 5-5-2 モニタリングポストによる空間放射線量率(日平均)の推移



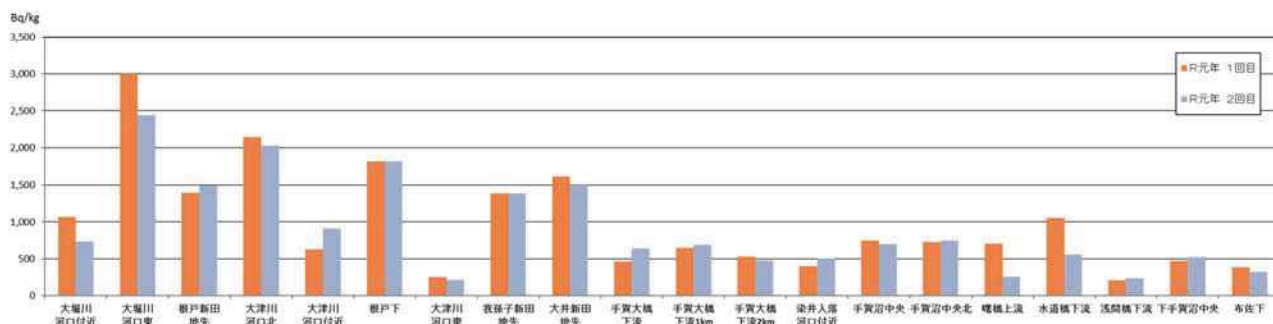
※旭のモニタリングポストは老朽化のため2016年8月に停止しました。

(2) 公共用水域

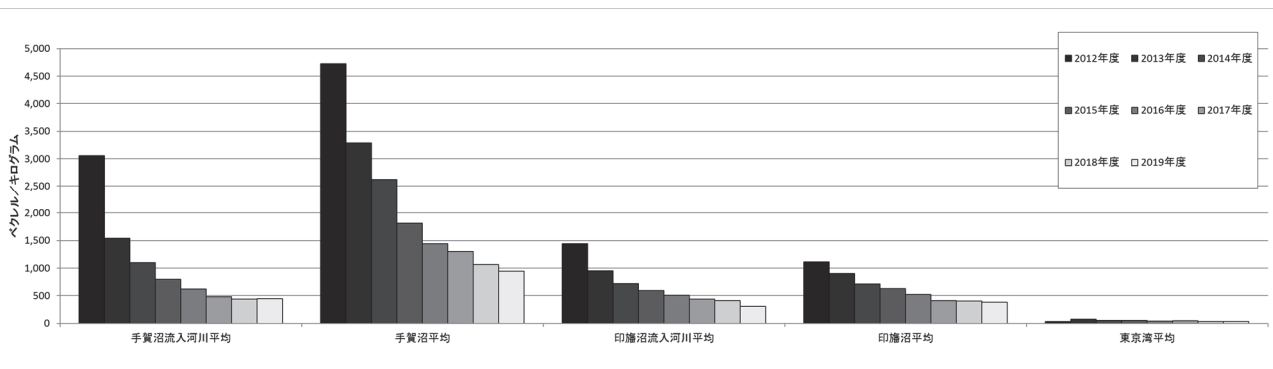
水質の放射性セシウムは全地点で不検出でしたが、底質からは手賀沼流域で最高3,000Bq/kgの放射性セシウムが検出されています。(図表5-5-3)

なお、公共用水域全体における底質の放射性物質濃度は低下傾向にあることに加え、底質の放射性物質は、水で放射線が遮蔽されることから、生活圏への影響は極めて少ないと考えています。(図表 5-5-4)

図表 5-5-3 2019 年度手賀沼流域（底質）の放射性物質測定結果



図表 5-5-4 公共用水域（底質）の水域別放射性物質濃度推移



県の主な取組・施策展開

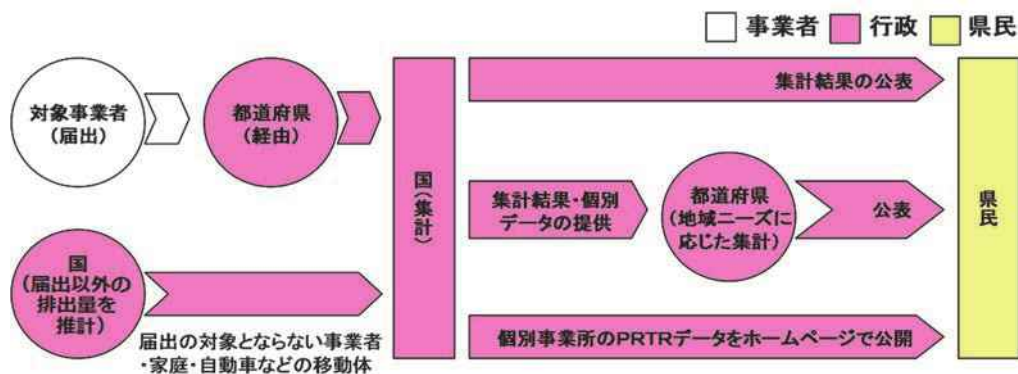
1 化学物質による環境リスクの低減

(1) 化学物質の自主的な管理の促進

化学物質排出・移動量届出制度（P R T R制度：Pollutant Release and Transfer Register）は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業者が環境への排出量等を自ら把握し、国へ届け出る制度であり、事業者による化学物質の管理の改善を進め、環境保全上の支障を未然に防止していくための基礎となる枠組みです。(図表 5-5-5)

県では、国から通知されたデータを集計し、その結果を公表することにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促しました。

図表 5-5-5 P R T R データの流れ



(2) 県民への情報提供

県民へ化学物質に関する排出量等の情報を分かりやすく提供するため、P R T Rデータの集計結果を県ホームページで公開しています。

また、県民による化学物質に関する情報共有等を促進し、社会全体で、化学物質による環境リスクを低減していくことが必要なため、県では、化学物質に関するセミナーの開催や、事業者団体に対する講演を行うなど、*リスクコミュニケーションの普及・啓発を図っています。

(3) 化学物質の調査

化学物質のうち、大気中に排出され、低濃度であっても継続的な摂取によって発がん性などの人の健康を損なうおそれのある物質を有害大気汚染物質といい、国は該当する可能性がある物質として247物質を選定しています。このうち、優先取組物質22物質が国から示され、そのうちのベンゼン等20物質及び「水銀及びその化合物」については県及び8市が県内35地点で、大気環境中の濃度を定期的に調査しました。

(4) 農薬等の適正使用の推進

農薬の飛散等からの生活環境保全を目的として、県内各地で研修会を開催し、農業者や防除業者、指導者に対して農薬の適正使用を啓発しました。

また、環境省で取りまとめた「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を公共施設管理者等関係機関へ配布、研修会の開催、ホームページへの掲載等により農薬の適正使用の周知を行いました。

(5) ダイオキシン類対策の推進

ア ダイオキシン類の発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、規制の対象となる施設を特定施設として規定し、この施設から排出される排出ガス、施設を有する事業場から排出される排水等に排出基準を定めています。

排出ガスの基準が適用される県が所管する施設は267施設(174事業場)であり、174施設(106事業場)について、2019年度に立入検査を実施しました。このうち12施設(12事業場)で排出ガスの分析を行った結果、基準超過はありませんでした。

排水の基準が適用される事業場は51事業場であり、12事業場について2019年度に立入検査を実施しました。このうち11事業場で排水の分析を行った結果、基準超過はありませんでした。

また同法により、特定施設の設置者は、排出ガス、排水等の汚染状況について測定を行い、県に報告することとされており、2019年度は問題のある施設はありませんでした。

イ ダイオキシン類の常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「千葉県ダイオキシン類常時監視計画」を策定し、市町村等と連携して一般大気環境、公共用水域の水質、底質、地下水及び土壌の調査を行っています。

2 放射性物質による環境汚染への対応

(1) 放射性物質のモニタリング調査

大気環境中の空間放射線量率の常時測定を県内7箇所のモニタリングポストで行い、観測結果を公表しました。また、毎月1回、県内10箇所の地域振興事務所及び環境研究センターでサーベイメータによる空間放射線量率の定点測定を実施し、結果を公表しています。

なお、市町村に対するサーベイメータの貸出も行っています。

公共用水域については、県独自で行った調査結果を公表しました。

(2) 除染により生じた除去土壌の処分に関する対応

県では、2012年4月に「千葉県放射性物質除染実施プラン」を策定し、県管理施設について除染等を行い、2012年度末までに対策目標値(0.23 μ Sv/h)を下回ったところです。

2013年度は当該施設についてモニタリングを実施し、その結果、対策目標を超えた事例はなく、線量の上昇傾向も確認されませんでした。

以降は、各施設管理者において測定の必要性を認めた場合、状況の変化等により測定の必要が生じた場合に、随時測定を行い、新たに除染措置が必要となった場合は、対応しています。

除染等の措置により生じた除去土壌については、放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌の処分基準が定められていないため、現在も最終処分されず、県と汚染状況重点調査地域(放射性物質汚染対処特措法第32条)に指定されている自治体の施設内や仮置場等に保管され続けています。県では、除去土壌の処分基準を早急に策定するとともに、その最終処分場の確保に関する具体的な方向性を示すなど、国が責任を持って対処するよう働きかけをしています。

(3) 放射性物質を含む廃棄物への対応

ア 国による指定廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法では、指定廃棄物は、国の責任で処理することとされていますが、国に引き渡すまでの間は、施設管理者等が保管しなければなりません。

本県では、2020年3月末現在で3,714.2tの指定廃棄物が保管されています。内訳は、ごみ焼却灰が約2,700t、下水汚泥焼却灰が約540t、その他の道路清掃汚泥等が約450tとなっています。(図表5-5-6)

図表5-5-6 県内の指定廃棄物保管量(2020年3月31日現在、単位:t)

ごみ焼却灰	下水汚泥焼却灰	その他 (道路清掃汚泥等)	合計
2,719.9	542.0	452.2	3,714.2

出典：環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト

国は、「指定廃棄物の今後の処理の方針」(2012年3月30日)により、県内で保管されている指定廃棄物を、国が県内に設置する長期管理施設に集約して処理することとしています。2015年4月、国は有識者会議や市町村長会議での議論を経て確定させた選定手法に基づき、長期管理施設の詳細調査候補地を千葉市に選定して提示しましたが、いまだ詳細調査が実施できない状況が続いています。

指定廃棄物は、国の責任で安全・安心に処理されることが必要であり、県としても、できる限りの協力を行っていきます。

イ 放射性物質を含む廃棄物の処理（指定廃棄物以外）

放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、一定の処理基準を守った上で、既存の最終処分場で安全に処分することができるとされていますが、周辺住民の不安などに配慮した自主規制等により、最終処分が難しい状況となっています。

県では、これらの廃棄物の処理が円滑に進むような対策を講ずるよう、国に対して引き続き働きかけていきます。

（４）放射性物質に関する情報提供

放射性物質による影響への県民の不安を軽減するため、インターネット等による県内の放射性物質に関する情報提供を行うとともに、放射能に関する総合電話窓口を設置し、県民からの相談受付を行っています。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
ベンゼン、トリクロロエチレン等の環境基準達成率	ベンゼン、トリクロロエチレン等（計 4 物質） 100%（2017 年度）	100% (2019 年度)	100% (毎年度)
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等の指針値達成率	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等（計 9 物質） 100%（2017 年度）	100% (2019 年度)	100% (毎年度)
ダイオキシン類の環境基準達成率	一般大気環境 100% 公共用水域水質 93.7% 公共用水域底質 100% 地下水 100% 土壌 100% (2017 年度)	一般大気環境 100% 公共用水域水質 95.9% 公共用水域底質 100% 地下水 100% 土壌 100% (2019 年度)	100% (毎年度)
有害化学物質の排出量（P R T R 制度による届出排出量）	5,587t (2016 年度)	5,386t (2018 年度)	前年度より減少させます (毎年度)

2 指標の推移についての評価

ベンゼン、トリクロロエチレン等の環境基準達成率、及びアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等の指針値達成率については、目標を達成しています。

ダイオキシン類の環境基準達成率は、公共用水域の水質に係る達成率は基準年度と比較してほぼ横ばいですが、これ以外の達成率は 100% でした。

有害化学物質の排出量については、年々減少傾向にありましたが、2018 年度の排出量は、2017 年（5,341t）と比較し、若干増加しました。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出のあった事業所に対しては、年間を通して計画的に立入検査を実施し、施設の維持管理が適正に行われていることを確認し、ダイオキシン類の排出削減に寄与しています。

有害化学物質の排出量は大気への排出量がやや増加したことにより、前年度より増加しました。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

今後も引き続き、ベンゼン等の環境リスクが高いと考えられる化学物質について、一般大気環境中の濃度を調査し、環境基準や指針値の達成状況を把握していきます。

ダイオキシン類特定施設・特定事業場については、今後も立入検査を実施し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場の指導を行うとともに、環境中のダイオキシン類の調査を行い、環境基準の達成状況の把握を行っていきます。

P R T R制度などにより事業者による化学物質の管理徹底を図ることは、有害化学物質の排出量の抑制につながることから、引き続き、化学物質の自主的な管理の促進のため、国から通知されたP R T Rデータを集計し、その結果の公表を行っていきます。

第6章 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、環境政策についても、特定の施策が複数の異なる課題を解決するよう、分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが重要です。環境学習・環境保全活動の推進、環境関連産業の振興、環境と調和した産業の振興などにより、各分野が相互に関連しながら、持続可能な社会の構築に向けた取組を進めていきます。

第1節 環境学習の推進と環境保全活動の促進

現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じています。環境を保全し、持続可能な社会を築くには、一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性を備え、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるようになるための環境学習を推進するとともに、環境保全活動の機会を創出することが重要です。

環境学習については、2007年に改定した千葉県環境学習基本方針に基づき、学習教材の作成、指導者の養成や派遣、学習拠点の連携強化等により、学習内容と機会双方の充実を図ってきました。しかし、環境問題は時代に応じて変化していくことから、学習内容は常時見直していくことが必要です。また、全ての世代が環境問題を理解し、解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供していくことが必要です。さらに、2015年の国連総会で採択されたSDGsを掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が示しているように、環境・経済・社会の諸課題は相互に影響を及ぼしあっており、その解決には県民全体の環境意識の醸成が重要です。

環境保全活動については、これまで、県主催の環境美化運動の実施や県民自らが行う活動への助成を行う等、多くの主体が参加できる機会を設け、市民活動団体、事業者、教育機関等とパートナーシップを構築し、各主体の連携による事業を実施してきました。

こうした取組により、環境保全活動への参加者は増加しましたが、一方で、環境について関心が低い人に対して、いかに参加のきっかけを作っていくかが課題といえます。時代の要請に合わせた柔軟な開催形態により、県民の関心と理解を深めていくことが必要です。

県の主な取組・施策展開

1 環境学習の推進

(1) 環境学習を推進する人材の育成と活用

ア 環境教育指導者養成研修

環境学習・環境保全活動を進める指導者としての力を備えた人材を育成するため、教員を対象とした指導内容や指導方法に関する研修を、県総合教育センターとの共催で実施しており、2019年度は24名が参加しました。



イ 千葉県地球温暖化防止活動推進員出前講座

地球温暖化問題について、地域で普及啓発活動を行う千葉県地球温暖化防止活動推進員の知識や技能向上に係る研修を行い、県内各地で開催される講習会や研修会等に推進員を講師として派遣する出前講座を実施しています。

2019年度は、出前講座を157回開催し、8,115名が参加しました。

(2) 環境学習機会の提供

ア ちば環境学習応援団登録制度

県民、学校、地域団体などの自主的な環境学習及び環境保全活動の支援を目的とし、講師派遣や施設見学、体験活動等に協力いただける事業者や団体を「ちば環境学習応援団」として登録し、県ホームページで情報提供を行いました。2019年度末現在、20の事業者及び団体を登録しています。

イ 環境学習に関する情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも入手できるように、環境学習プログラム・教材等を県ホームページで公開しているほか、YouTube（環境情報チャンネル）において「産業活動と環境問題」や「千葉県の自然環境」などをテーマにした環境学習動画の配信を行いました。



環境情報チャンネル

(3) 環境学習の場の整備と活用

民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動などの場について、都道府県知事等が認定する「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づく「体験の機会の場」認定制度の周知を図り、2020年4月1日に県内初となる認定を行いました。



体験の機会の場（森の墓苑、長南町）

(4) 環境学習における連携・協働の推進

県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進するため、「千葉県環境学習推進連絡会議」を設置し、庁内各部局における環境学習関連事業を推進しています。

また、「エコメッセ2019 in ちば」に実行委員として参画し、多様な主体との連携・協働による環境学習の推進を図りました。

参照 各主体の連携・協働によるイベントの実施（P137）

(5) 県の率先取組

県職員一人ひとりが、それぞれの業務において、また生活者として家庭や地域で、環境に配慮した行動の実践者となるよう新規採用職員研修などの場で職員に対する環境研修を実施しています。

(6) 千葉県環境学習等行動計画の策定

「千葉県環境学習基本方針」の改定から10年以上が経過し、環境学習等を取り巻く状況も大きく変化していることから、時代の要請に合わせた内容に見直すとともに、更なる環境学習等の推進を図るため、新たに「千葉県環境学習等行動計画」を策定することとしています。

2019年度は、環境学習等に携わる関係者との意見交換を実施するとともに、計画骨子を作成しました。

2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全活動を促進する人材の育成

ア 千葉県環境教育モデル校事業

環境問題の解決に向けた力や、将来の環境保全活動のリーダーとしての力を備えた人材を育成することを目的に、環境に関連する教科や部活動などにおいて、環境保全活動の実践に取り組む県立学校を千葉県環境教育モデル校として支援しています。

2019年度は4校をモデル校として指定し、環境教育に係る実践的な活動を行いました。

イ こどもエコクラブへの支援

子どもたちの身近な自然を大切に作る心と、問題解決のために自ら考えて行動する力を育み、地域に根ざした環境保全活動の環が広がるよう、*こどもエコクラブの活動を支援しています。

県内のこどもエコクラブの登録状況は、2019年度末現在、77クラブ3,654名となっており、2019年度は、こどもエコクラブを取材し、その活動を紹介する動画の配信と、こども環境だよりの発行を行いました。

(2) 環境保全活動の参加機会の創出

ア 千葉県環境月間行事の実施

県では、1973年から毎年6月を「千葉県環境月間」とし、環境保全に関する県民への普及啓発を目的とした各種行事を実施しています。

2019年度は、県内各地で開催される環境月間行事を県ホームページで紹介したほか、啓発ポスターの募集・優秀作品の表彰や環境功労者への表彰を行いました。

参照環境保全活動に対する表彰等 (P137)

イ 千葉県環境大使による活動

2009年8月より、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り返している野口健氏を千葉県環境大使として委嘱し、講演や清掃活動など精力的に活動していただいています。

2019年度は、「エコメッセ2019in ちば」でトークショーを実施したほか、幕張の浜での清掃活動を行いました。



千葉県環境月間ポスター



千葉県環境大使による活動

(3) 環境保全活動の支援制度の整備

ア ちば環境再生基金の活用

ふるさと千葉の自然の保全と再生を図るため、一般財団法人千葉県環境財団に設置されている「ちば環境再生基金」を活用し、市民活動団体等が行う環境保全活動等に対する助成を行いました。

参照 各種助成事業による環境の保全・再生の推進（第6章第2節 P143）

イ 千葉県地域環境保全基金の活用

地域住民への環境保全の知識の普及、地域の環境保全のための実践活動に対する支援等に関する事業を継続的かつ着実に実施するために設置している「千葉県地域環境保全基金」を活用し、環境学習・環境保全活動を推進するための各種事業を実施しました。

(4) 各主体の連携・協働によるイベントの実施

ア エコメッセちばの開催

本県では、多様な主体による連携・協働を促進し、環境保全活動の普及啓発及び活動団体間の交流を目的とした県内最大級の環境イベント「エコメッセちば」を1996年度から開催し、市民、企業、大学、行政などのパートナーシップにより運営しています。

2019年度に開催した「エコメッセ2019 in ちば」では、113の出展団体のもと、10,500人が来場し、環境保全に取り組む多様な立場の人々の交流、情報交換の機会を提供しました。



エコメッセ2019 in ちば

イ ちばコラボ大賞の実施

2010年度から市民活動団体と様々な主体が連携して地域社会の課題解決に取り組む先駆的な連携事例を表彰する「ちばコラボ大賞」を実施しており、2019年度は7件の応募があり、環境関連分野からは1件のエントリーがありました。

(5) 環境保全活動に対する表彰等

千葉県環境月間行事として、環境月間における啓発ポスターを募集し、優秀作品への表彰を行ったほか、環境保全に顕著な功績のあった5名、4団体に千葉県環境功労者知事感謝状を贈呈しました。

3 環境情報の提供

大気環境・水環境等の各種調査結果や環境関係情報を県ホームページで公開しているほか、パンフレットや広報誌を作成し、正確でわかりやすい情報提供に努めています。また、県図書館の環境コーナーで、環境関係の資料や図書を閲覧できるようにしています。

【県ホームページ】 www.pref.chiba.lg.jp ⇒ 【環境・まちづくり】 ⇒ 【環境】

(1) 環境白書

本県の環境の状況や環境保全に関する施策の取組状況を県民に公表するため、1971年以降

毎年環境白書を刊行しています。白書は県ホームページで公開しているほか、学校・図書館等への配布や県文書館での有償頒布を行っています。

(2) 研究機関等からの情報提供

2018年度の環境研究センターの調査研究の成果を年報として取りまとめ県ホームページで公表するとともに、YouTube（環境情報チャンネル）での動画配信や「環境研究センター・環境だより」の発行により広く分かりやすく情報発信を行いました。また、県民がより深く学べるように、環境研究センターの施設の一般公開や見学者の受け入れ、職員の講師としての派遣等、研究機関の特徴を活かした情報提供を行いました。

参照 生物多様性に関する普及啓発（第3章第1節 P60）

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	24,590人 (2017年度)	35,072人 (2019年度)	25,000人 (毎年度)
日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合	79.7% (2018年度)	78.4% (2019年度)	90.0% (2028年度)

2 指標の推移についての評価

県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数については、順調に増加し、目標を達成しました。

日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合については、概ね横ばいで推移しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

県民のニーズが多様化している中、インターネットを活用した環境学習動画の配信など、新たな手法を取り入れたことが、参加者数の増加につながったと考えられ、引き続き、多様な手法による環境学習等の機会を提供していくことが必要です。

環境問題に関心の低い人を含め、幅広い層に環境に配慮した行動のきっかけを作っていくため、それぞれのライフスタイルに合わせて無理なく参加できるよう柔軟な形での環境学習等の機会を提供していくことが必要です。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

引き続き、本県の環境学習を牽引する指導者の育成を進めるとともに、インターネットを活用した環境学習動画の配信、学校や地域等で行う環境学習の場への講師派遣、各種イベントの実施

等、多様な学習機会の提供を図ります。

本県の環境の状況や環境保全に関する施策の取組状況、大気環境・水環境等の各種調査結果を環境白書や広報誌、インターネットなどにより、引き続き情報提供を行います。



現況と課題

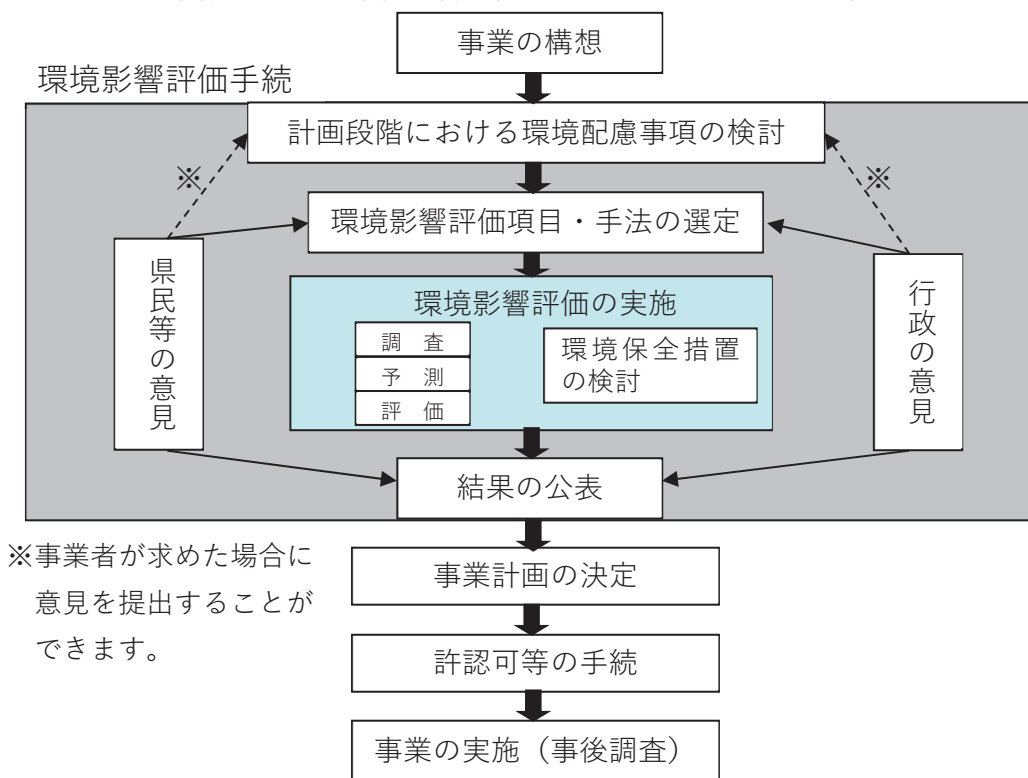
1 環境影響評価制度

*環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な事業の内容を決めるに当たって、環境の保全の観点から踏まえてよりよい事業を作り上げていこうという制度です。手続の中で、住民や行政機関などの意見も聴きながら、あらかじめ事業者が自ら、調査・予測・評価を行った上で環境保全措置の検討を行います。本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、環境への影響が大きくなるおそれのある一定の規模以上の事業を対象に、環境影響評価手続の実施を義務付けています。

環境影響評価法に基づき、統一的な環境影響評価制度が確立していますが、本県では千葉県環境影響評価条例により、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に加えるとともに、法の対象事業も含めて、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など、独自の手続を追加しています。

県では、環境影響評価制度の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

図表 6-2-1 環境影響評価制度に定める基本的な手続



2 調査研究体制

千葉県では、環境の試験研究機関として環境研究センターを設置し、時代の要請に応えながら、多様化・複雑化する環境問題を解決するための調査研究に取り組んできました。

東日本大震災時に生じた本県への環境影響への対応についても、環境研究センターに過去から集積されている知見や技術を役立ててきたところです。

今後、首都直下型の地震が想定されること、また、環境影響が懸念される大規模な事業が計画されていることから、更なる新たな知見や技術を取り入れ、効果的に課題を解決できるように調査研究体制を一層充実させることが求められています。

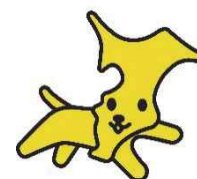
また、得られた成果や培ってきた技術等を、市町村等に広く還元することも重要です。

3 ちば環境再生基金

ちば環境再生基金は、2002 年度から、ふるさと千葉の自然の保全と再生に取り組む環境保全活動への助成金として活用されています。

今後も、ちば環境再生基金の設置を継続し、これまで以上に県民一人ひとりに基金の存在と基金による助成事業を知ってもらい、さらには、県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを構築していくことが重要です。

ちば環境再生基金マスコットキャラクター
ちば犬（けん）



県の主な取組・施策展開

1 環境影響評価制度の充実

2019 年度は、3 件の事業について手続が行われました。（図表 6-2-2）

事業による環境への影響の回避・低減を図るため、調査・予測・評価、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが適切に行われるよう事業者を指導するとともに、温暖化防止対策等の事業を取り巻く状況や地域環境の保全等、事業特性や地域の実情を踏まえた審査を行うことにより、制度的的確な運用に努めています。

また、環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、より分かりやすい図書の作成を事業者に指導するとともに、環境影響評価手続の進捗状況等をホームページに掲載し、県民等への情報提供を行っています。

図表 6-2-2 2019 年度環境影響評価手続状況

事業名【手続段階】	対象事業の区分 (法・条例)	対象事業の種類
		事業規模
我孫子市クリーンセンター整備事業 【準備書】	条例	廃棄物焼却等施設の新設 処理能力 120t/日
(仮称) 銚子沖洋上風力発電事業 【配慮書】	法	風力発電所の設置 発電所の出力 最大 37 万 kW
一般国道 4 6 4 号北千葉道路 (市川市～船橋市) 【準備書】	法	一般国道の改築 延長約 15km

2 調査研究体制の充実

(1) 環境研究センターの機能強化

環境研究センターでは、国が行う技術研修へ延べ 7 名を派遣し、全国環境研協議会や大気・水質・地質・廃棄物等各分野の学会等に職員を派遣するとともに、国立環境研究所や地方環境研究所との共同研究として 8 課題に取り組むなど他の研究機関との連携を深め、新たな知見や

技術を積極的に取り入れ、人材の育成を図っています。

(2) 行政課題を解決する調査研究の推進、技術支援等の充実

環境研究センターの業務概要は図表 6-2-3 のとおりです。環境研究センターでは、関係機関の要望等を踏まえて策定した事業方針に従い、2019 年度は図表 6-2-4 のとおり「PM2.5 等の粒子状物質に関する調査・研究」及び「印旛沼・手賀沼の水質汚濁メカニズムに関する調査・研究」に取り組むとともに、最終処分場の廃止や地盤沈下に関する課題など 13 の調査に取り組みました。各研究及び調査については必要性や重要性を検討し、2020 年度に向けて事業実施計画の見直しを行いました。

また、航空機騒音の監視、地下水汚染や廃棄物対策等に関する関係機関への「技術支援」、排出基準を超過した事業場等への「技術指導」を行うとともに、環境保全業務を担当する市町村職員等を対象とした測定や立入検査等に係る「技術研修」を行うなど、環境研究センターが保有する知見や技術を広く活用しています。

図表 6-2-3 環境研究センターの業務概要

室名	業務概要
大気騒音振動研究室	大気汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能に関する調査研究
廃棄物・化学物質研究室	廃棄物の適正処理技術及びダイオキシン類などの化学物質に関する調査研究
水質環境研究室	公共用水域（河川・湖沼・海域）及び事業場排水、生活排水等の処理技術とその対策に関する調査研究
地質環境研究室	地盤沈下や地下水汚染、地下水や天然ガスなどの持続的利用などに関する調査研究
企画情報室	環境保全・環境学習・啓発に関する調査研究

図表 6-2-4 2019 年度の環境研究センターの調査研究等の概要

研究業務	
<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 等の粒子状物質に関する調査・研究 印旛沼・手賀沼の水質汚濁メカニズムに関する調査・研究 	
基盤業務（調査）	基盤業務（本課、地域振興事務所及び市町村と共同で行う業務）
<ul style="list-style-type: none"> 未解明な大気汚染に関する調査 降下ばいじん等の調査 微小粒子状物質成分分析調査 化学物質の分析法開発と環境実態調査 [エコ調査] 最終処分場の廃止に向けた調査 環境放射能水準調査 環境放射能に関する調査 地盤沈下に関する調査 地層の液状化－流動化に関する調査 地質汚染に関する調査 水循環に関する調査 環境学習のためのプログラム開発及び環境情報の提供 環境アセスメント関連調査 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法等に基づく工場等立入検査・分析 騒音調査に対する協力・技術指導 水質汚濁防止法等に基づく事業場立入検査 廃棄物関係（事業所・不法投棄）の現場立入及び周辺環境調査 ダイオキシン類関連事業 廃棄物中及び大気中のアスベスト分析等 地質環境に関する技術指導 大気汚染物質の常時監視及び分析に関する精度管理、技術支援 委託分析機関に対する技術指導 東京湾内の赤潮・青潮調査 九十九里平野中部における上ガス噴出の分布実態調査

共同研究	市町村等への技術研修
<ul style="list-style-type: none"> ・大気中の微小粒子状物質に関する調査研究 ・音色の目安作成調査 ・騒音の個人暴露に関する研究 ・最終処分場ならびに不法投棄地における迅速対応調査手法の構築に関する研究 ・海域における水質管理に係わる栄養塩・底層溶存酸素状況把握に関する研究 ・光化学オキシダント及び PM2.5 汚染の地域的・気象的要因の解明 ・災害時等の緊急調査を想定した GC/MS による化学物質の網羅的簡易迅速測定法の開発 ・LC-MS/MS による分析を通じた生活由来物質のリスク解明に関する研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境技術職員研修 ・大気環境測定技術 ・ばい煙測定技術 ・悪臭測定技術 ・騒音・振動測定技術（初級）、同（中級） ・一般廃棄物処理施設立入検査等に係る研修 ・水質汚濁防止法に基づく立入検査等に係る研修 ・水質汚濁防止法に基づく立入検査等に係る実地研修 ・水質分析委託に関する技術研修 ・浄化槽事務に関する新任職員研修 ・地質環境対策技術研修

3 ちば環境再生基金の充実と活用

(1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりとともに参加する思いを託せる県民総参加による基金を、一般財団法人千葉県環境財団に設置しています。

基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するため、「ちば環境再生推進委員会」において、事業に係る審査、検討等を行いました。

(2) 啓発・募金活動の推進

県民の募金活動で基金を造成しています。

企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めるための広報啓発を行いながら募金活動を実施したところ、2019年度における募金額は、351件で7,629,402円となりました。

(3) 各種助成事業による環境の保全・再生の推進

地域住民や市町村が自ら又は協働によって行う環境保全活動等に対し、事業費の助成等の支援を行い、生活環境の改善や自然環境の保全・再生を推進しています。

ア 県民の環境活動への助成

県民自らの手で千葉県の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、県民団体の千葉県内における「環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止対策、省資源・リサイクル」の活動58事業に対して助成を行いました。

イ 環境活動見本市普及啓発への助成

自然環境の保全・再生、資源循環型社会づくりに取り組む市町村、県民等の活動を広く周知し、県民の環境意識向上と積極的な参加を目指し実施する県民団体の環境活動2事業に対して助成を行いました。

ウ 未来の環境活動担い手への助成

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目

的として行われる活動 2 事業に対して助成を行いました。

エ ちば廃食油燃料利用促進プロジェクトへの助成

使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、燃料としての利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動 5 事業に対し、助成を行いました。

オ 提案型環境再生事業への助成

環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する提案型環境再生事業を支援するため、市町村等の「環境保全、生物多様性保全、地球温暖化防止、省資源・リサイクル活動、県民の意識の向上」などの環境上の課題の解決を目的とし、県、市町村及び地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する事業へ、2012 年度から助成を行っています。

カ 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものや公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあるもの、自然の荒廃又は県民の自然環境の利用に影響を及ぼすおそれがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っています。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
ちば環境再生基金による 助成事業の実施件数	64 件 (2017 年度)	67 件 (2019 年度)	累計 700 件 (2019～2028 年度)

2 指標の推移についての評価

基金による助成事業の実施件数は基準年度より増加していますが、目標達成に向け、一層の増加を図る必要があります。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

環境影響評価については、廃棄物焼却等施設の老朽化による建替え事業や洋上風力発電所の設置事業など、今後、対象案件の増加が見込まれるため、適切な事業者指導及び図書の審査を行っていくことが課題となります。

計画的に研究課題を設定し、随時新たな課題にも取り組む等、調査研究の充実を図っていく必要があります。

ちば環境再生基金への県民の理解・周知がなかなか進んでいないことが課題です。

助成事業の周知を図るとともに、時代の要請に合わせ、また申請者が利用しやすいように、必要に応じて制度を見直すことが必要です。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

環境影響評価については、事業特性や地域の実情などを踏まえ、より効果的・効率的な事業者指導及び図書の審査を行うことにより、制度の的確な運用に努めます。

環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、引き続き、わかりやすい図書の作成を業者に指導するとともに、図書に対する意見提出をインターネット経由でも行えるようにします。

環境研究センター事業方針の事業実施計画に基づき調査研究を実施するとともに、関係機関からの要望課題について、積極的に取り組んでいきます。

「ちば環境再生基金活動ニュース」やホームページ、環境フェア等のイベントにおいて、助成団体の活動情報を紹介して、基金がどのように使われているのかを十分に説明し、県民に理解を求めていきます。

今後も、市町村イベント等での募金活動や、事業所等への職場募金の依頼等を通じて、着実な募金活動を進めていきます。

県民のニーズを適切に把握し、さらに使いやすい制度に見直しを続けていきます。

各種助成を通じて、地域の活性化等に貢献していきます。

第3節 環境と経済の好循環の創出



現況と課題

政府は、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言したところです。この宣言の中で、温暖化への対応は、経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要と位置付けられています。

こうしたことから、環境と経済を一体的に捉え、複数の課題を統合的に解決し、環境と経済を同時に向上させていくことが重要です。

そのためには、環境負荷を低減し、資源循環による持続可能な社会を実現させる製品・サービスを提供する環境産業や、環境と親和性が高い農林水産業や観光産業などの育成・振興が必要です。

また、太陽光や風力などのエネルギー、バイオマス資源、豊かな自然環境など地域資源の活用によって利益がもたらされ、その利益が地域内で循環することで経済効果が増大される取組も大切です。

*ESG投資が世界の潮流となる中、環境に配慮した活動や取組が評価されるようになっていきます。企業もこれまで以上に環境を重視し、環境への負荷低減に寄与する設備や製品、サービスの積極的な選択するようになることで、経済の活性化にも結びついていきます。

県民も、一消費者として、自らの消費行動が社会や環境、経済に及ぼす影響を自覚し、持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていく必要があります。

このように、県民・事業者・行政など、各主体の自主的、積極的な環境保全の行動が経済を活性化させ、経済が発展することによって環境保全も促進され、環境の意識が更に高まるというように、経済と環境の好循環を創出することが必要です。

県の主な取組・施策展開

1 環境関連産業の振興

(1) 循環産業の活性化

ア 循環産業の振興方策の検討

資源の循環による持続可能な社会を実現するため、関係団体と連携し、循環産業の活性化に向け排出事業者と処理業者とのマッチングを目的としたセミナーを開催しています。

参照 循環産業の振興方策の検討（第2章第1節P45）

イ 先進的なリサイクル技術の普及促進

食品関連事業の排出事業者を対象に「食品廃棄物の減量化・再資源化」をテーマとした産業廃棄物リサイクル技術普及促進研修会を開催しました。

参照 廃棄物排出事業者等への啓発活動（第2章第1節P45）

ウ バイオマス利活用の推進

県内に豊富に存在している様々なバイオマスを有効活用するため、研修会の開催やエコメ

ッセ等のイベントへの出展によりバイオマスの利活用に関する普及啓発を行い、県民の意識の醸成や事業者間の技術交流の促進を図っています。

参照 バイオマス利活用の拡大（第2章第1節 P45）

（2）中小企業等の事業展開への支援

ア ちば中小企業元気づくり基金事業

製品の高付加価値化、新規事業の展開などを図るため、「ちば中小企業元気づくり基金事業」を活用して、県内中小企業による新商品・技術開発を支援しました。

イ 産学官連携・企業間連携の促進

環境関連産業は、今後の成長が見込まれる分野のひとつとして注目されています。そこで、本県では、環境関連等の新事業に取り組む中小企業者を支援するため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援するコーディネーターを配置しています。

2 環境と調和した産業の振興

（1）環境に配慮した農林水産業の推進

ア 「環境にやさしい農業」の推進

農業の持続的な発展に向け、生産性の向上を図りつつ、生産活動に伴う環境負荷をできる限り低減する「環境にやさしい農業」を推進するため、ちばエコ農業制度などにより農業者の取組を支援しています。

参照 「環境にやさしい農業」の推進（第3章第3節 P67）

イ 耕畜連携の推進

有効なバイオマス資源である家畜排せつ物から良質な堆肥を生産するため、畜産農家に対し堆肥化促進施設導入支援を行っています。

また、耕種農家が家畜ふん堆肥生産者（畜産農家）を検索できる情報提供システム（堆肥利用促進ネットワークシステム）を県で構築し、耕畜連携を図るとともに、堆肥散布機の導入支援により家畜ふん堆肥の利用を促進しています。

（2）自然を活用した観光産業の振興

ア グリーン・ブルーツーリズムの推進

都市と農山漁村の交流（*グリーン・ブルーツーリズム）の普及拡大に向けて、地域の特色ある農林水産物や観光資源などを活用し、農林水産物直売所や農林漁業体験施設等の魅力向上と情報発信を行うとともに、交流を担う人材の育成など受入体制の整備を行っています。

参照 地域資源を活用した農山漁村の活性化（第3章第3節 P67）

参照 都市と漁村の交流促進（第3章第3節 P70）

イ 房総ジビエなど有害鳥獣の有効利用促進

県内で捕獲された有害獣（イノシシ、シカ）の肉の販売を促進するため、衛生上の取扱注意事項や調理方法の講習会、房総ジビエ料理のコンテスト、房総ジビエのフェアを開催し、地域資源としての有効利用を図りました。（図表 6-3-1）

図表 6-3-1 「房総ジビエ」活用普及事業実施結果（2019 年度）

項目	実績数
飲食店向け「房総ジビエ」講習会の参加者数	6 名
「房総ジビエコンテスト 2020」の応募数	25 メニュー
「房総ジビエフェア 2020 冬」の参加店舗数	69 店舗

3 新エネルギーの推進

(1) 再生可能エネルギー産業の振興

家庭への再生可能エネルギー導入の促進、事業者等による再生可能エネルギーの導入に関するワンストップ窓口による相談対応や情報提供、地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行うことにより、地域振興・産業振興を図っています。また、全国的にポテンシャルが高いとされる海洋再生エネルギーについて、導入に向けた検討を進めています。

参照再生可能エネルギーの導入促進（第 1 章第 1 節 P20）

(2) 水素社会の構築に向けた取組の推進

学識経験者・民間企業・大学・市町村等で構成する「千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム」を活用し、情報共有や水素の利活用の検討を行っているほか、エネファームや燃料電池自動車（FCV）、水素ステーションの普及促進を行っています。

参照水素社会の構築に向けた取組の推進（第 1 章第 1 節 P22）

参照省エネルギー設備等の導入の促進（第 1 章第 2 節 P24）

参照次世代自動車等の普及促進（第 1 章第 2 節 P26）

4 環境再生に寄与する活動の促進

(1) 企業における自主的環境保全活動の推進

ア CO2CO2スマート宣言事業所登録制度による支援

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組む県内の事業者を「CO2CO2スマート宣言事業所」として登録し、各事業所の取組を広く紹介する制度を 2016 年 10 月から実施しています。

参照CO2CO2スマート宣言事業所登録制度による支援（第 1 章第 2 節 P25）

イ 中小企業への融資による支援

中小企業者等が行う地球温暖化防止対策やアスベスト除去工事など環境保全のための取組に対して、「千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）」により、必要な資金を融資しています。

2020 年 3 月 31 日現在の融資対象、融資条件等は図表 6-3-2 のとおりです。

図表 6-3-2 融資対象・融資条件等（2020年3月31日現在）

融資対象	①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染対策 ④地盤沈下防止 ⑤騒音・振動防止 ⑥悪臭防止 ⑦化学物質汚染等防止 ⑧フロン類等排出削減対策 ⑨アスベスト対策 ⑩地球温暖化防止 ⑪自動車環境対策 ⑫環境管理システム認証取得の促進 ⑬容器包装廃棄物再商品化の促進 ⑭敷地緑化の促進
融資条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度額 1 中小企業者等当たり 5,000 万円 ・ 融資利率（融資期間により利率が異なる） <ul style="list-style-type: none"> 3 年以下 年 1.1% 3 年超 5 年以下 年 1.3% 5 年超 7 年以下 年 1.5% 7 年超 年 1.7% ・ 融資期間 <ul style="list-style-type: none"> 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内（土壌汚染の除去、アスベスト除去、建築物の屋上・壁面の緑化等に限る） ・ 償還方法 割賦償還（据置期間 1 年以内）

ウ 環境マネジメントシステムの普及促進

温室効果ガスの排出量削減など、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）を普及しています。

参照 環境マネジメントシステムの普及促進（第1章第2節 P26）

（2）消費者の意識啓発

ア グリーン購入の普及促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選び、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。購入者の消費行動を環境に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていくことを目指しています。

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」では、地方公共団体、事業者、国民はグリーン購入に努めることとされており、県では毎年度環境配慮物品調達方針を策定し、率先して環境に配慮した物品の購入に努めています。

イ 消費者市民社会の進展に向けた消費者教育の推進

消費者一人ひとりが、自らの消費行動が社会や環境、経済に及ぼす影響を自覚し、持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていくため、2019年3月に第3次千葉県消費生活基本計画を策定しました。計画の5つの基本目標である、「消費者市民を育む教育の推進」の一環として、関係部局が連携して、環境学習や食育などに取り組んでいます。

2019年度は、持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につながるよう、「エシカル消費」をテーマとした消費者フォーラムを開催しました。

参照 環境学習の推進（第6章第1節 P134）

参照 ちばエコスタイルの推進（第2章第1節 P40）

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
最終エネルギー消費量当たり 県内総生産	19.9 百万円/TJ★ ₁ (2015 年度) 〔参考〕 県内総生産 196,591 億円 最終エネルギー消費量 988,273TJ	20.1 百万円/TJ (2017 年度) 〔参考〕 県内総生産 201,635 億円 最終エネルギー消費量 999,618 TJ	増加させます (2028 年度)
バイオマス資源の利用率 【再掲】	71% (2016 年度)	78% (2018 年度)	80%以上 (2028 年度)
再生可能エネルギー導入量 【再掲】	10,864TJ (2017 年度)	13,507TJ (2019 年度)	21,500TJ (2028 年度)
発電設備導入量	2,267MW	2,859MW	4,000MW
事務所・店舗等の延床面積 1 m ² 当たりエネルギー消費量【再掲】	1.78GJ/m ² (2013 年度)	1.78GJ/m ² (2016 年度)	1.07GJ/m ² (2030 年度)
製造業の生産量当たりエネルギー消費量★ ₂ 【再掲】	5.36PJ/指数 (2013 年度)	4.75PJ/指数 (2016 年度)	4.82PJ/指数 (2030 年度)

★1 県内総生産は「千葉県県民経済計算」、最終エネルギー消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁作成）の数値を使用しており、推計方法の変更等によりそれらの数値が修正されたため、再計算しています。

★2 産業部門のエネルギー消費量を鉱工業生産指数（2013 年度を 100）で除したものです。低炭素社会実行計画参加企業を除いています。

2 指標の推移についての評価

2018 年度に調査したバイオマス資源の利用率は 78%であり、基準年度から 7 ポイント増加しました。

製造業についての指標は、目標の達成に向け概ね順調に推移しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

バイオマス資源の利用率は増加していますが、バイオマスの利活用に関しては、収集・運搬・製品への転換に係るコストの低減、製品の需要と供給のマッチング等の課題があり、今後も、より効果的な普及啓発活動を行い、バイオマスに対する県民や事業者の理解を高める必要があります。

省エネルギーを促進する施策を展開し、各主体において取組が実施された結果、家庭や製造業では、エネルギー消費量は減少しています。

県民のニーズが多様化している中、インターネットを活用した環境学習動画の配信など、新たな手法を取り入れたことが、参加者数の増加につながったと考えられ、引き続き、多様な手法に

よる環境学習等の機会を提供していくことが必要です。

環境問題に関心の低い人を含め、幅広い層に環境に配慮した行動のきっかけを作っていくため、それぞれのライフスタイルに合わせて無理なく参加できるよう柔軟な形での環境学習等の機会を提供していくことが必要です。

ちば中小企業元気づくり基金については、2008年度から2019年度の間、環境関連事業を含む491件の中小企業の新商品開発等に対して助成を行いました。

今後も引き続き、新商品・技術開発への支援など、中小企業に対するきめ細やかな支援を行う必要があります。

本県でも、環境関連等を含む新事業に取り組む中小企業者を支援するため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援するコーディネーターを配置して、競争的資金の獲得等の支援を行っています。

堆肥散布機の導入による堆肥の利用体制整備が進んでいます。しかし、堆肥化促進施設や堆肥散布機の老朽化が課題となっています。また、家畜ふん堆肥生産者（畜産農家）が県内に偏在しているため、地域によっては堆肥の供給量が過剰になっています。

2年目の開催となる「房総ジビエコンテスト2020」では、和食、洋食、中華など様々なジャンルの飲食店が参加しました。また、「房総ジビエフェア2020冬」でも、昨年を上回る69店舗が参加し、過去最多の参加店舗となりました。

持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていくため、消費者フォーラムや環境学習など、消費者市民を育む消費者教育が推進されています。より広く消費者の意識啓発を図るため、関係部局と連携した取組やウェブサイトの活用などが重要です。

環境保全資金事業について、事業者からの相談件数が少なく、制度利用には至らない状況です。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

バイオマスの利活用を推進するために「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマス資源の利活用に必要な基盤の整備などを推進していきます。

また、バイオマスの利活用に対する県民の意識の醸成や事業者間の交流などを促進するため、マテリアル利用が拡大しているバイオマスプラスチックなど、多様なバイオマスの利活用に関する研修会の開催やイベント等への出展による普及啓発を行います。

引き続き省エネルギーを促進する施策を展開し、県民・企業・行政など様々な主体と連携して、省エネルギーを促進する取組を実施します。

引き続き、本県の環境学習を牽引する指導者の育成を進めるとともに、インターネットを活用した環境学習動画の配信、学校や地域等で行う環境学習の場への講師派遣、各種イベントの実施等、多様な学習機会の提供を図ります。

ちば中小企業元気づくり基金は、2018年9月に当初の運用期間の満期が到来したところですが、切れ目なく中小企業を支援するため、同年同月に後継基金を造成したところであり、引き続き県内中小企業による新商品・技術開発を支援していきます。

今後とも、環境関連分野を含めて、新事業に取り組む県内中小企業者への支援を進めていきます。

堆肥化施設を長寿命化させるための管理指導を進めていきます。また、堆肥の利用を推進する

ため、引き続き堆肥散布に必要な機械導入を推進するとともに、堆肥広域流通のための施設・機械導入を推進していきます。

次年度も引き続き、房総ジビエコンテスト、房総ジビエフェアを開催し、消費拡大を図るほか、新たに、衛生講習、意見交換を含めた施設見学会を開催し、ジビエの流通促進を図ります。

消費者が消費者市民として学び、考え、合理的に判断・選択するために必要とする情報が、より広く消費者のもとに届くよう、引き続き、関係部局と連携した取組を進めるとともに、ウェブサイトを活用した情報発信など、消費者教育の一層の推進に努めます。

環境保全資金事業の利用促進のため、融資制度の周知を進めます。

第4節 災害時等における環境問題への対応



現況と課題

本県では、過去に東日本大震災での地震・津波被害や風水害などの大規模災害により大きな被害がもたされてきました。また、南関東地域では、今後30年の間に首都直下地震が70%程度の確率で発生すると予測されます。さらには、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大すると予測され、風水害や土砂災害が増大することが懸念されます。

災害発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のためには、災害廃棄物をいかに円滑かつ迅速に処理するかが重要です。そのため、県では2018年3月に千葉県災害廃棄物処理計画を策定し、非常災害時における廃棄物処理等に係る県の基本的な考え方や役割を示しました。大規模災害発生時の混乱の中でも、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が図られるよう、具体的なマニュアル等を作成し事前に備えるとともに、大規模災害発生時における、国、県、市町村、民間団体との相互協力体制を進めることが必要です。

また、災害廃棄物は*一般廃棄物であり、実際に処理する主体は市町村等であることから、災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえた「市町村災害廃棄物処理計画」の策定を促進していく必要があります。

一方、災害時の有害物質飛散・漏えい対策も重要です。災害時には*アスベストを含む建築材料を使用した建物等が倒壊・破壊して外部に露出することにより、アスベストが大気中に飛散するおそれがあります。また、多数の被災した建築物等の解体・補修や、大量の廃棄物の処理が行われることが予想され、これらに伴うアスベストの飛散が懸念されます。

さらに、本県は、京葉臨海部に大規模なコンビナートを有していることなどから、災害時に有害化学物質が飛散・漏えいし、深刻な環境汚染が懸念されます。災害時には混乱が予想されますが、アスベストの飛散や有害化学物質の飛散・漏えいによる人の健康や生態系への影響を最小限にとどめるよう、情報を整理し、体制を整える必要があります。

県の主な取組・施策展開

1 災害廃棄物対策の推進

(1) 協力体制の構築

県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理などの対策として相互援助協定の締結促進を図ってきましたが、1997年7月には県下全市町村及び一部事務組合によりごみ処理事業の協力を行う「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が締結されました。

また、市町村の独力では対処できない大規模な災害廃棄物の処理について、民間業者の支援を受けることにより早期の復興が可能となることから、2003年9月に、一般社団法人千葉県産業廃棄物協会（現：一般社団法人千葉県産業資源循環協会）及び千葉県解体工事業協同組合と、それぞれ「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を締結しました。

さらに、主に避難所における仮設トイレを対象とした、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、一般社団法人千葉県環境保全センターと、2007年8月に「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定」を締結しました。

(2) 市町村等における災害廃棄物対策の強化

大規模災害が発生した場合に生ずる災害廃棄物は一般廃棄物であることから、被災市町村が適切に処理するために、各市町村において災害廃棄物の収集、運搬の方法等について計画を定めておくことが重要です。

県では、2018年3月に「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定し、平時の備えから非常災害発生時の対応までを定め、災害廃棄物の処理等に関する県の基本的な考え方を明確にするとともに、市町村が災害廃棄物処理計画を策定するに当たり必要な事項を示しています。

また、各市町村が地域特性等を踏まえて検討すべき事項を整理し、各種計画と整合を図った災害廃棄物処理計画の策定を進めることができるよう、その参考となる項目をまとめた「市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）」を2018年8月に作成しました。

2019年度末現在で県内54市町村のうち24市町村が近年の災害の知見を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定しています。

今後も、大規模災害に備え、災害廃棄物について、その適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理できるよう、市町村の災害廃棄物対策への支援を行い、県内の災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

(3) 人材の育成・確保

定期的に市町村職員を対象に研修会等を開催し、災害廃棄物対策や最新の災害の知見を提供することにより、市町村職員の災害対応力向上を図っています。

また、県においては、県災害廃棄物処理計画等の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、その記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に計画等が有効に活用されるよう教育の継続的な実施に努めています。

2 災害時の有害物質飛散・漏えい対策

(1) アスベストの飛散防止対策

災害発生時のアスベストの飛散防止対策に活用できるよう、2019年度に、アスベスト含有建材（吹付けアスベスト等のレベル1及びアスベストを含有する保温材等のレベル2）を使用している建物等の情報を収集し、各市町村に情報を提供しました。

(2) 有害化学物質の汚染防止対策

P R T R制度や水質汚濁防止法等に基づく届出情報を基に、災害時には、関係機関へ必要な情報提供を行うとともに、事業者に対し、立入検査などにおいて、漏えい防止構造の確認や保守点検の実施など、漏えい防止対策の指導を行っています。

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
災害廃棄物処理計画の策定 市町村数	3 市町村 (2017 年度)	24 市町村 (2019 年度)	全市町村 (2020 年度)

2 指標の推移についての評価

策定市町村数は、定期的な研修会の開催等により、増加しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

市町村を対象として、定期的に研修会を開催し、計画の策定に必要な情報を提供するとともに、2018 年 8 月に「市町村災害廃棄物処理計画策定モデル」を提供することで市町村の計画策定を促してきたところ、ほとんどの市町村において計画の策定作業が進められています。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

今後は、地域ごとに災害対応に係る課題が異なることから、テーマごとに対象者を絞るなどして、効果的な研修会等の実施に努め、全市町村において実効性のある災害廃棄物処理計画が策定されるよう支援を行っていきます。

第5節 その他の環境保全対策

1 千葉地域公害防止計画

図表 6-5-1 本県の公害防止計画の経緯

(1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する施策を総合的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が作成する計画です。

本県では、この制度が始まった1970年から、県内の公害が著しい地域等を対象として公害防止計画を策定してきました。(図表6-5-1)

計画期間	計画名称	対象地域
1970～1973年度	千葉・市原地域公害防止計画	2市1町
1972～1973年度	江戸川流域地域公害防止計画	4市1町
1974～1978年度	千葉臨海地域公害防止計画 (旧計画を統合・拡大)	15市町
1979～1983年度	千葉臨海地域公害防止計画	15市町
1984～1988年度	千葉臨海地域公害防止計画	26市町村
1989～1991年度	千葉地域公害防止計画 (名称変更・地域拡大)	27市町村
1992～1996年度	千葉地域公害防止計画	27市町村
1997～2001年度	千葉地域公害防止計画	27市町村
2002～2006年度	千葉地域公害防止計画	23市町
2007～2010年度	千葉地域公害防止計画	21市
2011～2015年度	千葉地域公害防止計画	21市
2016～2020年度	千葉地域公害防止計画	21市

(2) 現千葉地域公害防止計画の概要

現在の「千葉地域公害防止計画」は、旧計画の対象となった21市の区域について、引き続き、公害が著しく、又は著しくなるおそれがあり、総合的な施策を講じる必要があると認められたことから、県では、2017年3月28日に2016年度から2020年度の5年間を計画期間とした公害防止計画を、関係市と協力して作成しました。

ア 対象地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の区域(合計21市)

イ 計画の主要課題

- ・印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁、窒素及び燐による富栄養化の防止
- ・東京湾のCODに係る水質汚濁、窒素及び燐による富栄養化の防止
- ・トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止

ウ 計画の目標

主要課題に係る環境基準の達成等

エ 千葉地域公害防止対策事業計画

公害防止対策事業計画は、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、公害防止計画において定める地方公共団体等が実施する公害防止対策事業に関する計画で、環境大臣の同意を得ることにより、国の財政上の特別措置を受けることができます。

現公害防止計画では、主要課題に係る公害防止事業のうち、環境大臣の同意が得られた、県及び市が実施する下水道の設置・改築事業など、15市の区域における27の事業による「千葉地域公害防止対策事業計画」を定めています。

2 環境の保全に関する協定

(1) 制度の概要

京葉臨海地域（千葉市～富津市）では、企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、立地企業と県・地元市の三者間で、「環境の保全に関する協定」を締結し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じた環境保全対策を推進しています。

この協定は、環境保全の理念や基本的な事項を定めた「基本協定」と、大気汚染や水質汚濁の防止等のための具体的な排出基準等を定めた「細目協定」で構成されています。

現在の細目協定は2020年4月から運用しており、適用期限は2030年3月までとなっています。

(2) 経緯

1968年11月に東京電力（株）と「公害の防止に関する協定」を締結したのを始めとして、主要企業と公害防止協定を順次締結し、公害の防止や生活環境の保全を図ってきました。2010年2月には、内容の見直しを行い、協定項目に地球環境保全等を加え、環境保全活動の推進及び住民への周知などを明記した「環境の保全に関する協定」を新たに締結しました。2020年3月末現在で、52社60工場との間で協定を締結しています。

(3) 主な取組

ア 基本協定

- ◆環境保全対策（公害防止、廃棄物処理、化学物質環境リスク低減、地球環境保全）
- ◆環境管理の徹底（環境管理体制、公害防止施設等改善）
- ◆細目協定、年間計画書、生産施設等の事前協議
- ◆公害発生時等の措置（公害発生時、事故時等）
- ◆報告、立入調査、違反時の措置、被害補償
- ◆環境保全活動の推進、住民への周知 など

イ 細目協定

- ◆大気汚染の防止
 - ・工場排出総量基準（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）
 - ・施設排出濃度基準（窒素酸化物、ばいじん、ベンゼン等）
 - ・施設の構造等の基準（粉じん、揮発性有機化合物）
 - ・対策の効果確認（粉じん）
 - ・測定（ばい煙、有害大気汚染物質等） など
- ◆水質汚濁の防止等
 - ・濃度基準（生活環境項目（COD、窒素、りん等）、有害物質等）
 - ・負荷量基準（生活環境項目（COD、窒素、りん等））
 - ・水質の測定 など
- ◆地質汚染の防止（土壌調査等の記録・保存）
- ◆地盤沈下の防止（地下水採取量の基準、報告）
- ◆騒音・悪臭の防止（基準、改善要請） など

3 かずさ環境協定

(1) 概要

かずさアカデミアパークにおける総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市（木更津市、君津市）、立地企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結しています。

1994年6月に（財）かずさディー・エヌ・エー研究所と協定を締結したのを始めとして、2020年3月末現在、27事業所との間で協定を締結しています。

今後かずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申入れを行っていく予定です。

(2) 主な取組

- ア 環境の維持・向上のための基本的方向
 - ・環境への負荷の軽減
 - ・かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境の向上 など
- イ 環境活動の内容
 - ・公害防止、環境保全対策の実施
 - ・化学物質、バイオテクノロジー等の安全管理
 - ・廃棄物の適正処理等
 - ・緑地、景観等の維持・向上等 など
- ウ 環境活動管理制度
 - ・環境保全組織の整備
 - ・環境報告書の作成
 - ・住民との交流の促進
 - ・事前協議、事故対応、報告及び調査等 など
- エ 責務の確認
 - ・違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理等 など

4 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。

同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策を総括管理する「公害防止統括者」、公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」及び一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務付けられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（又は政令で定める市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は研修等の実施により公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

5 公害健康被害補償予防制度

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償予防制度

ア 補償予防制度の経緯

本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として、1973年に「公害健康被害補償法」が制定され、指定地域における公害健康被害者に対し、損害を補填するための補償給付を行うとともに、健康被害者の福祉に必要な事業が実施されました。

その後、大気汚染防止対策の進展等により制度を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、1987年9月に改正され(法律名も「公害健康被害の補償等に関する法律(補償法)」に変更)、1988年3月1日に大気汚染に係る指定地域(第一種地域)は全て解除されました。同日以降は新たな患者の認定は行われず、既に認定された患者への補償の継続と健康被害の予防に重点を置いた施策が展開されています。

イ 千葉県における状況

千葉県では、千葉市の一部が第一種地域に指定されていましたが(図表6-5-2)、前記の指定解除により、現在、新たな患者の認定は行われていません。

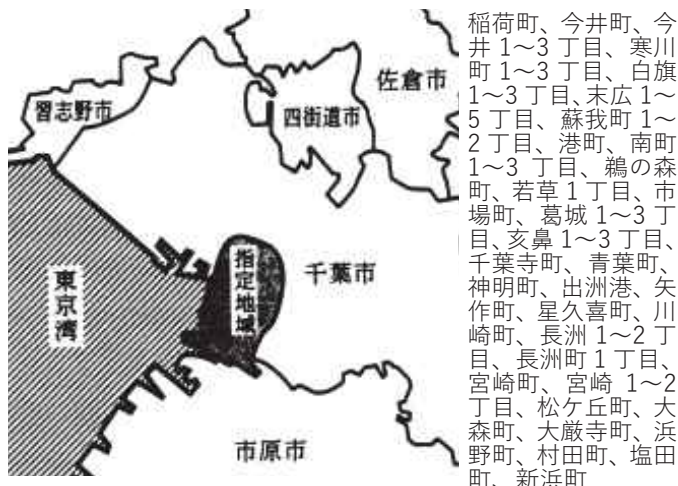
千葉市における認定状況は、図表6-5-3のとおりであり、2020年3月末現在の認定患者数は、207人であり、2019年度に支給された補償給付の総額は約2億6,042万円となっています。また、被害者の健康回復を図るため転地療養、訪問指導などの公害保健福祉事業が実施されています。

(2) 千葉市公害健康被害救済補償事業

千葉市では、補償法に基づく補償を補完・充実するため、1976年1月に「千葉市公害健康被害救済補償要綱」を制定し、一般財団法人千葉県公害防止協力財団の協力を得て、県内のばい煙等の排出企業からの拠出金に基づき、市独自の補償事業を次のとおり実施しています。2019年度に支給された補償給付の額は約1,104万円となっています。

- ①「千葉市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」(1972年7月施行、補償法による地域指定を受け1974年11月廃止)による認定患者で、補償法適用前に指定地域外へ転出したため、法の適用を受けられない者に対する法と同様の補償
- ②補償法及び要綱による認定患者に遺族補償金等を支給することにより、法による補償内容をさらに補完・充実

図表 6-5-2 補償法による指定地域(旧第一種地域)



図表 6-5-3 認定状況 (2020年3月現在)

(単位:人)

認定審査状況	審査件数	1,163 (32)
	認定	1,077 (29)
	認定しない	86 (3)
認定失効者	死亡	549 (8)
	治癒届出等	32 (-)
	更新棄却	99 (10)
	更新申請せず	201 (5)
	転出	13 (2)
	他地域からの転入	24 (-)
被認定患者		207 (4)

注: () の数字は要綱による数 (外数)

6 公害紛争・公害苦情の処理

(1) 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。国の公害等調整委員会では裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあつせん、調停、仲裁を行い、県の公害審査会では、公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあつせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は 13 名の委員で構成されており、1971 年 3 月の設置以来、2020 年 3 月末までに 87 件の調停事件の処理に当たりました。

2019 年度は、前年度からの継続事件及び新たな申請がありませんでした。

(2) 公害苦情相談

ア 公害苦情相談員

公害紛争処理法第 49 条の規定により、2020 年 3 月末現在、県では環境生活部関係課及び各地域振興事務所に 35 名、市町村では 77 名の公害苦情相談員を設置し、住民からの相談や苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。また、公害苦情相談員のほかに、県では 111 名が、市町村では 424 名が担当者として苦情の相談に応じています。

イ 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受付件数の年度別推移は、図表 6-5-4 のとおりで、2019 年度の新規受付件数は 4,595 件(県 296 件、市町村 4,299 件)です。

苦情内容を種類別に見ると、典型 7 公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで騒音に関するものとなっており、この 2 種類で典型 7 公害の苦情の約 7 割を占めています。

また、典型 7 公害以外のものでは、廃棄物投棄(1,098 件)が多くなっています。

図表 6-5-4 公害苦情種類別新規受付件数の推移

種類別	年度	2017		2018		2019	
		件	%	件	%	件	%
典型 7 公害		2,863	62.6	2,734	62.7	2,699	58.7
大気汚染		935	20.5	942	21.6	988	21.5
水質汚濁		161	3.5	153	3.5	143	3.1
土壌汚染		13	0.3	5	0.1	5	0.1
騒音 ^注		1,046	22.9	1,010	23.2	963	21.0
振動		158	3.5	106	2.4	111	2.4
地盤沈下		3	0.1	6	0.1	3	0.1
悪臭		547	12.0	512	11.7	486	10.6
典型 7 公害以外		1,709	37.4	1,624	37.3	1,896	41.3
計		4,572	100.0	4,358	100.0	4,595	100.0

注：騒音には*低周波音を含みます。

7 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

2019 年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

(1) 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています。(図表 6-5-5)

図表 6-5-5 市町村の公害監視測定箇所数

	測定市町村数	測定箇所数		
		常時	定期	計
大気汚染関係	27	94	139	233
水質汚染関係	42	8	1,134	1,142
騒音関係	30	12	287	299
振動関係	13	0	79	79

(2) 公害防止協定

26 市町において、総数 782 企業との間で公害防止協定を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市 (225 社)、柏市 (96 社)、市川市 (59 社) で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属 (125 社)、食料品 (71 社)、電気機械器具 (62 社) 等が多くなっています。

(3) 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況の中で、多様化する環境問題に対応すべく、環境保全対策予算の確保に努めています。(図表 6-5-6)

図表 6-5-6 市町村における主な事業別予算



(4) 融資・助成制度

千葉市、市川市、野田市、佐倉市、市原市、浦安市の 5 市では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しています。

(5) 公害苦情相談

2019 年度において市町村が新規に受付した苦情件数は 4,299 件でした。

苦情件数のうち典型 7 公害に関する苦情は 2,523 件で、その内訳は、騒音 952 件、大気汚染 950 件、悪臭 420 件等となっています。また、典型 7 公害以外の苦情は 1,776 件となっています。

(6) 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

2019 年度は、23 市町村で 92 項目について実施されました。調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係 53 項目、土壌汚染関係 17 項目、大気汚染関係 8 項目、騒音関係 7 項目、悪臭関係と地盤沈下関係とその他が各 2 項目、振動関係 1 項目となっています。

なお、2020 年度は 22 市町村で 91 項目の調査研究が予定されています。